

目次

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）（第一条関係）	1
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）（第二条関係）	32
○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第三条関係）	156
○ 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）（第四条関係）	161
○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第五条関係）	168
○ 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）（第六条関係）	175
○ 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）（第七条関係）	176
○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（第八条関係）	179
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）（第九条関係）	181
○ 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）（第十条関係）	185
○ 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）（第十一条関係）	193
○ 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）（第十二条関係）	208
○ 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）（第十三条関係）	213
○ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）	

○	（第十四条関係）	215
○	刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）（第十五条関係）	220
○	刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）（第十六条関係）	226
○	成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（第十七条関係）	229
○	国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）（第十八条関係）	231
○	刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）（第十九条関係）	240
○	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（第二十条関係）	244
○	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（第二十一条関係）	246
○	不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第二十二条関係）	248
○	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（第二十三条関係）	253
○	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（第二十四条関係）	269
○	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（第二十五条関係）	280
○	国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）（第二十六条関係）	320
○	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（第二十七条関係）	333
○	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第二十八条関係）	342

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（第二十九条関係）	349
○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（第三十条関係）	350
○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第三十一条関係）	366
○ 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）（第三十二条関係）	369
○ 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（第三十三条関係）	371
○ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）（第三十四条関係）	373
○ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）（第三十五条関係）	377
○ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）（第三十六条関係）	381
○ 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（附則第二十三条関係）	394
○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（附則第二十四条関係）	395
○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（附則第二十五条関係）	396
○ 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）（附則第二十六条関係）	397
○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（附則第二十七条関係）	398
○ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（附則第二十八条関係）	399
○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（附則第二十九条関係）	400

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（附則第二十九条関係）	401
○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（附則第三十条関係）	402
○ 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第三十二条関係）	404
○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（附則第三十三条関係）	406
○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（附則第三十四条関係）	407
○ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）（附則第三十四条関係）	409
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第三十五条関係）	411
○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第三十六条関係）	414
○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（附則第三十七条関係）	439
○ 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（附則第三十八条関係）	440

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一編（略） 第一章（略） 第九章 押収、搜索等（第九十九条―第二百二十七条） 第十章（略） 第二編（略） 第七編（略） 附則 第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。ただし、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。 ② 前項の規定にかかわらず、第五十七條の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。 第九章 押収、搜索等 第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と料するものを差し押えることができる。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。	目次 第一編（略） 第一章（略） 第九章 押収及び搜索（第九十九条―第二百二十七条） 第十章（略） 第二編（略） 第七編（略） 附則 第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。 ② 前項の規定にかかわらず、第五十七條の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。 第九章 押収及び搜索 第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と料するものを差し押えることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③ （略）

（削る）

第二百二条の二 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。）をすることができる。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③ （略）

第九十九条の二 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。

（新設）

方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。） 同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

② 電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第二百五条の二 前三条の規定は、電磁的記録提供命令（

第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第二百三条及び前条中「又は所持する物」とあるのは、「その他利用する権限を有する電磁的記録」と読み替えるものとする。

第二百六条 公判廷外における差押え又は搜索は、差押状又は搜索状を発してこれをしなければならない。

第一百七条 差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事

（新設）

第二百六条 公判廷外における差押え、記録命令付差押え又は搜索は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状を発してこれをしなければならない。

第一百七条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に

項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

② (略)

③ 第六十四条第二項の規定は、第一項の差押状又は搜索状について準用する。

第八八条 差押状又は搜索状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記官又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

② 裁判所は、差押状又は搜索状の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。

③ (略)

④ 第七十一条の規定は、差押状又は搜索状の執行について準用する。

第九九条 検察事務官又は裁判所書記官は、差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第一百条 差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

② (略)

③ 第六十四条第二項の規定は、第一項の差押状、記録命令付差押状又は搜索状についてこれを準用する。

第八八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記官又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

② 裁判所は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。

③ (略)

④ 第七十一条の規定は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行についてこれを準用する。

第九九条 検察事務官又は裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第一百条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

第百十一条 差押状又は搜索状の執行については、錠を外し、封を開き、その他必要な処分をすることができ、公判廷で差押え又は搜索をする場合も、同様とする。

② (略)

③ 電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させたときは、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第百十二条 差押状又は搜索状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

② (略)

第百十三条 検察官、被告人又は弁護人は、差押状又は搜索状の執行に立ち会うことができる。ただし、身体拘束を受けている被告人は、この限りでない。

② 差押状又は搜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。ただし、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

③ (略)

第百十一条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押え、記録命令付差押え又は搜索をする場合も、同様である。

② (略)
(新設)

第百十二条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

② (略)

第百十三条 検察官、被告人又は弁護人は、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に立ち会うことができる。ただし、身体拘束を受けている被告人は、この限りでない。

② 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。ただし、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

③ (略)

第百十四条 公務所内で差押状又は搜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

② 前項の規定による場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状又は搜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらのを立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

第百十六条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状又は搜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

② 日没前に差押状又は搜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十七条 次に掲げる場所で差押状又は搜索状の執行をするについては、前条第一項に規定する制限によることを要しない。

一・二 (略)

第百十八条 差押状又は搜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終わるまでその場所

第百十四条 公務所内で差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

② 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらのを立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

第百十六条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

② 日没前に差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十七条 次に掲げる場所で差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をするについては、前条第一項に規定する制限によることを要しない。

一・二 (略)

第百十八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が

を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第二百二十条 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者（第一百十条の二の規定による処分又は電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならぬ。

② 電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作り、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならぬ。

③ 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百二十三条 （略）

② （略）

③ 押収物が次の各号に掲げる記録媒体で留置の必要がないものである場合において、当該各号に定める者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該各号に定める者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第二百二十条 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者（第一百十条の二の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならぬ。

（新設）

（新設）

第二百二十三条 （略）

② （略）

③ 押収物が第一百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差し押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

一 第一百十條の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体 差押えを受けた者

二 電磁的記録提供命令（第二百二條の二第一項第一号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者

④
（略）

第二百十三條の二 電磁的記録提供命令（第二百二條の二第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

② 前条第四項の規定は、前項の決定について準用する。

第二百二十四條の二 正当な理由がなく、第二百二條の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

い。

（新設）

（新設）

④
（略）

（新設）

（新設）

その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第二百二十五条 押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の

二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。第四項において同じ。）は、捜索又は電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。同項において同じ。）は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

②・③（略）

④ 受命裁判官又は受託裁判官がする押収、搜索又は電磁的記録提供命令については、裁判所がする押収、搜索又は電磁的記録提供命令に関する規定を準用する。ただし、第百条第三項の通知は、裁判所がこれをしな

第百五十七条の六（略）

② 裁判所は、証人（国内にいる者に限る。以下この項及び次項において同じ。）を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、適当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法によつて、尋問することが

第二百二十五条 押収又は搜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

②・③（略）

④ 受命裁判官又は受託裁判官がする押収又は搜索については、裁判所がする押収又は搜索に関する規定を準用する。但し、第百条第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならない。

第百五十七条の六（略）

② 裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法によつて、尋問することができる。

できる。

一、三 (略)

四 証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に
出頭することが著しく困難であると認めるとき。

五 (略)

六 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、そ
の年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情
により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が
精神の平穩を著しく害され、その処遇の適切な実施
に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
七 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同
一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又
は解放する行為がなされるおそれがあると認めると
き。

八 証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合
であつて、その職業、健康状態その他の事情により
証人がその尋問の日に同一構内に出頭することが
著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状
況その他の事情により当該日に尋問することが特
に必要であると認めるとき。

③ 前二項に規定する場合のほか、裁判所は、証人を尋
問する場合において、前二項に規定する方法のいづれ
かによつて尋問することについて検察官及び被告人に
異議がなく、証人の重要性、当該方法によつて尋問す
ることの必要性その他の事情を考慮し、相当と認める
ときは、当該方法によつて、尋問することができ
る。

④ 第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を
行う場合（同項第五号から第八号までの規定による場

一、三 (略)

(新設)

四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

③ 前二項に規定する方法により証人尋問を行う場合（
前項第四号の規定による場合を除く。）において、裁

合を除く。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声と同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。

⑤
（略）

第七十一条 前章の規定は、勾引に関する規定を除き、鑑定について準用する。この場合において、第五十七条の六第二項中「ときは、」とあるのは、「とき又は鑑定人を尋問する場合（鑑定の経過及び結果に関する尋問をする場合を除く。）において、相当と認めるときは、」と読み替えるものとする。

第七十八条 前章の規定は、通訳及び翻訳について準用する。この場合において、第七十一条において準用する第五十七条の六第二項中「場合において、次に掲げる場合であつて」とあるのは「場合において」と、「方法に」とあるのは「方法（当該方法による通訳又は翻訳が著しく困難であるときにあつては、音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法）」に」と読み替えるものとする。

第七十九条 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に

裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声と同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。

④
（略）

第七十一条 前章の規定は、勾引に関する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第七十八条 前章の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

第七十九条 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に

限り、裁判官に押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

②（略）

第一百八十条 検察官及び弁護人は、裁判所において、前条第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。ただし、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第二百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

③（略）

第一百九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。ただし、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。

②（略）

③ 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押えをし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置して

限り、裁判官に押収、搜索、検証、証人の尋問又は鑑定

②（略）

第一百八十条 検察官及び弁護人は、裁判所において、前条第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第二百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

③（略）

第一百九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。

②（略）

③ 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録し

いる者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面又は電磁的記録により求めることができる。この場合において、当該求めに係る電磁的記録について差押えをし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

④
・ ⑤ (略)

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

③ ②
(略)
検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、

裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

⑥ ④
・ ⑤ (略)
第三項の許可の請求は、前項の請求をする際に、検

ている電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

④
・ ⑤ (略)

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

②
(新設)
(略)

③
・ ④
(新設)
(略)

察官、検察事務官又は司法警察員からしなければならない。

⑦ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなく
なつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求に
より、これを取り消さなければならない。

⑧ (略)
⑨ 裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める条件を
付することができる。

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人
の氏名、罪名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所
、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供
させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しく
は物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件
、有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しく
は検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすること
ができず令状はこれを返還しなければならない旨並び
に発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記
載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

② (略)
③ 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の

令状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならな
い旨を命ずる期間を記載しなければならない。
④ 第六十四条第二項の規定は、前条の令状について準
用する。

(新設)

⑤ (略)
⑥ 裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める条件を
附することができる。

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人
の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しく
は印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若し
くは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しく
は物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体
及び身体 of 検査に関する条件、有効期間及びその期間
経過後は差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証に
着手することができず令状はこれを返還しなければな
らない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定
める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなけ
ればならない。

② (略)
(新設)

③ 第六十四条第二項の規定は、前条の令状についてこ
れを準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第二百一条、第二百三条から第五十五条まで、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百一十一条第一項前段及び第二項、第一百一十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第一項、第二百二十一条第一項及び第二項、第二百二十二条、第二百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百二十四条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は搜索によつて、第一百十条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）によつて、第二百五条の二、第一百十条、第一百十一条第三項、第二百二十条第二項及び第三項並びに第二百二十三条の二第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）によつて、第一百十条、第一百一十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百十八条、第二百二十九条、第一百三十一条及び第三百七条から第四百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証によつて、それぞれ準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②
(略)

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第二百一条から第五十五条まで、第一百十条から第一百十二条まで、第一百十四条、第一百十五条及び第一百十八条から第二百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は搜索によつて、第一百十条、第一百十一条の二、第一百十二条、第一百十四条、第一百十八条、第一百十九条、第一百三十一条及び第三百七条から第四百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証によつてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②
(略)

③ 第一百六条及び第一百七十七条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする差押え又は搜索について準用する。

④ 日出前、日没後には、令状に夜間でも検証をするこ
とができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官
又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてす
る検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造
物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第
百十七条各号に掲げる場所については、この限りでな
い。

⑤ (略)

⑥ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十
八条の規定により差押え、搜索又は検証をするについ
て必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせるこ
とができる。

⑦ (略)

⑧ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十
八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合にお
いて、第一項において準用する第一百十条の規定による
令状の提示のため必要があるときは、裁判官の許可を
受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若し
くは船舶内に入ることができる。

⑨ 前項の許可の請求は、第二百十八条第五項の請求を
する際に、検察官、検察事務官又は司法警察員からし
なければならない。

⑩ 裁判官は、第八項の許可をするときは、第二百十八
条の令状に立ち入るべき場所を記載しなければならな

③ 第一百六条及び第一百七十七条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は搜索について、これを準用する。

④ 日出前、日没後には、令状に夜間でも検証をするこ
とができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官
又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてす
る検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造
物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第百
十七条に規定する場所については、この限りでない。

⑤ (略)

⑥ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十
八条の規定により差押、搜索又は検証をするについ
て必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせるこ
とができる。

⑦ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

い。

⑪ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合（第八項の許可を受けた場合に限る。）における第一項において準用する第一百十条の規定による令状の提示については、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

一 錠を外すこと。

二 何人に対しても、検察官、検察事務官又は司法警察職員の許可を受けないで令状の提示をする場所に出入りすることを禁止すること。

三 この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は令状の提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

⑫ 第八項の規定にかかわらず、日出前、日没後には、第二百十八条の令状（第十項の規定により立ち入るべき場所が記載されたものに限る。）に夜間でも令状の提示をすることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、同条の規定により電磁的記録提供命令をする場合における第一項において準用する第一百十条の規定による令状の提示のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第一百七条各号に掲げる場所については、この限りでない。

第二百二十二条の二 正当な理由がなく、第二百十八条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三

（新設）

（新設）

（新設）

項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第二百二十二条の三 (略)

- 第二百七十条 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。

- ② 前項の規定にかかわらず、第二百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第二百九十二条の二 (略)

- ② ⑤ (略)

- ⑥ 第二百五十七条の四、第二百五十七条の五並びに第一百七条の六第一項、第二項(第八号に係る部分を除く。)及び第三項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。

- ⑦ ⑨ (略)

第三百三条 公判準備においてした証人その他の者の尋問、検証、押収(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。)、搜索及び電磁的記録提供命令

第二百二十二条の二 (略)

- 第二百七十条 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

- ② 前項の規定にかかわらず、第二百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第二百九十二条の二 (略)

- ② ⑤ (略)

- ⑥ 第二百五十七条の四、第二百五十七条の五並びに第一百七条の六第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。

- ⑦ ⑨ (略)

第三百三条 公判準備においてした証人その他の者の尋問、検証、押収及び搜索の結果を記載した書面並びに押収した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければな

(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。
。) (当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提
供させることを含む。)の結果を記載した書面並びに
押収した物及び電磁的記録提供命令(同号口に掲げる
方法による提供を命ずるものに限る。)により提供さ
せた電磁的記録を記録した記録媒体については、裁判
所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこ
れを取り調べなければならない。

第三百五条 (略)

②④ (略)

⑤ 第五百五十七条の六第五項の規定により記録媒体がそ
の一部とされた調書の取調べについては、第一項又は
第二項の規定による朗読に代えて、当該記録媒体を再
生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被
告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、
当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請
求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該
調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこ
れを告げることができる。

⑥ 裁判所は、前項の規定により第五百五十七条の六第五
項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要
と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見
を聴き、第五百五十七条の五に規定する措置を採ること
ができる。

第三百七条の二 検察官、被告人又は弁護人の請求によ
り、電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は

らない。

第三百五条 (略)

②④ (略)

⑤ 第五百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がそ
の一部とされた調書の取調べについては、第一項又は
第二項の規定による朗読に代えて、当該記録媒体を再
生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被
告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、
当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請
求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該
調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこ
れを告げることができる。

⑥ 裁判所は、前項の規定により第五百五十七条の六第四
項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要
と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見
を聴き、第五百五十七条の五に規定する措置を採ること
ができる。

(新設)

、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させなければならぬ。ただし、裁判長は、自らこれらの措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせることができる。

② 裁判所が職権で電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自ら前項に規定する措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせなければならない。

③ 第三百五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による措置について準用する。

第三百七条の三 第二百九十一条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から前条までの規定は、これを適用せず、証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百十六条の十五 検察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めると

第三百七条の二 第二百九十一条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百十六条の十五 検察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めると

きは、速やかに、同項第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一〇八（略）

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続等記録書面（押収手続又は電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により電磁的記録を提供させる手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収又は電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況又はその命令をした者、電磁的記録の提供の年月日その他の電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供の状況を記録したものをいう。次項及び第三項第二号イにおいて同じ。）

② 前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続等記録書面（前条第一項又は前項の規定による開示をしたものを除く。）について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

③ 被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求をすると

きは、速やかに、同項第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一〇八（略）

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面（押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。次項及び第三項第二号イにおいて同じ。）

② 前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続記録書面（前条第一項又は前項の規定による開示をしたものを除く。）について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

③ 被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求をすると

きは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 (略)

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 開示の請求に係る押収手続等記録書面を識別するに足りる事項

ロ (略)

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合を含む。次号において同じ。)における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二・三 (略)

②④ (略)

第三百四十六条の二 電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。)により移転させた電磁的記録について、

きは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 (略)

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 開示の請求に係る押収手続記録書面を識別するに足りる事項

ロ (略)

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前(第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。)における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二・三 (略)

②④ (略)

(新設)

没収の言渡しがないときは、当該電磁的記録の複写を許す言渡しがあつたものとする。ただし、不正に作られた電磁的記録については、この限りでない。

第三百五十条の二十四 第三百五十条の二十二の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条の二までの規定は、これを適用しない。

② (略)

第四百二十条 (略)

② 前項の規定は、勾留、保釈、押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の還付、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は第二百十三条の二第一項（第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による複写に関する決定及び鑑定のためにする留置に関する決定については、これを適用しない。

③ (略)

第四百二十九条 裁判官が次に掲げる裁判をした場合に
おいて、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした
裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官が
した裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁

第三百五十条の二十四 第三百五十条の二十二の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

② (略)

第四百二十条 (略)

② 前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する決定及び鑑定ののためにする留置に関する決定については、これを適用しない。

③ (略)

第四百二十九条 裁判官が次に掲げる裁判をした場合に
おいて、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした
裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官が
した裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁

判の取消し又は変更を請求することができる。

一 (略)

二 勾留、保釈、押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の還付、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は第二百二十三条の二第一項（第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による複写に関する裁判

三 五 (略)

② 第四百二十条第三項の規定は、前項の請求について準用する。

③ ⑥ (略)

第四百三十条 検察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分又は押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の還付、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、第二百十八条第三項の規定による命令若しくは第二百二十二条第一項若しくは第五百十三条第六項において準用する第二百二十三条の二第一項の規定による複写に関する処分）に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

② 司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は

判の取消し又は変更を請求することができる。

一 (略)

二 勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する裁判

三 五 (略)

② 第四百二十条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

③ ⑥ (略)

第四百三十条 検察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

② 司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は

簡易裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

③ (略)

第四百九十八条の二 (略)

② 不正に作られた電磁的記録については、複写を許してはならない。

③ (略)

第四百九十九条の二 前条第一項の規定は第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写及び第二百二十三条の第二項の規定による複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及び第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写並びに第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条の第二項の規定による複写について、それぞれ準用する。

② (略)

第五百九条 検察官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証をすることができ、この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

② ⑤ (略)

第五百十条 前条第一項の令状には、裁判の執行を受ける者の氏名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所、

簡易裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

③ (略)

第四百九十八条の二 (略)

(新設)

② (略)

第四百九十九条の二 前条第一項の規定は第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及び第二百二十二条第二項において準用する第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写について、それぞれ準用する。

② (略)

第五百九条 検察官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができ、この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

② ⑤ (略)

第五百十条 前条第一項の令状には、裁判の執行を受ける者の氏名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは

身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

②・③ (略)

第五百十一条 裁判所又は裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、令状を発して、差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

②・③ (略)

第五百十一条の二 裁判所又は裁判官は、裁判の執行に關して必要があると認めるときは、電磁的記録提供命令をすることができる。

② 前項の規定による電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第五百十三条 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条、第一百三條から第五條まで、第一百条、第一百条の二前段、第一百一十條第一項前段及び第二項、第一百一十條

印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

②・③ (略)

第五百十一条 裁判所又は裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、令状を発して、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

②・③ (略)

(新設)

第五百十三条 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条から第五條まで、第一百条、第一百条の二前段、第一百一十條第一項前段及び第二項、第一百一十條の二前段、第

の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第一項、第二百二十一条第一項及び第二項、第二百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百二十二条第六項の規定は、検察官が第五百九条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百十条及び第二百二十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令（第一百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）について、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百十八条、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十七条から第一百四十条まで及び第二百二十二条第四項から第七項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるものの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手續において執行官による取上げの対象となるべきもの」と、第一百条第一項、第一百二条、第一百五条ただし書及び

第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条から第一百二十条まで、第二百二十一条第一項及び第二項、第二百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百二十二条第六項の規定は、検察官が第五百九条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百十八条、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十七条から第一百四十条まで及び第二百二十二条第四項から第七項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるものの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手續において執行官による取上げの対象となるべきもの」と、第一百条第一項、第一百二条、第一百五条ただし書及び第一百三十七条第一項中「被告人」とあり、並びに第二百二十二条第六項中「被疑者」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第一百条第二項並びに第二百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第一百条第三項ただし書中「審理

第三百三十七条第一項中「被告人」とあり、並びに第二百二十二条第六項中「被疑者」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百条第二項並びに第二百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第二百二十二条第七項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項において読み替えて準用する第三百三十七条第一項」と、同条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」と、同条第九項中「第二百十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八条」とあるのは「第五百九条」と読み替えるものとする。

② 第百十六条及び第百十七条の規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする差押え又は搜索について準用する。

③ ⑤ (略)

⑥ 第二百五条の二、第百十条、第百十一条第三項、第百二十条第二項及び第三項、第二百二十三条の二第一項並びに第二百二十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)(において準用する。この場合において、第百五条の二において読み替えて準用する第百五条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百二十三条の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁

判」とあるのは「裁判の執行」と、第二百二十二条第七項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項において読み替えて準用する第三百三十七条第一項」と読み替えるものとする。

② 第百十六条及び第百十七条の規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は搜索について準用する。

③ ⑤ (略)
(新設)

判の執行」と、第二百二十二条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第六項」と、同条第九項中「第二百十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八条」とあるのは「第五百九条」と読み替えるものとする。

⑦ 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条、第一百三十一条から第一百五十五条まで、第一百八条第一項から第三項まで、第一百九条、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百十一条第一項前段及び第二項、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十三条第三項、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第一項、第一百二十一条、第一百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百五条の規定は、裁判所又は裁判官が前三条の規定によつてする押収（電磁的記録提供命令（第一百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）又は搜索について、第一百八条第一項から第三項まで、第一百九条、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十三条第三項、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第一項から第三項まで及び第四項本文、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十七条から第一百四十条まで並びに第二百二十二条第四項及び第五項の規定は、裁判所又は裁判官が第二百五十一条の規定によつてする検証について、それぞれ「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるもの

⑥ 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条から第一百五十五条まで、第一百八条第一項から第三項まで、第一百九条、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百十一条第一項前段及び第二項、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十三条第三項、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条から第一百二十一条まで、第一百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百五条の規定は、裁判所又は裁判官が前二条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百八条第一項から第三項まで、第一百九条、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十三条第三項、第一百十四条、第一百十八条、第一百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十七条から第一百四十条まで並びに第二百二十二条第四項及び第五項の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料又は裁判の執行の対象となるものを管理するために使用されている物」と、第一百条第一項、第一百二条、第一百五十五条ただし

の所在若しくは状況に関する資料又は裁判の執行の対象となるものを管理するために使用されている物」と、
第百条第一項、第百二条、第百五条ただし書、第百八条第一項ただし書、第百十三条第三項及び第百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百条第二項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第百二十五条第四項ただし書中「裁判所」とあるのは「裁判所又は第五百十三条第七項において準用する第一項の規定による嘱託をした裁判官」と、第百二十二条第四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。

⑧ 第百十六条及び第百十七条の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする差押え又は搜索について準用する。

⑨
(略)

⑩ 第百五条の二、第百十一条第三項、第百二十条第二項及び第三項、第百二十三条の二第一項並びに第百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)について準用する。この場合において、第百五条の二において読み替えて準用する第百五条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を

書、第百八条第一項ただし書、第百十三条第三項及び第百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百条第二項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第百二十五条第四項ただし書中「裁判所」とあるのは「裁判所又は第五百十三条第六項において準用する第一項の規定による嘱託をした裁判官」と、第百二十二条第四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。

⑦ 第百十六条及び第百十七条の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は搜索について準用する。

⑧
(略)
(新設)

受ける者」と、第二百二十三條の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と読み替えるものとする。

⑪ 第四百九十九條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項及び第七項において読み替えて準用する第二百二十三條第一項の規定による押収物の還付について準用する。この場合において、第四百九十九條第三項中「前二項」とあるのは、「第五百十三條第十一項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

⑫ 第四百九十九條第一項の規定は、第一項及び第七項において読み替えて準用する第二百二十三條第三項の規定による交付又は複写並びに第六項及び第十項において読み替えて準用する第二百二十三條の二第一項の規定による複写について準用する。

⑬ (略)

第五百十三條の二 正当な理由がなく、第五百九條第一項又は第五百十一條の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

⑨ 第四百九十九條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第二百二十三條第一項の規定による押収物の還付について準用する。この場合において、第四百九十九條第三項中「前二項」とあるのは、「第五百十三條第九項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

⑩ 第四百九十九條第一項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第二百二十三條第三項の規定による交付又は複写について準用する。

⑪ (略)

(新設)

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（第二条関係）

改正案	現行
目次 第一編（略） 第一章（第五章）（略） 第六章 書類及び送達（第四十七条―第五十四条） 第六章の二 電子情報処理組織による申立て等（第五十四条の二―第五十四条の四） 第七章（第十三章）（略） 第十四章 証拠保全（第一百七十九条―第一百八十条の二） 第十五章・第十六章（略） 第二編（第六編）（略） 第七編（略） 第一章（略） 第二章 裁判の執行に関する調査（第五百七条―第五百十六条） 第八編 雑則（第五百十七条） 附則 第四十条 弁護士は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）及び証拠物（電磁的記録であるも	目次 第一編（略） 第一章（第五章）（略） 第六章 書類及び送達（第四十七条―第五十四条） 第七章（第十三章）（略） 第十四章 証拠保全（第一百七十九条・第一百八十条） 第十五章・第十六章（略） 第二編（第六編）（略） 第七編（略） 第一章（略） 第二章 裁判の執行に関する調査（第五百七条―第五百十六条） 附則 第四十条 弁護士は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。ただし、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

のを含む。第九十九条第一項、第一百九条、第二百三条第一項、第二百四十二条、第二百四十六条、第二百五十八条、第三百六条及び第三百七条を除き、以下同じ。）を閲覧し、及び謄写することができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

②

前項の場合において、次に掲げる行為をするについては、裁判長の許可を受けなければならない。

一 証拠物を謄写すること（次号及び第三号に掲げるものを除く。）。

二 訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを複写する方法により謄写すること。

三 訴訟に関する書類又は証拠物（当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの）を電磁的記録として記録する方法により謄写すること。

③

前二項の規定にかかわらず、第五百五十七条の六第五項に規定する電磁的記録は、謄写することができない。

第四十条の二

弁護士は、公訴の提起後は、訴訟に関する

（新設）

② 前項の規定にかかわらず、第五百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

（新設）

る書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている場合においては、裁判長の許可を受けて、電磁的方法（電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と弁護人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう。）により、これを閲覧し、又は謄写することができる。

② 前条第一項後段の規定は前項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前項の規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び同条第二項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。

第四十六条（略）

② 裁判書が電磁的記録であるとき、又は裁判が電磁的記録である調書に記録されているときは、被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供を請求することができる。

第四十八条（略）

第四十六条（略） （新設）

第四十八条（略）

② 公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

③ 公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記録しなければならない。

④ 公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにファイルに記録しなければならない。ただし、判決を宣告する公判期日の公判調書は当該公判期日後七日以内に、公判期日から判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の公判調書は当該公判期日後十日以内（判決を宣告する日までの期間が三日に満たないときは、当該判決を宣告する公判期日後七日以内）に、ファイルに記録すれば足りる。

第四十九条 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴することができ、被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の内容の朗読を求めることができる。

第五十条 公判調書が次回の公判期日までにファイルに記録されなかったときは、裁判所書記官は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合に

（新設）

② 公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

③ 公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。ただし、判決を宣告する公判期日の調書は当該公判期日後七日以内に、公判期日から判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は当該公判期日後十日以内（判決を宣告する日までの期間が三日に満たないときは、当該判決を宣告する公判期日後七日以内）に、整理すれば足りる。

第四十九条 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができ、被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十条 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所書記官は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求

において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。次条第一項、第六十五条第二項、第一百五十七条の六第五項、第九十八条及び第二百四十一条第三項において同じ。）に記載し、又は記録しなければならない。

② 被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までにはファイルに記録されなかったときは、裁判所書記官は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならない。

第五十一条 検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記録の正確性につき異議を申し立てることができる。

異議の申立てがあつたときは、その旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。

② 前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。ただし、第四十八条第四項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日後にファイルに記録された公判調書については、ファイルに記録された日から十四日以内にこれを行うことができる。

第五十二条 公判期日における訴訟手続で公判調書に記録されたものは、当該公判調書のみによつてこれを証明することができる。

をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

② 被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までには整理されなかったときは、裁判所書記官は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならない。

第五十一条 検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。

異議の申立てがあつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

② 前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。ただし、第四十八条第三項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内にこれを行うことができる。

第五十二条 公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。ただし、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

② (略)

③ 日本国憲法第八十二条第二項ただし書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

④ 第一項の訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、同項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

⑤ (略)

第五十四条 送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条の四及び第一編第五章第四節第四款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第九十九条の第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

第六章の二 電子情報処理組織による申立て等

第五十四条の二 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述（以下「申立て等」という。）であつて、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてするものとされているも

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

② (略)

③ 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。
(新設)

④ (略)

第五十四条 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定を除く。）を準用する。

(新設)

(新設)

のについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる。

② 前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの法律の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

③ 第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなす。

第五十四条の三 検察官及び弁護士である弁護人は、申立て等については、口頭でする場合を除き、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該申立て等に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりしなければならない。ただし、次に掲げる申立て等については、この限りでない。

（新設）

一 令状の請求

二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八章又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十七条若しくは第十八条の罪に係る事件に係る略式命令の請求及びこれと同時にする公訴の提起（これらの事件の簡易かつ迅速な処理に関する準則で定める様式の書面によりするものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、裁判所の規則で定める申立て等

② 前項の規定は、検察官又は弁護士である弁護士が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

第五十四条の四 申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第六十一条 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を

（新設）

第六十一条 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を

告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをする¹ことができない。ただし、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

② 裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合において、裁判所に被告人を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事施設に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ²る方法によつて、当該手続をすることができ³る。この場合において⁴は、被告人に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならない。

第六十二条 (略)

② 召喚状、勾引状又は勾留状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければなら⁵ない。

② 召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 召喚状が書面による場合 記名押印すること。
- 二 召喚状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で

告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをする¹ことができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

(新設)

第六十二条 (略)

(新設)

第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければなら⁵ない。

(新設)

定める記名押印に代わる措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 勾引状又は勾留状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長又は受命裁判官に提出しなければならない旨

② 勾引状又は勾留状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

一 勾引状又は勾留状が書面による場合 記名押印すること。

二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（勾引状又は勾留状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

③（略）

④ 被告人の住居が明らかでないときは、これを記載し、又は記録することを要しない。

第六十五条（略）

② 被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。

③（略）

第六十六条（略）

② ④（略）

⑤ 第六十四条の規定は、前項の勾引状について準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載し、又は記録しなければならない。

第七十三条 勾引状を執行するには、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

② ③（略）
被告人の住居が明らかでないときは、これを記載すること

第六十五条（略）

② 被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

③（略）

第六十六条（略）

② ④（略）

⑤ 第六十四条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十三条 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁

措置をとつた上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された裁判所その他の場所にこれを引致しなければならない。第六十六条第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

一 勾引状が書面である場合 勾引状を示すこと。

二 勾引状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾引状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

② 勾留状を執行するには、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつた上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設にこれを引致しなければならない。

一 勾留状が書面である場合 勾留状を示すこと。

二 勾留状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

③ 勾引状又は勾留状について第一項各号又は前項各号に定める措置をとることができない場合において、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。この場合において、できる限り速やかに、第一項各号又は前項

裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六条第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

（新設）
（新設）

② 勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならない。

（新設）
（新設）

③ 勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

各号に定める措置をとらなければならない。

第七十七条 (略)

② (略)

③ 第六十一条第一項ただし書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、第一項に規定する事項及び公訴事実の要旨を告げるとともに、前項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

④ 前条第三項の規定は、第一項の告知、第二項の教示並びに前項の告知及び教示について準用する。

第九十四条 (略)

② (略)

③ 裁判所は、有価証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の提出した保証書（電磁的記録を含む。）をもつて保証金に代えることを許すことができる。

第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、被告人に対し、勾留状について第一号に掲げる措置をとるとともに、保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定又は期間を指定した勾留の執行停止の決定について第二号に掲げる措置をとつた上、これを刑事施設に収容しなければならない。

一 勾留状が書面である場合にあつては、その謄本を

第七十七条 (略)

② (略)

③ 第六十一条ただし書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、第一項に規定する事項及び公訴事実の要旨を告げるとともに、前項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

④ 前条第三項の規定は、第一項の告知、第二項の教示並びに前項の告知及び教示についてこれを準用する。

第九十四条 (略)

② (略)

③ 裁判所は、有価証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

（新設）

示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 当該決定が書面である場合にあつては、その謄本を示し、当該決定が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

② 前項各号に掲げる措置をとることができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。

③ 第七十一条の規定は、前二項の規定による収容について準用する。

第九十九条（略）

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管

（新設）

② 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

③ 第七十一条の規定は、前二項の規定による収容についてこれを準用する。

第九十九条（略）

② 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③ (略)

第百六条 (略)

② 差押状又は搜索状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第一百七条 差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項及び発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 差押状又は搜索状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員(次

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③ (略)

第百六条 (略)

(新設)

第一百七条 差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

(新設)

(新設)

条第一項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあっては、裁判所書記官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

- ② 第九十九条第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載し、又は記録しなければならない。

- ③ 差押状又は搜索状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 差押状又は搜索状が書面による場合 記名押印すること。

二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（差押状又は搜索状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

- ④ 第六十四条第三項の規定は、第一項の差押状又は搜索状について準用する。

第百八条 （略）

- ② 裁判所は、差押状又は搜索状の執行に関し、その執

- ② 第九十九条第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。
（新設）

- ③ 第六十四条第二項の規定は、第一項の差押状又は搜索状について準用する。

第百八条 （略）

- ② 裁判所は、差押状又は搜索状の執行に関し、その執

行をする者に対し書面又は電磁的記録により適当と認める指示をすることができる。

③・④ (略)

第一百十条 差押状については、処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 差押状が書面である場合 差押状を示すこと。

二 差押状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、差押状に記録された事項及び第一百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

② 搜索状については、処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 搜索状が書面である場合 搜索状を示すこと。

二 搜索状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、搜索状に記録された事項及び第一百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第一百十六条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載又は記録がなければ、差押状又は搜索状の執行のため、人の住居又は人の看守す

行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。

③・④ (略)

第一百十条 差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第一百十六条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状又は搜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、

る邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることとはできない。

② (略)

第百十九条 搜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書(電磁的記録をもつて作成するものを含む。)を提供しなければならない。ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百二十条 押収をした場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者(第百十条の二の規定による処分又は電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を受けた者を含む。又はこれらの者に代わるべき者に提供しなければならない。

② (略)

③ 前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百五十七条 (略)

② 証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。ただし、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この

建造物若しくは船舶内に入ることとはできない。

② (略)

第百十九条 搜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第百二十条 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者(第百十条の二の規定による処分又は電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を受けた者を含む。又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。

② (略)

③ 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百五十七条 (略)

② 証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この限

限りでない。

③
(略)

④ 裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項並びに第五百七条の六第一項及び第二項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その尋問に立ち会つたものとみなす。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出席することが著しく困難であると認めるとき。

⑤ 弁護人は、裁判所が前項の規定により証人を尋問するとき、被告人が在席する場所に在席することができず、この場合において、その場所に在席した弁護人は、その尋問に立ち会つたものとみなす。

りでない。

③
(略)
(新設)

(新設)

第一百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする）ことができる方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

② (略)

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。

一 三 (略)

②・③ (略)

④ 第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を

第一百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

② (略)

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。

一 三 (略)

②・③ (略)

④ 第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を

行う場合（同項第五号から第八号までの規定による場合を除く。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録として記録し、これをファイルに記録することができる。

⑤ 前項の規定によりファイルに記録した電磁的記録は、調書の一部とするものとする。

第百六十七条 （略）

② （略）

③ 鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

④・⑤ （略）

⑥ 勾留に関する規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、第一項の留置について準用する。ただし、保釈に関する規定は、この限りでない。

⑦ （略）

第百六十八条 （略）

② 裁判所は、前項の許可をするには、許可状を発して、これをしなければならない。

行う場合（同項第五号から第八号までの規定による場合を除く。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。

⑤ 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第百六十七条 （略）

② （略）

（新設）

③・④ （略）

⑤ 勾留に関する規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、第一項の留置についてこれを準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

⑥ （略）

第百六十八条 （略）

② 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載し

③ 前項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

④ 第二項の許可状には、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

⑤ 裁判所は、身体の検査に関し、相当と認める条件を付することができる。

⑥ 鑑定人は、第一項の処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第二項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。

二 第二項の許可状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、同項の許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

⑦ 第二項から前項までの規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

⑧ 第三百三十一条、第三百三十七条、第三百三十八条及び第四百四十条の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の検査について準用する。

第一百八十条 検察官及び弁護人は、裁判所において、前条第一項の処分に関する書類（電磁的記録を含む。以

た許可状を発して、これをしなければならない。

（新設）

（新設）

③ 裁判所は、身体の検査に関し、相当と認める条件を付することができる。

④ 鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。

（新設）

（新設）

⑤ 前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

⑥ 第三百三十一条、第三百三十七条、第三百三十八条及び第四百四十条の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第一百八十条 検察官及び弁護人は、裁判所において、前条第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、及

下この条及び次条において同じ。）及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができ。この場合において、当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

② 前項の場合において、弁護人が次に掲げる行為をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

一 証拠物を謄写すること（次号及び第三号に掲げるものを除く。）。

二 前条第一項の処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを複写する方法により謄写すること。

三 前条第一項の処分に関する書類又は証拠物（当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したものを）を電磁的記録として記録する方法により謄写すること。

③ 前二項の規定にかかわらず、第百五十七条の六第五項に規定する電磁的記録は、謄写することができない。

④ 被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、前条第一項の処分に関する書類及び証拠物

び謄写することができる。ただし、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

（新設）

② 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

③ 被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、第一項の書類及び証拠物を閲覧することが

を閲覧することができる。ただし、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

- ⑤ 前項本文の場合において、前条第一項の処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第百八十条の二 検察官は、第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、電磁的方法（電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう。）により、これを閲覧し、及び謄写することができる。

- ② 弁護人は、前項に規定する場合においては、裁判官の許可を受けて、第四十条の二第一項に規定する電磁的方法により、第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

- ③ 前条第一項後段の規定は前二項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前二項の規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。

できる。ただし、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

- 第九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。ただし、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
- ② 前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- ③ (略)
- ④ 前項の調書については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載し、又は記録しなければならない。
- 一 調書を書面をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの
- 二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の被疑者が、調書に誤りのないことを申し立てたときは、被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。
- 一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。
- 二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとること。

- 第九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。ただし、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
- ② 前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- ③ (略)
- ④ 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。
- (新設)
- (新設)
- ⑤ 被疑者が、調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。
- (新設)

第百九十九条 (略)

② 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。第四項及び第二百一条の二第一項において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

③ 逮捕状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

④ (略)

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 逮捕状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 逮捕状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録

第百九十九条 (略)

② 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項及び第二百一条の二第一項において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(新設)

③ (略)

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

(新設)

(新設)

した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

② 逮捕状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 逮捕状が書面による場合 記名押印すること。

二 逮捕状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（逮捕状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

③ 第六十四条第三項及び第四項の規定は、逮捕状について準用する。

第二百一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 逮捕状が書面である場合 逮捕状を示すこと。

二 逮捕状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に記録された事項及び前条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

② 第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合について準用する。

第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定

（新設）

② 第六十四条第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

（新設）

（新設）

② 第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定

させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、第三項の規定による措置に用いるものとして、当該個人特定事項の記載又は記録がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの提供を請求することができる。

一・二 (略)

② 裁判官は、前項の規定による請求を受けた場合において、第九十九条第二項の規定により逮捕状を発するときは、これと同時に、次項の規定による措置に用いるものとして、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載し、又は記録した逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものを提供するものとする。ただし、当該請求に係る者が前項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかとなるときは、この限りでない。

③ 前項の規定による逮捕状に代わるものの提供があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることができる。

一 逮捕状に代わるものが書面である場合 逮捕状に代わるものを示すこと。

二 逮捕状に代わるものが電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

④ 第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があ

させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。

一・二 (略)

② 裁判官は、前項の規定による請求を受けた場合において、第九十九条第二項の規定により逮捕状を発するときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が前項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかとなるときは、この限りでない。

③ 前項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、当該逮捕状に代わるものを被疑者に示すことができる。

(新設)

(新設)

④ 第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があ

つた場合において、当該逮捕状に代わるものについて前項の規定による措置をとることができない場合であつて、急速を要するときは、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第七十三条第三項の規定にかかわらず、被疑者に対し、逮捕状に記載され又は記録された個人特定事項のうち当該逮捕状に代わるものに記載又は記録がないものを明らかにしない方法により被疑事実の要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられている旨を告げて、逮捕状により被疑者を逮捕することができ。この場合においては、できる限り速やかに、前項の規定による措置をとらなければならない。

つた場合において、当該逮捕状に代わるものを所持しないためこれを示すことができない場合であつて、急速を要するときは、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第七十三条第三項の規定にかかわらず、被疑者に対し、逮捕状に記載された個人特定事項のうち当該逮捕状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により被疑事実の要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられている旨を告げて、逮捕状により被疑者を逮捕することができ。ただし、当該逮捕状に代わるものは、できる限り速やかに示さなければならない。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物並びに電磁的記録と共にこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

第二百五条 (略)
② 検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることがする方法によつて、前項の規定によ

第二百五条 (略)
(新設)

り弁解の機会を与えるときは、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定により弁解の機会を与える旨を告げなければならない。

③ 第一項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

④ 第一項及び前項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

⑤ 第一項及び第三項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百七条の二 検察官は、第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、前条第一項の勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たっては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び勾留状を執行するための措置に用いるものとして当該個人特定事項の記載又は記録がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを提供することを請求することができる。

② 裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たっては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前条第五項本文の規定により勾留状を発するときには、これと同時に、勾留状を執行するための措置に用いるものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載し、又は記録した勾留状の抄本その他の勾留状に代わる

② 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

③ 前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

④ 第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百七条の二 検察官は、第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、前条第一項の勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たっては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び被疑者に示すものとして当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付することを請求することができる。

② 裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たっては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前条第五項本文の規定により勾留状を発するときには、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付するものとする。ただし、

ものを提供するものとする。ただし、当該請求に係る者が第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなきときは、この限りでない。

第二百七条の三 (略)

② (略)

③ 裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を被疑者に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に用いるものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載し、又は記録した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを提供するものとする。

④ (略)

⑤ 第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合にあつては勾留状について、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合にあつては第三項の勾留状に代わるものについて、被疑者に対し、それぞれ第一号又は第二号に掲げる措置をとらなければならぬ。

一 勾留状が書面である場合にあつては、これを示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び勾留状にとられた記名押印に代わる措置

当該請求に係る者が第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなきときは、この限りでない。

第二百七条の三 (略)

② (略)

③ 裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を被疑者に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付するものとする。

④ (略)

⑤ 第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合にあつては勾留状を、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合にあつては第三項の勾留状に代わるものを、被疑者に示さなければならぬ。

(新設)

に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 第三項の勾留状に代わるものが書面である場合に
あつては、これを示し、同項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、同項の勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百十八条 (略)

② ⑤ (略)

⑥ 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

⑦ 第三項の許可の請求は、第五項の請求をする際に、
検察官、検察事務官又は司法警察員からしなければならない。

⑧ ⑩ (略)

第二百十九条 前条第一項の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

(新設)

第二百十八条 (略)

② ⑤ (略)
(新設)

⑥ 第三項の許可の請求は、前項の請求をする際に、
検察官、検察事務官又は司法警察員からなければならない。

⑦ ⑨ (略)

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記

一 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

② 前条第二項の場合には、同条第一項の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載し、又は記録しなければならない。

③ 前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。
二 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

（新設）

（新設）

② 前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

（新設）

④ 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条第一項の令状にその旨及び同条第三項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならぬ。

⑤ 第六十四条第三項の規定は、前条第一項の令状について準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第二百二条、第二百三条から第五十五条まで、第一百十條、第一百十條の二前段、第一百一十條第一項前段及び第二項、第一百一十條の二前段、第一百十二條、第一百十四條、第一百十五條、第一百十八條、第一百十九條、第一百二十條第一項及び第三項、第二百一十條第一項及び第二項、第二百二十二條、第二百二十三條第一項から第三項まで並びに第二百二十四條の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條、第二百二十條及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百十條第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする電磁的記録提供命令（第二百二條の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）について、第二百五條の二、第一百十條第三項、第一百一十條第三項、第二百二十條第二項及び第三項並びに第二百二十三條の二第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について、第一百十條第一項、第一百一十條の二前段、

③ 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の令状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載しなければならぬ。

④ 第六十四条第二項の規定は、前条の令状について準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第二百二条、第二百三条から第五十五条まで、第一百十條、第一百十條の二前段、第一百一十條第一項前段及び第二項、第一百一十條の二前段、第一百十二條、第一百十四條、第一百十五條、第一百十八條、第一百十九條、第一百二十條第一項、第二百一十條第一項及び第二項、第二百二十二條、第二百二十三條第一項から第三項まで並びに第二百二十四條の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條、第二百二十條及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百十條の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする電磁的記録提供命令（第二百二條の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）について、第二百五條の二、第一百十條第三項、第二百二十條第二項及び第三項並びに第二百二十三條の二第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について、第一百十條、第一百十一條の二前段、第一百十二條、第一百十四條、第百

第一百二十二条、第一百十四条、第一百八条、第一百二十九条、第一百三十一条及び第三十七条から第四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②・③ (略)

④ 日出前、日没後には、令状に夜間でも検証をすることが出来る旨の記載又は記録がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第一百七十七条各号に掲げる場所については、この限りでない。

⑤⑦ (略)

⑧ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合において、第一項において準用する第一百十条第一項の規定による措置をとるため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

⑨ (略)

⑩ 裁判官は、第八項の許可をするときは、第二百十八条第一項の令状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。

⑪ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合（第八

十八条、第一百二十九条、第一百三十一条及び第三十七条から第四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②・③ (略)

④ 日出前、日没後には、令状に夜間でも検証をすることが出来る旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第一百七十七条各号に掲げる場所については、この限りでない。

⑤⑦ (略)

⑧ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合において、第一項において準用する第一百十条の規定による令状の提示のため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

⑨ (略)

⑩ 裁判官は、第八項の許可をするときは、第二百十八条の令状に立ち入るべき場所を記載しなければならない。

⑪ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合（第八

項の許可を受けた場合に限る。）における第一項において準用する第一百条第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができ。

一 (略)

二 何人に対しても、検察官、検察事務官又は司法警察職員の許可を受けないで当該措置をとる場所に入りすることを禁止すること。

三 この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。

⑫

第八項の規定にかかわらず、日出前、日没後には、第二百十八条第一項の令状（第十項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも令状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、同条の規定により電磁的記録提供命令をする場合における第一項において準用する第一百条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第一百十七条各号に掲げる場所については、この限りでない。

第二百二十四条の二 第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合における前条第二項後段において準用する第六十七条の二第二項において準用する第九十八条の規定の適用について

項の許可を受けた場合に限る。）における第一項において準用する第一百条の規定による令状の提示については、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができ。

一 (略)

二 何人に対しても、検察官、検察事務官又は司法警察職員の許可を受けないで令状の提示をする場所に入りすることを禁止すること。

三 この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は令状の提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

⑫

第八項の規定にかかわらず、日出前、日没後には、第二百十八条の令状（第十項の規定により立ち入るべき場所が記載されたものに限る。）に夜間でも令状の提示をすることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、同条の規定により電磁的記録提供命令をする場合における第一項において準用する第一百条の規定による令状の提示のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第一百十七条各号に掲げる場所については、この限りでない。

第二百二十四条の二 第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前条第二項後段において準用する第六十七条の二第二項において準用する第九十八条の規定の適用について

は、同条第一項中「対し、勾留状」とあるのは「対し、第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは「当該勾留状に代わるものが」と、「その謄本」とあるのは「当該勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「当該勾留状に代わるものに記録された事項」と、同項第二号中「当該決定」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状」と、「その謄本」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状の謄本」とする。

第二百二十五条 （略）

②・③ （略）

④ 第六十八條第二項から第六項まで及び第八項の規定は、前項の許可状について準用する。

第二百四十一条 告訴又は告発は、書面若しくは口頭で、又は主務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機と告訴又は告発をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）により、検察官又は司法警察員にしなければならぬ。

② 告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求める旨並びに告訴又は告発をする者の氏名及び住居又は

は、同条第一項中「勾留状の謄本」とあるのは、「第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

第二百二十五条 （略）

②・③ （略）

④ 第六十八條第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。

第二百四十一条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしてしなければならない。

（新設）

これに代わる連絡先（法人にあつては、その名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所又は本店の所在地）を明らかにしてしなければならない。

③
（略）

第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を並びに電磁的記録を檢察官に送付しなければならない。

第二百四十三条 前二条の規定は、告訴又は告発の取消しについて準用する。この場合において、第二百四十一条第二項中「犯罪事実、その犯人の処罰を求める」とあるのは、「取消しの対象とする告訴又は告発を特定するに足りる事項、その告訴又は告発を取り消す」と読み替えるものとする。

第二百四十五条 第二百四十一条及び第三項並びに第二百四十二条の規定は、自首について準用する。

第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録と共に事件を檢察官に送致しなければならない。ただし、檢察官が指定した事件については、この限りでない。

第二百五十五条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に第二百七十一条第一項の規定による送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合

②
（略）

第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を檢察官に送付しなければならない。

第二百四十三条 前二条の規定は、告訴又は告発の取消しについてこれを準用する。

第二百四十五条 第二百四十一条及び第二百四十二条の規定は、自首についてこれを準用する。

第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。但し、檢察官が指定した事件については、この限りでない。

第二百五十五条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合には、時効は、その

には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

- ② 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に第二百七十一条第一項の規定による送達若しくは略式命令の告知ができなかったことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六条 (略)

- ② 起訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

- ③ 公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法をもつて罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

- ④ 罪名は、適用すべき罰条を示してこれを記載しなければならない。ただし、罰条の記載の誤りは、被告人の防御に実質的な不利を生ずるおそれがない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

⑤ (略)

- ⑥ 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれのある書類その他のものを添えてはならず、かつ、その内容を引用してはならない。

第二百五十六条の二 (略)

- ② 前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

- ② 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかったことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六条 (略)

- ② 起訴状には、左の事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

- ③ 公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

- ④ 罪名は、適用すべき罰条を示してこれを記載しなければならない。但し、罰条の記載の誤りは、被告人の防禦に実質的な不利を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

⑤ (略)

- ⑥ 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十六条の二 (略)

(新設)

第二百五十八条 検察官は、事件がその所属検察庁の対応する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物並びに電磁的記録と共にその事件を管轄裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第二百六十二条 (略)

- ② 前項の規定による請求は、第二百六十条の規定による通知を受けた日から七日以内に、書面で、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官の使用に係る電子計算機と同項の規定による請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により、公訴を提起しない処分をした検察官にしなければならない。
- ③ 第一項の規定による請求については、第一編第六章の二の規定は、適用しない。

第二百七十条 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるもの

第二百五十八条 検察官は、事件がその所属検察庁の対応する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第二百六十二条 (略)

- ② 前項の請求は、第二百六十条の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。

(新設)

第二百七十条 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。

とする。

② 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、第八十条の二第一項に規定する電磁的方法により、これを閲覧し、及び謄写することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

③ 前二項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第五項に規定する電磁的記録は、謄写することができない。

第二百七十一条 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを被告人に送達しなければならない。

一 公訴の提起が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

二 公訴の提起が起訴状の提出によりされた場合 起訴状の謄本

② 公訴の提起があつた日から二箇月以内に前項の規定による送達がされないときは、公訴の提起は、遡つてその効力を失う。

第二百七十一条の二 検察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めると

（新設）

② 前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第二百七十一条 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

（新設）

（新設）

② 公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

第二百七十一条の二 検察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めると

きは、裁判所に対し、前条第一項の規定による送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一・二 (略)

② 前項の規定による求めは、公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状と共に、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下「起訴状抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

③ 前項の場合には、起訴状抄本等については、その公訴事実を第二百五十六条第三項に規定する公訴事実とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「できる限り日時、場所及び方法をもつて罪となるべき事実」とあるのは、「罪となるべき事実」とする。

④ 裁判所は、第一項の規定による求めがあつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを被告人に送達しなければならない。この場合において、第二百五十五条中「第二百七十一条第一項」とあるのは「第二百七十一条の二第四項」と、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第四項」とする。

一 当該求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体

きは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一・二 (略)

② 前項の規定による求めは、公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下「起訴状抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

③ 前項の場合には、起訴状抄本等については、その公訴事実を第二百五十六条第三項に規定する公訴事実とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実」とあるのは、「罪となるべき事実」とする。

④ 裁判所は、第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、遅滞なく起訴状抄本等を被告人に送達しなければならない。この場合において、第二百五十五条及び前条第二項中「起訴状の謄本」とあるのは、「起訴状抄本等」とする。

(新設)

に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二 当該求めが起訴状抄本等の提出によりされた場合
起訴状抄本等

第二百七十一条の三 検察官は、前条第一項の規定による求めをする場合において、被告人に弁護人があるときは、裁判所に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりする場合 弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出すること。

② 裁判所は、前項の規定による措置がとられたときは、遅滞なく、弁護人に対し、前条第一項の規定による求めに係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

（新設）

第二百七十一条の三 検察官は、前条第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合において、被告人に弁護人があるときは、裁判所に対し、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

（新設）

（新設）

② 裁判所は、前項の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない。

（新設）

二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状の謄本

③ 検察官は、第一項に規定する場合において、前項の規定による措置によつては、前条第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、第一項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることができる。

一 前条第一項の規定による求めを第五十四条の第二項の方法によりする場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 前条第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりする場合 弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。

④ 裁判所は、前項の規定による措置がとられたときは、遅滞なく、弁護人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状抄本等

(新設)

③ 検察官は、第一項に規定する場合において、前項の規定による措置によつては、前条第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出することができる。

(新設)

(新設)

④ 裁判所は、前項の規定による起訴状抄本等の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状抄本等を送達しなければならない。

(新設)

(新設)

第二百七十一条の四 裁判所は、第二百七十一条の二第一項の規定による求めがあつた後に弁護士が選任されたときは、速やかに、検察官にその旨を通知しなければならない。

② 検察官は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、裁判所に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出すること。

③ 裁判所は、前項の規定による措置がとられたときは、遅滞なく、弁護人に対し、第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状

第二百七十一条の四 裁判所は、第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた後に弁護士が選任されたときは、速やかに、検察官にその旨を通知しなければならない。

② 検察官は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、裁判所に対し、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

（新設）

（新設）

③ 裁判所は、前項の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない。

（新設）

（新設）

の謄本

④ 検察官は、第二項に規定する場合において、前項の規定による措置によつては、第二百七十一条の第二項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、第二項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることができる。

一 第二百七十一条の第二項の規定による求めを第五十四条の第二項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 第二百七十一条の第二項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。

⑤ 裁判所は、前項の規定による措置がとられたときは、遅滞なく、弁護人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状

④ 検察官は、第二項に規定する場合において、前項の規定による措置によつては、第二百七十一条の第二項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出することができる。

（新設）

（新設）

⑤ 裁判所は、前項の規定による起訴状抄本等の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状抄本等を送達しなければならない。

（新設）

（新設）

第二百七十一条の五 (略)

②・③ (略)

④ 第一項又は第二項の決定に係る通知は、裁判所が、当該決定により通知することとした個人特定事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録によりするものとする。ただし、被告人に対する電磁的記録による当該通知は、被告人に異議があるときは、することができない。

⑤ (略)

第二百七十一条の六 裁判所は、第二百七十一条の第三項又は第二百七十一条の四第二項の規定による措置がとられた事件について、第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る個人特定事項（前条第一項の決定により通知することとされたものを除く。以下この条及び第二百七十一条の八第一項において同じ。）が第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項又は第四十条の二第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人そ

第二百七十一条の五 (略)

②・③ (略)

④ 第一項又は第二項の決定に係る通知は、裁判所が、当該決定により通知することとした個人特定事項を記載した書面によりするものとする。

⑤ (略)

第二百七十一条の六 裁判所は、第二百七十一条の第三項又は第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（前条第一項の決定により通知することとされたものを除く。以下この条及び第二百七十一条の八第一項において同じ。）が第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他

他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる。その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

② 裁判所は、第二百七十一条の第三項又は第二百七十一条の第四項の規定による措置がとられた事件について、第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項又は第四十条の第二項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写することについて、これらのうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

③ 裁判所は、第一項本文に規定する事件について、第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から次の各号に掲げる請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、当該個人特定

の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる。その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

② 裁判所は、第二百七十一条の第三項又は第二百七十一条の第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写することについて、これらのうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

③ 裁判所は、第一項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載

事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

一 第四十六条第一項の規定による請求 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 弁護人に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供するに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

④ 裁判所は、第二項本文に規定する事件について、第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から次の各号に掲げる請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、当該個人特定

した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

④ 裁判所は、第二項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した

事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告
人その他の関係者との利害関係の有無を確かめること
ができなくなるときその他の被告人の防御に実質的
な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでな
い。

一 第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又は

ロのいずれかに掲げる措置

イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて
当該個人特定事項の記載がないものを交付するこ
と。

ロ 前項第一号に定める措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又は

ロのいずれかに掲げる措置

イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に
記録されている事項の一部を記載し、又は記録し
た書面又は電磁的記録（当該個人特定事項の記載
又は記録がないものに限る。）であつてその内容
が当該裁判書又は調書に記録されている事項と同
一であることの証明がされたものを提供すること

ロ 前項第二号に定める措置をとること。

⑤ 裁判所は、第二百七十一条の二第一項の規定による

調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないも
のを交付し、又は弁護士に裁判書若しくは裁判を記載
した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当
該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条
件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方
法を指定することができる。ただし、当該個人特定事
項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告
人その他の関係者との利害関係の有無を確かめること
ができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な
不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない

（新設）

（新設）

⑤ 裁判所は、第二百七十一条の二第二項の規定による

求めがあつた事件について、当該求めに係る個人特定事項が同項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から次の各号に掲げる請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号

イに掲げる措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 前項第二号

イに掲げる措置をとること。

⑥ 裁判所は、前項本文に規定する事件について、第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が同項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書の内容を表示したものを閲覧し若しくはその内容を再生したものを視聴し又はその内容の朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若し

起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

⑥ 裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むこと

くは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことが出来る。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる

ときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百七十一条の八 裁判所（第一号及び第四号にあつては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号にあつては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み、第五号にあつては裁判官とする。）は、第二百七十一条の二第二項の規定による求めがあつた事件について、当該求めに係る個人特定事項が同項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、次に掲げる措置をとることが出来る。

一 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条第一項の規定による被告事件の告知をすること。

二 勾引状又は勾留状を発する場合において、これと同時に、これらを執行するための措置に用いるものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載し、又は記録した勾引状の抄本その他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを提供すること。

三 五（略）

② 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾

ができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百七十一条の八 裁判所（第一号及び第四号にあつては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号にあつては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み、第五号にあつては裁判官とする。）は、第二百七十一条の二第二項の規定による

起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、次に掲げる措置をとることが出来る。

一 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条の規定による被告事件の告知をすること。

二 勾引状又は勾留状を発する場合において、これと同時に、被告人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本その他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付すること。

三 五（略）

② 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾

引状に代わるものの提供があつた場合における第七十三條第一項及び第三項の規定の適用については、同條第一項第一号及び第二号中「勾引状」とあり、並びに同條第三項中「勾引状又は勾留状」とあるのは「第二百七十一條の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同條第一項第二号中「事項及び第六十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同條第三項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載され又は記録された個人特定事項のうち第二百七十一條の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載又は記録がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

③

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合における第七十三條第二項及び第三項の規定の適用については、同條第二項第一号及び第二号中「勾留状」とあり、並びに同條第三項中「勾引状又は勾留状」とあるのは「第二百七十一條の八第一項第二号の勾留状に代わるもの」と、同條第二項第二号中「事項及び第六十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同條第三項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾留状に記載され又は記録された個人特定事項のうち第二百七十一條の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載又は記録がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

引状に代わるものの交付があつた場合における第七十三條第一項及び第三項の規定の適用については、同條第一項前段中「これ」とあり、同條第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十一條の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十一條の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

③

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における第七十三條第二項及び第三項の規定の適用については、同條第二項中「これ」とあり、同條第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十一條の八第一項第二号の勾留状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾留状に記載された個人特定事項のうち第二百七十一條の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

④ 裁判長又は合議体の構成員は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合において、勾留状に記載され又は記録された個人特定事項のうちこれらの勾留状に代わるものに記載又は記録がないもの（第二百七十一条の五第一項の決定又は第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）が第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、勾留の理由の開示をするに当たり、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被告事件を告げることができる。

⑤ 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものがあつた場合には、同条第一項中「対し、勾留状」とあるのは「対し、第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは「これらの勾留状に代わるものが」と、「その謄本」とあるのは「これらの勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記載された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「これらの勾留状に代わるものに記録された事項」とする。

④ 裁判長又は合議体の構成員は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合において、勾留状に記載された個人特定事項のうちこれらの勾留状に代わるものに記載がないもの（第二百七十一条の五第一項の決定又は第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）が第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、勾留の理由の開示をするに当たり、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被告事件を告げることができる。

⑤ 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものがあつた場合には、同条第一項中「勾留状の謄本」とあるのは、「第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

⑥ 前項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合であつて、第六十七條の二第二項に規定するときにおける同項において準用する第九十八條の規定の適用について準用する。

第二百八十一條の二 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会つた場合において、証人が被告人の面前（第五十七條の五第一項に規定する措置を採る場合及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができする方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会つてゐる場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第二百八十六條の三 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行う

⑥ 前項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合であつて、第六十七條の二第二項に規定するときにおける同項において準用する第九十八條の規定の適用について準用する。

第二百八十一條の二 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会つた場合において、証人が被告人の面前（第五十七條の五第一項に規定する措置を採る場合並びに第五十七條の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会つてゐる場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

（新設）

ために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項及び第三百十六条の三十四第五項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法によつて、手続を行うことができる。ただし、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人が保釈又は勾留の執行停止をされている場合において、判決を宣告する公判期日における手続を行うときは、この限りでない。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

② 前項の規定により公判期日における手続を行う場合において、同項の適当と認める場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

第二百八十八条の二 弁護人は、裁判所が第二百八十六条の三第一項の規定により公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができ。この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

第二百九十条の三 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述録取書等（

（新設）

第二百九十条の三 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述録取書等（

供述書（電磁的記録を含む。第三百二十一条第一項及び第三百二十二条第一項において同じ。）、供述を録取した書面若しくは電磁的記録であつて供述者の署名若しくは押印があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられたもの又は録音若しくは録画を行う方法により供述を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）の供述者（以下この項において「証人等」という。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一・二 （略）

② （略）

第二百九十一条 検察官は、まず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを朗読しなければならぬ。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイル（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状に記載すべき事項

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状

② 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の規定による朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場

供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）の供述者（以下この項において「証人等」という。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一・二 （略）

② （略）

第二百九十一条 検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならぬ。

（新設）

（新設）

② 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合

合においては、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 裁判所の規則の定めるところにより、前項第一号に定めるものを電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示すこと。

③ 前条第一項の決定があつた場合における第一項の規定による朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

④ 第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合においては、当該措置に係る個人特定事項の全部について第二百七十一条の五第一項の決定があつたときを除き、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。

⑤ 第二百九十条の二第一項若しくは第三項又は前条第

において、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

（新設）

（新設）

③ 前条第一項の決定があつた場合における第一項の起訴状の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

④ 第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「起訴状」とあるのは、「第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合にあつては起訴状を、第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては起訴状抄本等及び第二百七十一条の五第四項に規定する書面」とする。

（新設）

一項の決定があり、かつ、第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部について第二百七十一条の五第一項の決定があつたときは、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、裁判所の規則の定めるところにより同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならぬ。

一 第二百七十一条の二第一項の規定による求めを第五十四条の二第一項の方法によりした場合 裁判所の規則の定めるところにより、ファイル（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 第二百七十一条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等を示すこと。

⑥ 裁判長は、第一項の規定による朗読が終わつた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

第二百九十一条の二 被告人が、前条第六項の手續に際

⑤ 裁判長は、第一項の起訴状の朗読が終わつた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

第二百九十一条の二 被告人が、前条第五項の手續に際

し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることが出来る。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

第二百九十二条の二 (略)

② ⑥ (略)

⑦ 裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、第一項の規定による陳述に代えて書面により意見を提出させ、又は同項の規定による陳述をさせないことができる。

⑧ 次の各号に掲げる場合には、裁判長は、公判期日において、当該意見の提出があつた旨を明らかにしなければならぬ。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、当該各号に定めるものを朗読し、又はその要旨を告げることができる。

一 前項の規定による意見の提出が書面によりされた場合 当該書面

二 前項の規定による意見の提出が第五十四条の二第二

一項の方法によりされた場合 ファイル(第五十四

条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体

⑨ 第一項の規定による陳述又は第七項の規定により提出された意見は、犯罪事実の認定のための証拠とすることができない。

し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることが出来る。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

第二百九十二条の二 (略)

② ⑥ (略)

⑦ 裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

⑧ 前項の規定により書面が提出された場合には、裁判長は、公判期日において、その旨を明らかにしなければならぬ。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、その書面を朗読し、又はその要旨を告げることができる。

(新設)

(新設)

⑨ 第一項の規定による陳述又は第七項の規定による書面は、犯罪事実の認定のための証拠とすることができない。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類（電磁的記録を含む。第三百五条を除き、以下同じ。）又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会（証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会。次条、第二百九十九条の三及び第二百九十九条の四第六項から第九項までにおいて同じ。）を与えなければならない。ただし、相手方に異議のないときは、この限りでない。

② 裁判所が職権で証拠調べの決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第二百九十九条の三 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

② 裁判所が職権で証拠調べの決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第二百九十九条の三 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その

旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし、第二百七十一条の二第二項の規定による求めをした場合を除き、被告人に知られないようにすることを求めることについては、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

第二百九十九条の四（略）

② 第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の二第一項の規定による求めをした場合又は第三百十二条の二第一項の規定による求めをした場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第七項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項（第二百七十一条の五第一項（第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び次条第二項第一号において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項ただし書中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人」とあるのは、「証人」とする。

旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし、第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合を除き、被告人に知られないようにすることを求めることについては、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

第二百九十九条の四（略）

② 第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。）を提出した場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第七項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面（第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。以下この条及び同号において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十一条の五第一項（第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び同号において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十一条の二第二項第一号又は第二号に掲げる

④ ③
(略)

第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定による措置をとった場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第九項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項（第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第九項において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

⑤
・ ⑥
(略)

④ ③
(略)

者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項ただし書中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人」とあるのは、「証人」とする。

第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第九項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第九項において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

⑤
・ ⑥
(略)

⑦ 第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の第二第一項の規定による求めをした場合又は第三百十二条の第二第一項の規定による求めをした場合であつて、第二百七十一条の第二第一項又は第三百十二条の第二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が第二百七十一条の第二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載された個人特定事項」と、同項ただし書中「その検察官請求証人等」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

⑧ (略)

⑨ 第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の第三第三項又は第二百七十一条の第四第四項の規定による措置をとつた場合であつて、第二百七十一条の第二第一項又は第三百十二条の第二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が第二百七十一条の第二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合においては「同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「こ

⑦ 第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の第二第二項の規定により起訴状抄本等を出した場合又は第三百十二条の第二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載された個人特定事項」と、同項ただし書中「その検察官請求証人等」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

⑧ (略)

⑨ 第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の第三第三項又は第二百七十一条の第四第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供

これらの個人特定事項」とする。

⑩・⑪ (略)

第二百九十九条の五 (略)

② 検察官が前条第二項、第四項、第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による措置をとった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときも、前項と同様とする。

一 当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人特定事項が第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項(第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合における当該請求に係るものを除く。)に該当しないとき。

二五 (略)
③⑥ (略)

第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項又は第四十条の

述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

⑩・⑪ (略)

第二百九十九条の五 (略)

② 検察官が前条第二項、第四項、第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による措置をとった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときも、前項と同様とする。

一 当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人特定事項が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの(第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合における当該請求に係るものを除く。)に該当しないとき。

二五 (略)
③⑥ (略)

第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴

第二一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができ。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

② 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護士が第四十条第一項又は第四十条の第二一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせる時期若しくは方法の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができ。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

② 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護士が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせる時期若しくは方法の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

③ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者（以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護士から次の各号に掲げる請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、当該措置対象者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

一 第四十六条第一項の規定による請求 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知らせるはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 弁護人に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供するに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知らせるはなら

③ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護士から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせるはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

ない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

④ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者（以下この項において「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護士から次の各号に掲げる請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、当該措置対象者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができないときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

一 第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又は

ロのいずれかに掲げる措置

イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置対象者の氏名又は住居の記載がないものを交付すること。

ロ 前項第一号に定める措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置

④ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護士から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交付し、又は弁護士に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該氏名若しくは住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができないときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（当該措置対象者の氏名又は住居の記載又は記録がないものに限る。）であつてその内容が当該裁判書又は調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを提供すること。

ロ 前項第二号に定める措置をとること。

⑤ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者（以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から次の各号に掲げる請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、当該措置対象者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 前項第二号

⑤ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

イに掲げる措置をとること。

⑥ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者（以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある」と認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書の内容を表示したものを閲覧し若しくはその内容を再生したものを視聴し又はその内容の朗読を求めるについて、このうち当該措置対象者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは視聴を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置対象者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる

ときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第三百条 第三百二十一条第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面又は電磁的記録については、検察官は、必ずその取調べを請求しなければならない。

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすること

⑥ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある」と認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を読み又はその朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる

ときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第三百条 第三百二十一条第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面については、検察官は、必ずその取調べを請求しなければならない。

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすること

ができる書面又は電磁的記録であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面又は電磁的記録が作成された取調べ又は弁解の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した電磁的記録（以下この項及び次項において「供述状況記録」という。）の取調べを請求しなければならない。ただし、第四項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて供述状況記録が存在しないときは、この限りでない。

一三（略）

② 検察官が前項の規定に違反して供述状況記録の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、同項に規定する書面又は電磁的記録の取調べの請求を却下しなければならぬ。

③ 前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十

ができる書面であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一三（略）

② 検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならぬ。

③ 前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十

二条第一項の規定により証拠とすることができ、被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三十三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものを証拠とすることに關し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合について準用する。

④ 検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件（同項第三号に掲げる事件のうち、關連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録として記録しておかなければならない。司法警察職員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百三十三条第一項（第二百十一条及び第二百十六条において準用す

二条第一項の規定により証拠とすることができ、被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三十三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものを証拠とすることに關し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。

④ 検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件（同項第三号に掲げる事件のうち、關連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。司法警察職員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百三十三条第一項（第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合

る場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

一〇四（略）

第三百二条 第三百二十一条から第三百二十三条までは第三百二十六条の規定により証拠とすることができ、書面又は電磁的記録が捜査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調べを請求しなければならない。

第三百三条 公判準備においてした証人その他の者の尋問、検証、押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録並びに押収した物及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前（第二百五十七条の五第一項に規定する措置を採る場合及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする）ことができる方法による場合を含む。）においては圧迫を受

を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

一〇四（略）

第三百二条 第三百二十一条乃至第三百二十三条又は第三百二十六条の規定により証拠とすることができ、書面が捜査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調べを請求しなければならない。

第三百三条 公判準備においてした証人その他の者の尋問、検証、押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）の結果を記載した書面並びに押収した物及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録を記録した記録媒体については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前（第二百五十七条の五第一項に規定する措置を採る場合並びに第二百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができない

け十分な供述をすることができないと認めるときは、
弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人
の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させる
ことができる。この場合には、供述終了後被告人を入
廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問
する機会を与えなければならない。

第三百五条 (略)

②③④ (略)
(削る)

(削る)

第三百七条の二 (略)

②③ (略)

④ 第三百五条第一項及び第二項の規定並びに第一項及
び第二項の規定にかかわらず、第百五十七條の六第五

と認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、
検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被
告人を退廷させることができる。この場合には、供述
終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し
、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第三百五条 (略)

②③④ (略)

⑤ 第百五十七條の六第五項の規定により記録媒体がそ
の一部とされた調書の取調べについては、第一項又は
第二項の規定による朗読に代えて、当該記録媒体を再
生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被
告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、
当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請
求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該
調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこ
れを告げることができる。

⑥ 裁判所は、前項の規定により第百五十七條の六第五
項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要
と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見
を聴き、第百五十七條の五に規定する措置を採ること
ができる。

第三百七条の二 (略)

②③ (略)

(新設)

項の規定により電磁的記録がその一部とされた調書の取調べについては、当該調書の一部とされた電磁的記録の内容を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

- ⑤ 裁判所は、前項の規定により第一百五十七条の六第五項に規定する電磁的記録の内容を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一百五十七条の五に規定する措置を採ることができる。

第三百十條の二 裁判所書記官は、証拠調べを終わつた証拠書類又は証拠物に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第三百十二條 (略)

- ②・③ (略)

④ 検察官は、第一項の請求と同時に、被告人に送達するものとして、前項の書面（以下「訴因変更等請求書面」という。）の謄本を裁判所に提出しなければならない。ただし、当該請求を第五十四条の二第一項の方法によりする場合は、この限りでない。

- ⑤ 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、

(新設)

(新設)

第三百十二條 (略)

- ②・③ (略)

④ 検察官は、第一項の請求と同時に、被告人に送達するものとして、前項の書面（以下「訴因変更等請求書面」という。）の謄本を裁判所に提出しなければならない。

- ⑤ 裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面の

当該各号に定めるものを被告人に送達しなければならない。

一 第一項の請求が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合、ファイルに記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記載した書面）

二 第一項の請求が訴因変更等請求書面の提出によりされた場合、訴因変更等請求書面の謄本

⑥・⑦（略）

第三百十二条の二 検察官は、訴因変更等請求書面に記載された第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第五項の規定による送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

② 前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面と共に、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の謄本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

③ 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、前条第五項の規定にかかわらず、遅滞なく、当該各号に定めるも

謄本の提出があつたときは、遅滞なくこれを被告人に送達しなければならない。

（新設）

（新設）

⑥・⑦（略）

第三百十二条の二 検察官は、訴因変更等請求書面に記載された第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第五項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

② 前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の謄本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

③ 裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかか

のを被告人に送達しなければならない。

一 第一項の規定による求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二 第一項の規定による求めが訴因変更等請求書面抄本等の提出によりされた場合 訴因変更等請求書面抄本等

④ 第二百七十一条の三から第二百七十一条の八までの規定は、第一項の規定による求めがある場合について準用する。この場合において、第二百七十一条の三第一項及び第二百七十一条の四第二項中「公訴の提起」とあるのは「第三百十二条第一項の請求」と、第二百七十一条の三第三項及び第二項並びに第二百七十一条の四第二項及び第三項中「起诉状」とあるのは「訴因変更等請求書面」と、第二百七十一条の三第三項中「前条第一項第一号ハ(1)」とあるのは「第二百七十一条の二第一項第一号ハ(1)」と、同項、同条第四項並びに第二百七十一条の四第四項及び第五項中「起诉状抄本等」とあるのは「訴因変更等請求書面抄本等」と、第二百七十一条の五第一項中「第二百七十一条の二第四項」とあるのは「第三百十二条の二第三項」と、第二百七十一条の六第二項から第六項まで及び第二百七十一条の八第一項中「同項第一号」とあるのは「第二百

七ならず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

（新設）

（新設）

④ 第二百七十一条の三から第二百七十一条の八までの規定は、第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本の提出がある場合について準用する。この場合において、第二百七十一条の三第三項中「前条第一項第一号ハ(1)」とあるのは「第二百七十一条の二第一項第一号ハ(1)」と、第二百七十一条の五第一項中「第二百七十一条の二第四項」とあるのは「第三百十二条の二第三項」と、第二百七十一条の六第五項及び第二百七十一条の八第一項中「同条第一項第一号」とあるのは「第二百七十一条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

七十一条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

第三百十六條の二 (略)

② (略)

③ 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面若しくは電磁的記録を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六條の七 (略)

②

裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が公判前整理手続期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次項及び第三百十六條の九第四項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。

③

裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、公判前整理手続期日における手続を行うことができる。

第三百十六條の二 (略)

② (略)

③ 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六條の七 (略)

(新設)

(新設)

第三百十六条の九 (略)

②・③ (略)

④ 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。

第三百十六条の十 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面若しくは電磁的記録について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手続期日において被告人に対し質問を發し、及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第三百十六条の十二 (略)

② (略)

③ 公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第三百十六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日にお

第三百十六条の九 (略)

②・③ (略)

(新設)

第三百十六条の十 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手続期日において被告人に対し質問を發し、及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第三百十六条の十二 (略)

② (略)

(新設)

第三百十六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日にお

いて証拠により証明しようとする事実をいう。以下同じ。）を記載した書面を、裁判所に提出しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

② 前項の場合において、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証明予定事実を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を送付しなければならない。ただし、被告人に対する証明予定事実を記録した電磁的記録の送付は、被告人に異議があるときは、することができない。

③ 検察官は、第一項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

④ (略)

⑤ 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の規定による提出、第二項の規定による送付及び第三項の規定による請求の期限を定めるものとする。

第三百十六条の十四 検察官は、前条第三項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物に

いて証拠により証明しようとする事実をいう。以下同じ。）を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

（新設）

② 検察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

③ (略)

④ 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに第二項の請求の期限を定めるものとする。

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を

ついて、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会を与えること。

イ 被告人 閲覧する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

ロ 弁護士 閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複製し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、供述要旨書面等（その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。以下この号及び第三百十六条の十八第二号において同じ。））について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会を与えること。

イ 被告人 閲覧する機会（当該供述録取書等又は

閲覧する機会（弁護士に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

（新設）

（新設）

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護士に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

（新設）

当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

ロ 弁護士 閲覧し、及び謄写する機会（当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

② 検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護士から請求があつたときは、速やかに、被告人又は弁護士に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の提供をしなければならない。ただし、被告人に対する電磁的記録をもつて作成する一覧表の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。

③ 前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 (略)

二 供述を録取した書面（供述者の署名又は押印のあるものに限る。）又は電磁的記録（裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限る。） 当該書面又は当該電磁的記録の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 (略)

(新設)

② 検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護士から請求があつたときは、速やかに、被告人又は弁護士に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。

③ 前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 (略)

④ 前項の規定にかかわらず、検察官は、同項の規定により第二項の一覧表に記載し、又は記録すべき事項であつて、これを記載し、又は記録することにより次に掲げるおそれがあると認めるものは、同項の一覧表に記載し、又は記録しないことができる。

一 三 (略)

⑤ 検察官は、第二項の規定により一覧表の提供をした後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至った証拠の一覧表の提供をしなければならぬ。この場合においては、同項ただし書及び前二項の規定を準用する。

第三百十六条の十五 検察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同項第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 (略)
二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判

④ 前項の規定にかかわらず、検察官は、同項の規定により第二項の一覧表に記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げるおそれがあると認めるものは、同項の一覧表に記載しないことができる。

一 三 (略)

⑤ 検察官は、第二項の規定により一覧表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至った証拠の一覧表の交付をしなければならぬ。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第三百十六条の十五 検察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同項第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 (略)
二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判

官の検証の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

三 第三百二十一条第三項に規定する書面若しくは電磁的記録又はこれらに準ずる書面若しくは電磁的記録

四 第三百二十一条第四項に規定する書面若しくは電磁的記録又はこれらに準ずる書面若しくは電磁的記録

五 七 (略)

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することとを義務付けられている書面又は電磁的記録であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号イ若しくはロに掲げるものに係るものに限る。）

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続等記録書面等（押収手続又は電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により電磁的記録を提供させる手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面又は電磁的記録であつて、押収又は電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供に関し、その押収をした者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況又はその命令をした者、電磁的記録の提供の年月日その他

官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 七 (略)

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することとを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号イ若しくはロに掲げるものに係るものに限る。）

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続等記録書面（押収手続又は電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により電磁的記録を提供させる手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収又は電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況又はその命令をした者、電磁的記録の提供の年月日その他の電磁的記録提

の電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供の状況を記録したものをいう。次項及び第三項第二号イにおいて同じ。）

- ② 前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続等記録書面等（前条第一項又は前項の規定による開示をしたものを除く。）について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

- ③ 被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求をするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 (略)

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 開示の請求に係る押収手続等記録書面等を識別するに足りる事項

ロ (略)

第三百十六条の十六 被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三第二項の書面又は電磁的記録の送付を受け、かつ、第三百十六条の十四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

供命令による電磁的記録の提供の状況を記録したものをいう。次項及び第三項第二号イにおいて同じ。）

- ② 前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続等記録書面（前条第一項又は前項の規定による開示をしたものを除く。）について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

- ③ 被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求をするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 (略)

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 開示の請求に係る押収手続等記録書面を識別するに足りる事項

ロ (略)

第三百十六条の十六 被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六条の十四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

② (略)

第三百十六條の十七 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第二項の書面又は電磁的記録の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四第一項並びに第三百十六條の十五第一項及び第二項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

② 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第四項の規定を準用する。

③ (略)

第三百十六條の十八 被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物について、第三百十六條の十四第一項第一号に定める機会を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書

② (略)

第三百十六條の十七 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四第一項並びに第三百十六條の十五第一項及び第二項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

② 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第三項の規定を準用する。

③ (略)

第三百十六條の十八 被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書

等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、供述要旨書面等）について、第三百十六条の十四第一項第二号に定める機会を与えること。

第三百十六条の二十一 検察官は、第三百十六条の十三から前条まで（第三百十六条の十四第五項を除く。）に規定する手続が終わつた後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

② 第三百十六条の十三第二項の規定は、前項の場合における同項の追加し又は変更すべき証明予定事実について準用する。

③ 検察官は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第四項の規定を準用する。

④ 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の規定による提出、第二項において準用する第三百十六条の十三第二項の規定による送付及び前項の規定による請求の期限を定めることができる。

等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

第三百十六条の二十一 検察官は、第三百十六条の十三から前条まで（第三百十六条の十四第五項を除く。）に規定する手続が終わつた後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

（新設）

② 検察官は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

③ 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができる。

る。

⑤ 第三百十六條の十四第一項、第三百十六條の十五及び第三百十六條の十六の規定は、第三項の規定により検察官が取調べを請求した証拠について準用する。

第三百十六條の二十二（略）

② 被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第四項の規定を準用する。

③（略）

④ 第三百十六條の十八及び第三百十六條の十九の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠について準用する。

⑤ 第三百十六條の二十の規定は、第一項の追加し又は変更すべき主張に関連すると認められる証拠について準用する。

第三百十六條の二十三 第二百九十九條の二及び第二百九十九條の三の規定は、検察官又は弁護人がこの目の規定による証拠の開示をする場合について準用する。

② 第二百九十九條の四の規定は、検察官が第三百十六條の十四第一項（第三百十六條の二十一第五項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をすべき場合について準用する。

④ 第三百十六條の十四第一項、第三百十六條の十五及び第三百十六條の十六の規定は、第二項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六條の二十二（略）

② 被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第三項の規定を準用する。

③（略）

④ 第三百十六條の十八及び第三百十六條の十九の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

⑤ 第三百十六條の二十の規定は、第一項の追加し又は変更すべき主張に関連すると認められる証拠についてこれを準用する。

第三百十六條の二十三 第二百九十九條の二及び第二百九十九條の三の規定は、検察官又は弁護人がこの目の規定による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。

② 第二百九十九條の四の規定は、検察官が第三百十六條の十四第一項（第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をすべき場合についてこれを準用する。

③ 第二百九十九条の五から第二百九十九条の七までの規定は、検察官が前項において準用する第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置をとつた場合について準用する。

第三百十六條の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四第一項（第三百十六條の二十一第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③（略）

第三百十六條の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六條の十四第一項若しくは第三百十六條の十五第一項若しくは第二項（第三百十六條の二十一第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認め

③ 第二百九十九条の五から第二百九十九条の七までの規定は、検察官が前項において準用する第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置をとつた場合についてこれを準用する。

第三百十六條の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四第一項（第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③（略）

第三百十六條の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六條の十四第一項若しくは第三百十六條の十五第一項若しくは第二項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認め

るときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③ (略)

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

③ 前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

④ 第一項及び前項の規定は第三百十六条の二十五第三

るときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③ (略)

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

(新設)

③ 第一項の規定は第三百十六条の二十五第三項又は前

項又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前二項の規定は同条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第三百十六條の二十八 (略)

② 期日間整理手続については、前款(第三百十六條の二第一項及び第三百十六條の九第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六條の六から第三百十六條の十まで並びに第三百十六條の十二第一項及び第二項中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同項及び同条第三項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

第三百十六條の三十四 (略)

②④ (略)

⑤ 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの場所に申出をした者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した当該申出をした

条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第三百十六條の二十八 (略)

② 期日間整理手続については、前款(第三百十六條の二第一項及び第三百十六條の九第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六條の六から第三百十六條の十まで及び第三百十六條の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

第三百十六條の三十四 (略)

②④ (略)

(新設)

者は、その公判期日に出席したものとみなす。

一 裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるもの
⑥ 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

⑦ 前各項の規定は公判準備において証人の尋問が行われる場合について、第一項から第四項までの規定は公判準備において検証が行われる場合について、それぞれ準用する。

第三百十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項（同条第七項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合（同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する方法による場合を含む。第四項において同じ。）において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、

（新設）

⑤ 前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

被害者参加人に付き添わせることができる。

②・③ (略)

④ 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合を含む。）において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

⑤ 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合（同条第五項に規定する方法による場合を含む。）において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第三百二十条 次条から第三百二十八条までに規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面

②・③ (略)

④ 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

⑤ 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第三百二十条 第三百二十一条乃至第三百二十八条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代え

又は電磁的記録を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

② 第二百九十一条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面若しくは電磁的記録であつて供述者の署名若しくは押印があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられたものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合を含む。次号において同じ。）における供述を録取した書面又は電磁的記録については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二 検察官の面前における供述を録取した書面又は電磁的記録については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日にお

て書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

② 第二百九十一条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合を含む。次号において同じ。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と

いて前の供述と相反するか若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。ただし、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

② 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面若しくは電磁的記録又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

④ 鑑定の経過及び結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で鑑定人の作成したものについても、前項と同様とする。

第三百二十一条の二 被告事件の公判準備若しくは公判

相反するか若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。ただし、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

② 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

④ 鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十一条の二 被告事件の公判準備若しくは公判

期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した電磁的記録がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

② 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百七条の二第四項ただし書の規定は、適用しない。

③ (略)

第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した電磁的記録（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その電磁的記録を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

② 一・二 (略)

② 前項の規定により取り調べられた電磁的記録に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の

期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

② 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五条第五項ただし書の規定は、適用しない。

③ (略)

第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

② 一・二 (略)

② 前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規

規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十二条 被告人が作成した供述書又は被告人の

供述を録取した書面若しくは電磁的記録であつて被告人の署名若しくは押印があり、若しくは裁判所の規則で定める被告人の署名若しくは押印に代わる措置がとられたものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。ただし、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面又は電磁的記録は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑いがあると認めるときは、これを証拠とすることができない。

② 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面又は電磁的記録は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百二十三条 第三百二十一条から前条までに掲げる

書面及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面又は電磁的記録

定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十二条 被告人が作成した供述書又は被告人の

供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑いがあると認めるときは、これを証拠とすることができない。

② 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百二十三条 第三百二十一条から前条までに掲げる

書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常のプロセスにおいて作成された書面又は電磁的記録

三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき状況の下に作成された書面又は電磁的記録

第三百二十五条 裁判所は、第三百二十一条から前条までの規定により証拠とすることができる書面若しくは電磁的記録又は供述であつても、あらかじめ、その書面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

第三百二十六条 検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面若しくは電磁的記録又は供述は、その書面若しくは電磁的記録が作成され又は供述のされたときの状況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十一条から前条までの規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

② 被告人が出頭しないでも証拠調べを行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。ただし、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書若しくは電磁的記録（以下この条において「文書等」という。）の内容又は公判期日

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常のプロセスにおいて作成された書面

三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき状況の下に作成された書面

第三百二十五条 裁判所は、第三百二十一条から前条までの規定により証拠とすることができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

第三百二十六条 検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの状況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十一条乃至前条の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

② 被告人が出頭しないでも証拠調べを行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記

出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載し、又は電磁的記録として記録して提出したときは、その文書等又は供述すべき者を取り調べないでも、当該書面又は当該電磁的記録を証拠とすることができる。この場合においても、当該書面又は当該電磁的記録の証明力を争うことを妨げない。

第三百二十八条 第三百二十一条から第三百二十四条までの規定により証拠とすることができない書面若しくは電磁的記録又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができる。

第三百五十条の三（略）

② 前条第一項の合意は、検察官、被疑者若しくは被告人及び弁護士が連署した書面又はこれらの者が裁判所の規則で定める連署に代わる措置をとった電磁的記録により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の七 検察官は、被疑者との間でした第三百五十条の二第一項の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十一条の手続が終わつた後（事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その時後）遅滞なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面又は電磁的記録（以下これを「合意内容書面等」という。）の取調べを請求しなければならない。被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で第三百五十

載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争うことを妨げない。

第三百二十八条 第三百二十一条乃至第三百二十四条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができる。

第三百五十条の三（略）

② 前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護士が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の七 検察官は、被疑者との間でした第三百五十条の二第一項の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十一条の手続が終わつた後（事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その時後）遅滞なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調べを請求しなければならない。被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で第三百五十条の二第一項の合意をした

条の二第一項の合意をしたときも、同様とする。

- ② 前項の規定により合意内容書面等の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面又は電磁的記録の取調べを請求しなければならない。

- ③ 第一項の規定により合意内容書面等の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面又は電磁的記録の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の八 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面等の取調べを請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三百五十条の九 検察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問についてした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面等の取調べを請求しなければならない。この場

ときも、同様とする。

- ② 前項の規定により合意内容書面の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

- ③ 第一項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の八 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三百五十条の九 検察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問についてした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合

合においては、第三百五十条の七第三項の規定を準用する。

第三百五十条の十 (略)

- ② 前項の規定による離脱は、その理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により、当該離脱に係る合意の相手方に対し、当該合意から離脱する旨の告知を行ふものとする。ただし、被疑者又は被告人に對する電磁的記録による当該告知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第三百五十条の十六 (略)

- ② (略)
- ③ 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面又は電磁的記録によりしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。
- ④ (略)
- ⑤ 被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面又は電磁的記録によりその旨を明らかにしなければならない。
- ⑥ 第一項の書面には、前項の書面又は電磁的記録を添えなければならない。

においては、第三百五十条の七第三項の規定を準用する。

第三百五十条の十 (略)

- ② 前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に対し、当該合意から離脱する旨の告知を行ふものとする。

第三百五十条の十六 (略)

- ② (略)
- ③ 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。
- ④ (略)
- ⑤ 被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。
- ⑥ 第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

第三百五十条の十九 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会（証拠書類の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えなければならぬ。

第三百五十条の二十二 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一条第六項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 四 （略）

第三百六十条 第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、書面又は電磁的記録による被告人の同意を得て、上訴の放棄又は取下げをすることができる。

第三百六十六条 刑事施設にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書（電磁的記録を含む。次項において同じ。）を刑事施設の長又はその代理者に提出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

② 被告人が自ら申立書を作ることができないときは、

第三百五十条の十九 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えなければならぬ。

第三百五十条の二十二 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 四 （略）

第三百六十条 第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、書面による被告人の同意を得て、上訴の放棄又は取下げをすることができる。

第三百六十六条 刑事施設にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

② 被告人が自ら申立書を作ることができないときは、

刑事施設の長又はその代理者は、これを被告人に代わつて作成し、又は所属の職員にこれをさせなければならない。

第三百七十六条（略）

② 控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は検察官若しくは弁護人の保証書（電磁的記録を含む。次条及び第三百八十六条第一項第二号において同じ。）を添えなければならない。

第三百七十七条

次に掲げる事由があることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの十分な証明をすることができ旨の検察官又は弁護人の保証書を添えなければならない。

一 三 （略）

第三百八十二条の二

やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調べを請求することができなかった証拠によつて証明することのできる事実であつて前二条に規定する控訴申立ての理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

②

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立ての理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様とする。

③

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明

刑事施設の長又はその代理者は、これを代書し、又は所属の職員にこれをさせなければならない。

第三百七十六条（略）

② 控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は検察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十七条

左の事由があることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの十分な証明をすることができ旨の検察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

一 三 （略）

第三百八十二条の二

やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調べを請求することができなかった証拠によつて証明することのできる事実であつて前二条に規定する控訴申立ての理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

②

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立ての理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様である。

③

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明

する資料を添えなければならぬ。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調べを請求することができなかった旨を疎明する資料をも添えなければならぬ。

第三百八十三条 次に掲げる事由があることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添えなければならぬ。

一 再審の請求をすることができる場合に当たる事由があること。

二 (略)

第三百八十六条 次に掲げる場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

一 (略)

二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な疎明資料若しくは保証書が添えられていないとき。

三 控訴趣意書に記載された控訴の申立ての理由が、明らかに第三百七十七条から第三百八十二条まで及び第三百八十三条に規定する事由に該当しないとき。

② 前条第二項の規定は、前項の決定について準用する。

する資料を添附しなければならない。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調べを請求することができなかった旨を疎明する資料をも添附しなければならない。

第三百八十三条 左の事由があることを理由として控訴の申立てをした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添附しなければならない。

一 再審の請求をすることができる場合に当たる事由があること。

二 (略)

第三百八十六条 左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

一 (略)

二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な疎明資料若しくは保証書を添附しないとき。

三 控訴趣意書に記載された控訴の申立ての理由が、明らかに第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に規定する事由に該当しないとき。

② 前条第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第四百八条 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類又は電磁的記録によつて、上告の申立ての理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百二十三条 (略)

② 原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）と共に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを抗告裁判所に送付しなければならない。

一 抗告が申立書の差出しによりされた場合 当該申立書に記載されている事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、当該申立書）

二 抗告が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）

第四百三十五条 再審の請求は、次に掲げる場合において、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために、これを行うことができる。

第四百八条 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百二十三条 (略)

② 原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

(新設)

(新設)

第四百三十五条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一・二 (略)

三 有罪の言渡しを受けた者を**被告した罪が確定判決により証明されたとき**。ただし、**被告により有罪の言渡しを受けたとき**に限る。

四 (略)

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡しをした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡しを受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見したとき。

七 原判決に關与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面若しくは電磁的記録を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。ただし、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百六十一条の二 (略)

② 被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面又は電磁的記録によりその旨を明らかに

一・二 (略)

三 有罪の言渡しを受けた者を**誣告した罪が確定判決により証明されたとき**。但し、**誣告により有罪の言渡しを受けたとき**に限る。

四 (略)

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡しをした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡しを受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に關与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百六十一条の二 (略)

② 被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければなら

しなければならない。

第四百六十二条 (略)

② 前項の書面には、前条第二項の書面又は電磁的記録を添えなければならない。

第四百六十二条の二 検察官は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、当該請求に併せて合意内容書面等を裁判所に提出しなければならない。

② 前項の規定により合意内容書面等を裁判所に提出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面又は電磁的記録をその裁判所に提出しなければならない。

第四百六十三条 (略)

② 検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は第四百六十二条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様とする。

③・④ (略)

⑤ 前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。

⑥ 第一項及び第二項の場合には、第二百七十一条及び第二百七十一条の二の規定の適用があるものとする。
この場合において、第二百七十一条第一項第一号中「

。

第四百六十二条 (略)

② 前項の書面には、前条第二項の書面を添附しなければならない。

第四百六十二条の二 検察官は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、当該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならない。

② 前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならない。

第四百六十三条 (略)

② 検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は第四百六十二条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

③・④ (略)

(新設)

⑤ 第一項及び第二項の場合には、第二百七十一条及び第二百七十一条の二の規定の適用があるものとする。
この場合において、第二百七十一条第一項中「公訴の

された」とあるのは「され、第四百六十三条第三項の規定による通知をした」と、同項第二号中「された」とあるのは「され、第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた」と、同条第二項中「公訴の提起が」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知が」と、第二百七十一条の二第二項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状と共に」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知を受けた後速やかに、裁判所に対し」とする。

⑦
(略)

第四百六十八条 (略)

②
④ (略)

⑤ 前項の規定による求めは、第二百七十一条の二第一項の規定による求めとみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状と共に」とあるのは、「速やかに、裁判所に対し」とする。

⑥ 第四百六十三条第七項の規定は、前項において読み替えて適用する第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。

第四百七十二條 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。ただし、第七十条第一項ただし書の場合、第八十条第一項ただし書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

② 上訴の裁判又は上訴の取下げにより下級の裁判所の

提起」とあるのは「第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出」と、同条第二項中「公訴の提起が」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知が」と、第二百七十一条の二第二項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知を受けた後速やかに、裁判所に対し」とする。

⑥
(略)

第四百六十八条 (略)

②
④ (略)

⑤ 前項の規定による求めは、第二百七十一条の二第一項の規定による求めとみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは、「速やかに、裁判所に対し」とする。

⑥ 第四百六十三条第六項の規定は、前項において読み替えて適用する第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。

第四百七十二條 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、第七十条第一項但書の場合、第八十条第一項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

② 上訴の裁判又は上訴の取下げにより下級の裁判所の裁

裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。ただし、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察庁において保管されているときは、その裁判所に対応する検察庁の検察官が、これを指揮する。

第四百七十三条 裁判の執行の指揮は、書面又は電磁的記録によりこれをし、当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを添えなければならない。ただし、刑の執行を指揮する場合を除いては、第一号に掲げる場合にあつては裁判書の原本又は同号に定める謄本若しくは抄本に認印して、第二号に掲げる場合にあつては同号に定める書面又は電磁的記録に認印し、又は法務省令（前条第一項ただし書の場合にあつては、裁判所の規則）で定める認印に代わる措置をとつて、その指揮をすることができ。

一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は当該調書の謄本又は抄本

二 裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合 当該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの

判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察庁に在るときは、その裁判所に対応する検察庁の検察官が、これを指揮する。

第四百七十三条 裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これを行うことができる。

（新設）

（新設）

第四百七十八条 死刑の執行に立ち会った検察事務官は、執行始末書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者と共に、これに署名押印し、又は法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければならない。

第四百八十四条 （略）

② 収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第四百八十四条の二 前条第一項前段の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第四百八十七条 収容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他収容に必要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

② 収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

検察官又は司法警察員が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 収容状が書面による場合 記名押印すること。

二 収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置（収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第四百七十八条 死刑の執行に立ち会った検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

第四百八十四条 （略）

（新設）

第四百八十四条の二 前条前段の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第四百八十七条 収容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他収容に必要な事項を記載し、検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

（新設）

第四百八十九条 収容状の執行については、勾引状の執行に関する規定を準用する。この場合において、第七十三条第一項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは、「法務省令で」と読み替えるものとする。

第四百九十二条の二 罰金に相当する金額について仮納付の裁判の執行があつたときは、第三百四十五条の二（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の三、第四百九十四条の五（第三号を除く。）、第四百九十四条の六第一項、第四百九十四条の八第一項、第四百九十四条の十二第一項及び第四百九十四条の十四において同じ。）の規定による決定及び第三百四十五条の三（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の二において同じ。）において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第四百九十四条の六（略）

② 裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる同項に規定する者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴く場合において、裁判所にその者を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事施設にその者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることがする方法によつて、当該手続をすることができ。この場合において、その者に対し、あらかじめ、裁判所が当該

第四百八十九条 収容状の執行については、勾引状の執行に関する規定を準用する。

第四百九十二条の二 罰金に相当する金額について仮納付の裁判の執行があつたときは、第三百四十五条の二（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の三、第四百九十四条の五（第三号を除く。）、第四百九十四条の六、第四百九十四条の八第一項、第四百九十四条の十二第一項及び第四百九十四条の十四において同じ。）の規定による決定及び第三百四十五条の三（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の二において同じ。）において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第四百九十四条の六（略）
（新設）

手続をする旨を告げなければならない。

第四百九十四条の七 (略)

② 拘置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

③ 第六十四条、第七十条（第一項ただし書を除く。）、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項及び第四項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条	(略)	(略)
第六十四条第一項	罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することがで

第四百九十四条の七 (略)

(新設)

② 第六十四条、第七十条（第一項ただし書を除く。）、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条	(略)	(略)
第六十四条第一項	罪名、公訴事実の要旨	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することがで

第六十四條第一項第二号及び第二項並びに第七十三條第二項第二号	裁判長又は受命裁判官	裁判長	きない場合における留置の期間、拘置すべき
第六十四條第三項	(略)	(略)	(略)
第七十三條第三項	第一項各号又は前項各号	第四百九十四條の七第三項において読み替えて準用する第二項各号	第四百九十四條の七第三項において読み替えて準用する第二項罰金が完納されていない旨
	前二項	第四百九十四條の七第三項において読み替えて準用する第二項罰金が完納されていない旨	
	公訴事実の要旨		

② 第四百九十四條の八 (略)
 第六十九條、第八十二條から第八十七條まで、第九十二條第二項及び第九十五條の規定並びに第九十六條第一項 (第二号及び第六号に係る部分に限る。)、第

(新設)	(新設)	裁判官	裁判長又は受命	勾留すべき	きない場合における留置の期間、拘置すべき
第六十四條第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七十三條第三項	公訴事実の要旨	罰金が完納されていない旨			
	(新設)	裁判官	裁判長	拘置すべき	きない場合における留置の期間、拘置すべき
	(新設)				

② 第四百九十四條の八 (略)
 第六十九條、第八十二條から第八十七條まで、第九十二條第二項及び第九十五條の規定並びに第九十六條第一項 (第二号及び第六号に係る部分に限る。)、第

九十八条及び第九十八条の二の規定（これらの規定のうち勾留の執行停止に関する部分に限る。）は、第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十六条第一項第二号及び第六号	(略)	(略)
第九十八条第二項第一号	第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）	第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）
(略)	裁判長又は受命裁判官	裁判長
(略)	(略)	(略)

第四百九十四条の十二 第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、第四百九十四条の六第一項に規定する手続のため必要があるとき、検察官の請求により、又は職権で、決定で、当該第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

九十八条及び第九十八条の二の規定（これらの規定のうち勾留の執行停止に関する部分に限る。）は、第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十六条第一項第二号及び第六号	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

第四百九十四条の十二 第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、第四百九十四条の六に規定する手続のため必要があるとき、検察官の請求により、又は職権で、決定で、当該第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

③ ② (略)

第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、前項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項	(略)	第五十九条、第六十二条第一項、第六十四条第一項及び第六十七条第一項及び第三項、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条	(略)	(略)
第六十四条第一項	罪名、公訴事実の要旨			罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定

③ ② (略)

第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、前項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項	(略)	第五十九条、第六十二条第一項及び第六十三条第一項及び第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条	(略)	(略)
第六十四条第一項	罪名、公訴事実の要旨			罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定

		第六十四條第一項第二号及び第二項並びに第七十三條第一項第二号		第三項	(略)	第七十三條第三項
		裁判長又は受命裁判官	(略)	(略)	(略)	第一項各号又は前項各号
		裁判長	(略)	(略)	(略)	第四百九十四條の十二第三項において読み替えて準用する第一項各号
		した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間	裁判長	(略)	(略)	第四百九十四條の十二第三項において読み替えて準用する第一項各号
			裁判長又は受命裁判官	(略)	(略)	公訴事実の要旨
			裁判長	(略)	(略)	罰金が完納されていない旨

		(新設)		第六十四條第二項	(略)	第七十三條第三項
		裁判長又は受命裁判官	(新設)	(略)	(略)	公訴事実の要旨
		裁判長	(新設)	(略)	(略)	罰金が完納されていない旨
		した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間	裁判長	(略)	(略)	罰金が完納されていない旨

第五百九条 (略)

②・③ (略)

④ 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

⑤・⑥ (略)

第五百十条 前条第一項の令状には、裁判の執行を受ける者の氏名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず檢察官（第五百十六条の規定により檢察事務官に処分をさせる場合にあつては、檢察官及び檢察事務官）の使用に係る電子計算機から令状を消去することそ

第五百九条 (略)

②・③ (略)

(新設)

④・⑤ (略)

第五百十条 前条第一項の令状には、裁判の執行を受ける者の氏名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

(新設)

(新設)

の他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

- ② 前条第二項の場合には、同条第一項の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載し、又は記録しなければならない。

- ③ 前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。
二 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

- ④ 第六十四条第三項の規定は、前条第一項の令状について準用する。この場合において、第六十四条第三項中「被告人の」とあるのは「裁判の執行を受ける者の」と、「被告人を」とあるのは「その者を」と読み替えるものとする。

第五百十一条（略）

- ② （略）
③ 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

- ② 前条第二項の場合には、同条第一項の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

（新設）

- ③ 第六十四条第二項の規定は、前条第一項の令状について準用する。この場合において、第六十四条第二項中「被告人の」とあるのは「裁判の執行を受ける者の」と、「被告人を」とあるのは「その者を」と読み替えるものとする。

第五百十一条（略）

- ② （略）
（新設）

④ 前条の規定は、第一項の令状について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「裁判官」とあるのは「裁判長又は裁判官」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

第五百十三条 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条、第一百三十三条から第五十五条まで、第一百十条、第一百十条の二前段、第一百一十一条第一項前段及び第二項、第一百一十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第一項及び第三項、第二百一十一条第一項及び第二項、第二百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百二十二条第六項の規定は、検察官が第五百九条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百十条第一項及び第二百一十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令（第一百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）について、第一百十条第一項、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百八条、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十七条から第一百四十条まで及び第二百二十二条第四項から第七項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百十九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する

③ 前条の規定は、第一項の令状について準用する。この場合において、同条第一項中「裁判官」とあるのは「裁判長又は裁判官」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

第五百十三条 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条、第一百三十三条から第五十五条まで、第一百十条、第一百十条の二前段、第一百一十一条第一項前段及び第二項、第一百一十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百十五条、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第一項、第二百一十一条第一項及び第二項、第二百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百二十二条第六項の規定は、検察官が第五百九条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百十条及び第二百一十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令（第一百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）について、第一百十条、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十四条、第一百八条、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十七条から第一百四十条まで及び第二百二十二条第四項から第七項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百十九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受

る資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手続において執行官による取上げの対象となるべきもの」と、第百条第一項、第百二条、第百五条ただし書及び第百三十七条第一項中「被告人」とあり、並びに第百二十二条第六項中「被疑者」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百条第二項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第百十條第一項第二号及び第二項第二号中「第百七条第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第百十條第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長」とあるのは「裁判官」と、第百二十條第三項中「前二項」とあるのは「第百十三條第一項において準用する第一項」と、第百二十二條第七項中「第一項」とあるのは「第百十三條第一項において読み替えて準用する第百三十七條第一項」と、同条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第百十三條第一項」と、同条第九項中「第二百十八條第五項」とあるのは「第百九條第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八條第一項」とあるのは「第百九條第一項」と読み替えるものとする。

ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手続において執行官による取上げの対象となるべきもの」と、第百条第一項、第百二条、第百五条ただし書及び第百三十七條第一項中「被告人」とあり、並びに第百二十二條第六項中「被疑者」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百条第二項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第百二十二條第七項中「第一項」とあるのは「第百十三條第一項において読み替えて準用する第百三十七條第一項」と、同条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第百十三條第一項」と、同条第九項中「第二百十八條第五項」とあるのは「第百九條第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八條」とあるのは「第百九條」と読み替えるものとする。

②
⑤ (略)

⑥ 第五十条の二、第一百条第一項、第一百十一条第三項、第一百二十条第二項及び第三項、第一百二十三条の二第二項並びに第二百二十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)について準用する。この場合において、第五百条の二において読み替えて準用する第五百条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第一百十條第一項第二号中「第一百七條第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十條第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十條第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判官」と、第一百二十條第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三條第六項において準用する第二項」と、第一百二十三条の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と、第二百二十二條第八項、第十一項及び第十二項中「第一項に」とあるのは「第五百十三條第六項に」と、同条第九項中「第二百十八條第五項」とあるのは「第五百九條第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八條第一項」とあるのは「第五百九條第一項」と読み替えるものとす

⑦ 第九十九條第一項、第一百條、第一百二條、第一百三條から第一百五條まで、第一百八條第一項から第三項まで、第一百九條、第一百十條、第一百十條の二前段、第一百十一條第一項前段及び第二項、第一百十一條の二前段、第一百十二

②
⑤ (略)

⑥ 第五十条の二、第一百条、第一百十一条第三項、第一百二十条第二項及び第三項、第一百二十三条の二第一項並びに第二百二十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)について準用する。この場合において、第五百条の二において読み替えて準用する第五百条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第一百二十三条の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と、第二百二十二條第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三條第六項」と、同条第九項中「第二百十八條第五項」とあるのは「第五百九條第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八條」とあるのは「第五百九條」と読み替えるものとする。

⑦ 第九十九條第一項、第一百條、第一百二條、第一百三條から第一百五條まで、第一百八條第一項から第三項まで、第一百九條、第一百十條、第一百十條の二前段、第一百十一條第一項前段及び第二項、第一百十一條の二前段、第一百十二

条、第一百十三条第三項、第一百十四条、第一百十五条、第一百八条、第一百十九条、第一百二十条第一項及び第三項、第二百一条、第二百三条第一項から第三項まで並びに第二百五条の規定は、裁判所又は裁判官が前三条の規定によつてする押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）又は搜索について、第一百八条第一項から第三項まで、第一百九条、第一百十一条第一項、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百三条第三項、第一百十四条、第一百八条、第一百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第一百二十九条、第三百一条、第三百七条から第四十条まで並びに第二百二十二条第四項及び第五項の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百十九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料又は裁判の執行の対象となるものを管理するために使用されている物」と、第一百条第一項、第一百二条、第一百五条ただし書、第一百八条第一項ただし書、第一百三十五条及び第三百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百三条第一項並びに第二百二十五条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第一百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第一百十条第一項第二号及び第二項第二号中「第一百七十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）

条、第一百十三条第三項、第一百十四条、第一百十五条、第一百八条、第一百十九条、第一百二十条第一項、第二百一条、第二百三条第一項から第三項まで並びに第二百五条の規定は、裁判所又は裁判官が前三条の規定によつてする押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）又は搜索について、第一百八条第一項から第三項まで、第一百九条、第一百十一条第一項、第一百十一条の二前段、第一百十二条、第一百十三条第三項、第一百十四条、第一百八条、第一百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第一百二十九条、第三百一条、第三百七条から第四十条まで並びに第二百二十二条第四項及び第五項の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第一百十九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料又は裁判の執行の対象となるものを管理するために使用されている物」と、第一百条第一項、第一百二条、第一百五条ただし書、第一百八条第一項ただし書、第一百三十五条及び第三百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百三条第二項並びに第二百三十五条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第一百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第二百二十五条第四項ただし書中「裁判所」とあるのは「裁判所又は第五百十三条第七項において準用する第

「とあるのは「第五百十一条第四項において読み替えて準用する第五百十条第三項（第二号に係る部分に限る。）」と、「裁判長」とあるのは「裁判長又は裁判官」と、第二百十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第七項において準用する第一項」と、第二百二十五条第四項ただし書中「裁判所」とあるのは「裁判所又は第五百十三条第七項において準用する第一項の規定による嘱託をした裁判官」と、第二百二十二条第四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。

⑧・⑨（略）

⑩ 第五百条の二、第百十一条第三項、第二百十条第二項及び第三項、第二百十三条の二第一項並びに第二百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について準用する。この場合において、第五百条の二において読み替えて準用する第五百条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第十項において準用する第二項」と、第二百十三条の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と読み替えるものとする。

⑪・⑬（略）

一項の規定による嘱託をした裁判官」と、第二百二十二条第四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。

⑧・⑨（略）

⑩ 第五百条の二、第百十一条第三項、第二百十条第二項及び第三項、第二百十三条の二第一項並びに第二百二十五条第一項から第三項まで及び第四項本文の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について準用する。この場合において、第五百条の二において読み替えて準用する第五百条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百十三条の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と読み替えるものとする。

⑪・⑬（略）

第五百十五條 (略)

②・③ (略)

④ 第三百三十一條、第三百三十七條、第三百三十八條、第四百條及び第六十八條第二項から第六項までの規定は、第一項の許可及び前項の許可状について準用する。この場合において、第三百三十七條第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとする。

第八編 雜則

第五百十七條 この法律における主務省令は、法務省令

、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令とする。

第五百十五條 (略)

②・③ (略)

④ 第三百三十一條、第三百三十七條、第三百三十八條、第四百條及び第六十八條第二項から第四項までの規定は、第一項の許可及び前項の許可状について準用する。この場合において、第三百三十七條第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第三条関係）

改正案	現行
（電子計算機損壊等公務執行妨害） 第九十五条の二 公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 （公文書偽造等） 第一百五十五条 行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。 一 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名（以下この章、第六百六十五条及び第六百六十七条において「印章等」という。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画（以下この章において「文書等」という。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為 二 公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章等として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下この章、第六百六十五条及び第六百六十七条にお	（新設） （公文書偽造等） 第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

て同じ。)を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等(文書等として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為

2 公務所若しくは公務員が押印し若しくは署名した文書等又は公務所若しくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書等若しくは電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書等若しくは電磁的記録文書等を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し、又は文書等若しくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等又は電磁的記録印章等の有無により区別して、前二条の例による。

(公正証書原本不実記載等)

第百五十七条 (略)

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札若しくは旅券に不実の記載をさせ、又は電磁的記録文書等

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公正証書原本不実記載等)

第百五十七条 (略)

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は

その他の電磁的記録であつて、免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として用いられるものに不実の記録をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3
(略)

(偽造公文書行使等)

第百五十八条 第百五十四条から前条までの文書等若しくは電磁的記録文書等を行使し、同条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供し、又は同条第二項の電磁的記録を人の事務処理の用に供した者は、その文書等若しくは電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2
(略)

(私文書偽造等)

第百五十九条 行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

一 他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造し、又は偽造した他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為

二 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して

二十万円以下の罰金に処する。

3
(略)

(偽造公文書行使等)

第百五十八条 第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2
(略)

(私文書偽造等)

第百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造する行為

2 他人が押印し若しくは署名した権利、義務若しくは事実証明に関する文書等又は他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書等又は電磁的記録文書等を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽診断書等作成)

第六十条 医師が、公務所に提出すべき診断書、検案書若しくは死亡証書に虚偽の記載をし、又は公務所に提出すべき電磁的記録文書等であつて、診断書、検案書若しくは死亡証書の全部若しくは一部として用いられるものに虚偽の記録をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽造私文書等行使)

第六十一条 前二条の文書等又は電磁的記録文書等を行使した者は、その文書等若しくは電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載若しくは記録をした者と同じの刑に処する。

2 (略)

(公印偽造及び不正使用等)

2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽診断書等作成)

第六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽造私文書等行使)

第六十一条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同じの刑に処する。

2 (略)

(公印偽造及び不正使用等)

第百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章等又は電磁的記録印章等を偽造した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

2 公務所若しくは公務員の印章等若しくは電磁的記録印章等を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等若しくは電磁的記録印章等を使用した者も、前項と同様とする。

（公記号偽造及び不正使用等）

第百六十六条 行使の目的で、公務所の記号又は電磁的記録記号（記号として表示されることとなる電磁的記録をいう。次項において同じ。）を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 公務所の記号若しくは電磁的記録記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号若しくは電磁的記録記号を使用した者も、前項と同様とする。

（私印偽造及び不正使用等）

第百六十七条 行使の目的で、他人の印章等又は電磁的記録印章等を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 他人の印章等若しくは電磁的記録印章等を不正に使用し、又は偽造した印章等若しくは電磁的記録印章等を使用した者も、前項と同様とする。

第百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

2 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

（公記号偽造及び不正使用等）

第百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。

（私印偽造及び不正使用等）

第百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

○ 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）（第四条関係）

改正案	現行
第十六条（略） ② 前項の規定により宣誓をさせる場合においては、地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官が、起立して、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載した書面又はその旨を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の内容を朗読し、検察審査員及び補充員をして、当該書面に署名押印させ、又は当該電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらせなければならない。 （削る） （削る） 第二十二條（略） ② 招集状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。 第二十三條 招集状には、出頭すべき日時及び場所並びに招集に応じないときは過料に処せられることがある	第十六条（略） ② 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。 ③ 宣誓書には、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載しなければならない。 ④ 地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、検察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。 第二十二條（略） （新設） 第二十三條 検察審査員及び補充員に対する招集状には、出頭すべき日時、場所及び招集に応じないときは過

旨を記載し、又は記録しなければならない。

第二十四条 檢察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することが出来る。この場合においては、書面又は電磁的記録によりその事由を疎明しなければならない。

第三十一条 審査の申立ては、書面により、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（檢察審査会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第四十条において同じ。）と審査の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により、かつ、その理由を明示してしなければならない。

第三十五条（略）

② 檢察審査会は、前項の規定により檢察官に意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、檢察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに檢察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第二十四条 檢察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由に因り招集に応ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することが出来る。この場合においては、書面でその事由を疎明しなければならない。

第三十一条 審査の申立ては、書面により、且つ申立ての理由を明示しなければならない。

第三十五条（略） （新設）

第三十五条の二 前条第一項に定めるもののほか、檢察審査会が審査を行う場合においては、檢察官は、当該審査に係る事件について被疑者との間でした刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三百五十条の二第一項の合意があるときは、同法第三百五十条の三第二項の書面又は電磁的記録を檢察審査会に提出しなければならない。

② 前項の規定により当該書面又は電磁的記録を檢察審査会に提出した後、檢察審査会が檢察官の公訴を提起しない処分の当否について議決をする前に、当該合意の当事者が刑事訴訟法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、檢察官は、遅滞なく、同項の書面又は電磁的記録を檢察審査会に提出しなければならない。

第三十七条 （略）

② 檢察審査会は、前項の規定により審査申立人又は証人を尋問する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、檢察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認められるものに審査申立人又は証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

③ 檢察審査会は、証人が第一項の規定による呼出しに応じないときは、当該檢察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。

第三十五条の二 前条に定めるもののほか、檢察審査会が審査を行う場合においては、檢察官は、当該審査に係る事件について被疑者との間でした刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三百五十条の二第一項の合意があるときは、同法第三百五十条の三第二項の書面を檢察審査会に提出しなければならない。

② 前項の規定により当該書面を檢察審査会に提出した後、檢察審査会が檢察官の公訴を提起しない処分~~の~~当否について議決をする前に、当該合意の当事者が刑事訴訟法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、檢察官は、遅滞なく、同項の書面を檢察審査会に提出しなければならない。

第三十七条 （略）
（新設）

② 檢察審査会は、証人がその呼出しに応じないときは、当該檢察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。

④・⑤ (略)

第三十八条 (略)

② 檢察審査会は、前項の規定により相当と認める者から法律その他の事項に関し専門的助言を徴する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、檢察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場合であつて、適当と認めるものに当該相当と認める者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ、法によつて、専門的助言を徴することができ。

第三十八条の二 審査申立人は、檢察審査会に意見書〔電磁的記録をもつて作成するものを含む。〕又は資料を提出することができる。

第四十条 檢察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を付した議決書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。第四十一条の七第一項において同じ。）を作成し、その謄本又は当該議決書に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを当該檢察官を指揮監督する検事正及び檢察官適格審査会に送付し、その議決後七日間、議決の要旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ、状態に置くとともに、議決の要旨が記載された書面を当該檢察審査会事務局の掲示場に掲示し、又は議決の

③・④ (略)

第三十八条 (略)
(新設)

第三十八条の二 審査申立人は、檢察審査会に意見書又は資料を提出することができる。

第四十条 檢察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該檢察官を指揮監督する検事正及び檢察官適格審査会に送付し、その議決後七日間当該檢察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第三十条の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

要旨を当該検察審査会事務局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置き、かつ、第三十条の規定による申立てをした者があるときは、その申立てに係る事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第四十一条 検察審査会が第三十九条の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の規定による送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

② 検察審査会が第三十九条の五第二項第二号の議決をした場合において、前条の規定による送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、当該公訴を提起しない処分の当否を検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

③ (略)

第四十一条の二 (略)

② 第三十九条の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定による送付をした日から三月（検察官が当該検察審査会に対し三月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第三項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処

第四十一条 検察審査会が第三十九条の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

② 検察審査会が第三十九条の五第二項第二号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、当該公訴を提起しない処分の当否を検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

③ (略)

第四十一条の二 (略)

② 第三十九条の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、第四十条の規定により当該議決に係る議決書の謄本の送付をした日から三月（検察官が当該検察審査会に対し三月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第三項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公

分があつたものとみなして、当該処分の可否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の可否の審査を行わなければならない。

第四十一条の六 (略)

② 検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、検察官に異議がない場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに検察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、意見を述べる機会を与えれば足りる。

③ (略)

第四十一条の七 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、検察審査会は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

② (略)

③ 検察審査会は、第一項の議決書を作成したときは、第四十条の規定による措置をとるほか、当該議決書の謄本又は当該議決書に記録されている事項を記載し、

訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の可否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の可否の審査を行わなければならない。

第四十一条の六 (略)

② 検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。

③ (略)

第四十一条の七 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

② (略)

③ 検察審査会は、第一項の議決書を作成したときは、第四十条に規定する措置をとるほか、その議決書の謄本を当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に

若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの（第四十一条の九第二項において「起訴議決書謄本等」という。）を当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

第四十一条の九 第四十一条の七第三項の規定による送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定しなければならない。

② 前項の規定による指定があつた場合において、起訴議決書謄本等の送付を受けた地方裁判所が第四十一条の七第三項に規定する地方裁判所に該当するものではないときは、当該指定は、その効力を失わない。

③ ⑥ （略）

第四十三条 （略）

② 第三十七条第四項の規定により召喚を受けた証人が正当な理由がなく召喚に応じないときも、前項と同様とする。

送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

第四十一条の九 第四十一条の七第三項の規定による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定しなければならない。

② 前項の場合において、議決書の謄本の送付を受けた地方裁判所が第四十一条の七第三項ただし書に規定する地方裁判所に該当するものではないときは、前項の規定により裁判所がした指定は、その効力を失わない。

③ ⑥ （略）

第四十三条 （略）

② 第三十七条第三項の規定により召喚を受けた証人が正当な理由がなく召喚に応じないときも、前項と同様とする。

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 少年の保護事件 第一節 通則（第三条―第五条の五） 第二節 第四節（略） 第三章 第五章（略） 附則 （被害者等による記録の閲覧及び謄写） 第五条の二 裁判所は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録（家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況	目次 第一章（略） 第二章 少年の保護事件 第一節 通則（第三条―第五条の三） 第二節 第四節（略） 第三章 第五章（略） 附則 （被害者等による記録の閲覧及び謄写） 第五条の二 裁判所は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録（家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況

その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないとする場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。この場合において、当該記録の全部又は一部が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

2・3 (略)

(電子情報処理組織による申立て等)

第五条の四 検察官及び弁護士である付添人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）については、口頭とする場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒

その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないとする場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

2・3 (略)

(新設)

体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。
。この場合において、当該申立て等がこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものである
ときにおけるこの法律その他の当該申立て等に関する
法令の規定の適用については、当該法令に特別の定め
がある場合を除き、当該方法によりされた当該申立て
等は、当該書面をもつてされたものとみなす。

2| 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録
する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係
る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達した
ものとみなす。

3| 第一項の規定は、検察官又は弁護士である付添人が
、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障そ
の他のその責めに帰することができない事由により、
同項の方法により申立て等を行うことができない場合
には、適用しない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第五條の五 申立て等が、書面によりされたとき（前条
第一項の規定に違反してされたときを除く。）、又は
最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に
係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりさ
れたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、
又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに
記録しなければならない。ただし、当該事項をファイ
ルに記録することにつき困難な事情があるときは、こ
の限りでない。

(新設)

(押収、搜索、検証、鑑定嘱託等)

第六条の五 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収(刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一号)第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。次項及び第十五条において同じ。)、搜索、同法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。次項及び第十五条において単に「電磁的記録提供命令」という。)、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2

刑事訴訟法中、司法警察職員の行う押収、搜索、電磁的記録提供命令、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百二十四条を除く。))は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第三項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類及び電磁的

(押収、搜索、検証、鑑定嘱託)

第六条の五 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一号)中、司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百二十四条を除く。))は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第三項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事

記録と共に事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一・二 (略)

2 警察官は、前項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物(電磁的記録であるものを含む。第二十二条の二第三項及び第四十五条の三第二項において同じ。)があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

3 (略)

(呼出し及び同行)

第十一条 (略)

2 (略)

3 呼出状及び同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

(緊急の場合の同行)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項の同行状について準用する。

(検証、押収、搜索等)

第十五条 家庭裁判所は、検証、押収、搜索又は電磁的記録提供命令をすることができる。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行う検証、押収、搜索及び

件を児童相談所長に送致しなければならない。

一・二 (略)

2 警察官は、前項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

3 (略)

(呼出し及び同行)

第十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(緊急の場合の同行)

第十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(検証、押収、搜索)

第十五条 家庭裁判所は、検証、押収又は搜索をすることができる。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行う検証、押収及び搜索に

電磁的記録提供命令に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合について準用する。

(決定の執行)

第二十六条 (略)

2 4 (略)

5 第十一条第三項の規定は第二項の呼出状及び前二項の同行状について、第十三条の規定は前二項の同行状について、それぞれ準用する。

6 (略)

(抗告受理の申立て)

第三十二条の四 (略)

2 前項の規定による申立て(以下「抗告受理の申立て」という。)は、申立書を原裁判所に差し出してしなければならぬ。

3 抗告受理の申立てを受けた原裁判所は、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを高等裁判所に送付しなければならない。

一 抗告受理の申立てが第五条の四第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五条の五ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録)

二 抗告受理の申立てが申立書の差出しによりされた場合 当該申立書に記載されている事項を記録した

関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(決定の執行)

第二十六条 (略)

2 4 (略)

5 第十三条の規定は、前二項の同行状に、これを準用する。

6 (略)

(抗告受理の申立て)

第三十二条の四 (略)

2 前項の規定による申立て(以下「抗告受理の申立て」という。)は、申立書を原裁判所に差し出してしなければならぬ。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。

(新設)

電磁的記録（第五条の五ただし書の場合にあつては、当該申立書）	4・5（略）	6第四項の決定は、高等裁判所が原裁判所から第三項の規定による送付を受けた日から二週間以内にしなければならぬ。	7第四項の決定があつた場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十二条の二の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由中第五項の規定により排除されたもの以外のものを抗告の趣意とみなす。	2（略） （抗告審における国選付添人） 第三十二条の五 前条第四項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

3・4（略）	5第三項の決定は、高等裁判所が原裁判所から第二項の申立書の送付を受けた日から二週間以内にしなければならぬ。	6第三項の決定があつた場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十二条の二の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由中第四項の規定により排除されたもの以外のものを抗告の趣意とみなす。	2（略） （抗告審における国選付添人） 第三十二条の五 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

○ 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）（第六条関係）

改正案	現行
第十條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第四十六條第一項の規定により訴訟関係人から裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき六十円とする。第二条の事件について旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。 2 刑事訴訟法第四十六條第二項の規定により訴訟関係人から同項に規定する書面又は電磁的記録の提供を請求する場合の費用の額は、当分の間、当該書面については用紙一枚につき六十円、当該電磁的記録については一件につき八千四百円とする。 3 前二項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。	第十條 新法第四十六條の規定により訴訟関係人から裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき六十円とする。第二条の事件について旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。 （新設） 2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

○ 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）（第七条関係）

改正案	現行
（電子情報処理組織による申立て等） 第九条の二 代理人が弁護士であるときは、当該代理人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述であつてこの法律に規定するもの（以下この条及び次条において「申立て等」という。）については、口頭でする場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と当該代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。 2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。 3 第一項の規定は、同項の代理人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。	（新設）

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第九条の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならぬ。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

(補償請求に対する裁判)

第十四条 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聴き、決定をしなければならぬ。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)をもつて決定書を作成しなければならぬ。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 前項の場合において、裁判所は、決定書の謄本又はファイルに記録された決定書に係る電磁的記録を、検察官及び請求人に送達しなければならない。

(新設)

(補償請求に対する裁判)

第十四条 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならぬ。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

(新設)

(新設)

[

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（第八条関係）
（現行規定は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）及び出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）による改正後の規定）

改正案	現行
（刑事訴訟法の特例） 第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪（第一項第九号及び第十号の罪を除く。）に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法第二百三条（同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該各号に定める措置をとることができる。 一 収容令書が発付されたとき <u>入国警備官に対し、当該被疑者を引き渡すとともに、書類及び証拠物並びに電磁的記録を提供する措置</u> 二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定がされたとき <u>当該被疑者を釈放する措置並びに入国警備官に対し、書類及び証拠物並びに電磁的記録を提供する措置</u> 2 （略） 第七十三条の三 行使の目的で、<u>在留カード又は</u>在留カードとして表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録（次項及び第三項において「在留カード	（刑事訴訟法の特例） 第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪（第一項第九号及び第十号の罪を除く。）に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法第二百三条（同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該各号に定める措置をとることができる。 一 収容令書が発付されたとき <u>当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置</u> 二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定がされたとき <u>当該被疑者を釈放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置</u> 2 （略） 第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

等」という。)を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。	2 偽造され、又は変造された在留カード等を行使した者も、前項と同様とする。	3 行使の目的で、偽造され、又は変造された在留カード等を提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。	4 5 6 7 (略)	第七十三条の四 行使の目的で、偽造され、又は変造された在留カード(偽造され、又は変造された前条第一項の在留カード電磁的記録が記録されたものを含む。)を所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	2 (略)	3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた在留カード電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。
2 偽造又は変造の在留カードを行使した者も、前項と同様とする。	3 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。	4 5 6 7 (略)	第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	2 (略) (新設)		

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（第九条関係）

改正案

現行

（逮捕された合衆国軍隊の構成員又は軍属の引渡し）
第十一条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、かつ、その者の犯した罪が協定第十七条第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を検察官に送致しなければならない。

（合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領）
第十二条 検察官又は司法警察員は、合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法

（逮捕された合衆国軍隊の構成員又は軍属の引渡し）
第十一条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十七条第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領）
第十二条 検察官又は司法警察員は、合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この

警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。
この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があつたときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとつて、その引渡しを受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第三項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(施設又は区域内の差押え、搜索等)

第十三条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての搜索(搜索状の執行を含む。)、差押え(差押状の執行を含む。)、刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。)、又は検証(検証状の執行を含む。)(は、検察官若しくは司法警察員が合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、その裁判所若しくは裁判官が合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から合衆国

場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(施設又は区域内の差押え、搜索等)

第十三条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての搜索(搜索状の執行を含む。)、差押え(差押状の執行を含む。)、記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。)(又は検証(検証状の執行を含む。)(は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

(証人の勾引についての協力)

第十六条 (略)

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

3 第一項の勾引状には、合衆国軍事裁判所の囑託の趣旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 (略)

5 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

(書類等の提供等)

第十七条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、次に掲げる措置をとることができる。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

(証人の勾引についての協力)

第十六条 (略)

(新設)

2 前項の勾引状には、合衆国軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。

3 (略)

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

(書類又は証拠物の提供等)

第十七条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

(新設)

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、

又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において

、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十九条 検察官又は司法警察員は、合衆国軍事裁判所

又は合衆国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができる。

2
4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第十九条 検察官又は司法警察員は、合衆国軍事裁判所

又は合衆国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者、若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2
4 (略)

改正案	現行
（制裁） 第二条 裁判所又は裁判官（次条第三項及び第四項、第六条の二第一項並びに第六条の三第二項を除き、以下「裁判所」という。）が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執つた措置に従わず、又は暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。 2 （略） （事件の審判） 第三条 （略） 2 前条第一項に該当する行為があつたときは、裁判所は、その場で直ちに、裁判所職員又は警察官に行為者を拘束させることができる。この場合において、拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされないときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならない。 3 前条第一項に該当する行為を直接に知り得た裁判所又は裁判官は、自ら裁判をする場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め	（制裁） 第二条 裁判所又は裁判官（以下「裁判所」という。）が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執つた措置に従わず、又は暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。 2 （略） （事件の審判） 第三条 （略） 2 前条第一項にあたる行為があつたときは、裁判所は、その場で直ちに、裁判所職員又は警察官に行為者を拘束させることができる。この場合において、拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされないときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならない。 （新設）

る裁判所に対し、同項の規定による制裁を科すべき旨の請求をすることができる。

一 裁判所が請求する場合 その裁判所を構成する裁判官所属の裁判所

二 裁判官が請求する場合 その裁判官所属の裁判所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が、裁判をする。

一 裁判所が請求した場合 その裁判所を構成する裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

二 裁判官が請求した場合 その裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

(弁護士補佐)

第三条の二 裁判所は、制裁を科する裁判の手続が遅延するおそれがないと認める場合には、本人に事件につき弁護士補佐を受けさせることができる。

2 前条第四項の規定により裁判をする場合には、本人は、事件につき弁護士補佐を受けることができる。

(裁判)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合においては、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第七十九条、第八十二条、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十

(新設)

(新設)

(裁判)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合においては、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第七十九条、第八十二条、第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百十五

二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十九条第三項及び第四項の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第二百二十七条第二項中「第三百三十二條の十三」とあるのは、「法廷等の秩序維持に関する法律第六條の五」と読み替えるものとする。

5
(略)

5
(抗告及び異議の申立て)
第五條 (略)

2
(略)

3 第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。ただし、抗告裁判所及び原裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができる。

4 第一項の抗告をする場合には、本人は、弁護士を代理人に選任することができる。

5 高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。異議の申立てには、抗告に関する規定を準用する。

(特別抗告)

第六條 抗告又は異議の申立てについて高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、次に掲げる事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をする

第二項、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第三項及び第四項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5
(略)

5
(抗告及び異議の申立)
第五條 (略)

2
(略)

3 第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、抗告裁判所及び原裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができる。

(新設)

4 高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。異議の申立には、抗告に関する規定を準用する。

(特別抗告)

第六條 抗告又は異議の申立について高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることがで

ことができる。

一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤りがあること。

二 (略)

三 最高裁判所の判例がない場合に、前条の規定による抗告又は異議の申立てについてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

2 (略)

3 前条第二項前段、第三項及び第四項の規定は、第一項の抗告について準用する。

(電子情報処理組織による申立て等)

第六条の二 制裁を科する裁判に関する手続における申立て、請求その他の申述(以下「申立て等」という。

「)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもつてするものとされているものであつて、裁判所又は裁判官に対してするもの(当該裁判所の裁判長若しくは受命裁判官又は受託裁判官に対してするものを含む。))については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第六条の五を除き、以下同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を

きる。

一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること。

二 (略)

三 最高裁判所の判例がない場合に、前条の規定による抗告又は異議の申立てについてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

2 (略)

3 前条第二項前段及び第三項の規定は、第一項の抗告について準用する。

(新設)

使用して当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により行うことができる。

- 2| 前項の方法によりされた申立て等（次項において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による申立て等の特例）

第六条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について、口頭でするときは、この限りでない。

- 一 第三条の二の規定により本人を補佐する弁護士
当該本人を補佐する事件

二 第五条第四項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により代理人に選任された弁護士
当該代理人に選任された事件

2| 前項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰すること

（新設）

ができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第六条の四 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

(書面等に記録された事項のファイルへの記録等)

第六条の五 裁判所書記官は、前条の申立て等に係る書面等のほか、制裁を科する裁判に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

(執行)

2 第七条 (略)

(新設)

(新設)

(執行)

2 第七条 (略)

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六十二条第二項、第六十四条（第一項各号を除く。）、第七十条第一項本文、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条、第百二十六条並びに第百二十七条の規定は、収容状について準用する。この場合において、これらの規定中「被告人」とあるのは、「制裁を科する裁判を受けた者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項		第六十四条第二項及び第七十三条第一項 第二号	検察官	裁判官
氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項		裁判官又は受命裁判官	裁判官	
氏名、住居、年齢、監置の期間その他収容に必要事項				

収容状の執行については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中勾引状の執行に関する規定を準用する。

4
～
8
(略)

(削る)

項	第七十二條第一項	裁判長	裁判官
第七十三條第三項	ついて第一項各号又は前項各号 前二項 公訴事實の要旨及び令状 、第一項各号又は前項各号	ついて第一項各号 同項前段 収容状 、同項各号	

4
～
8
(略)

別表(第四條關係)

第二百五條第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項 若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項 若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十條第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第二百三十條第三項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する

○ 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）（第十一条関係）

改正案	現行
（引渡し of 請求を受けた外務大臣の措置） 第三条 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡し of 請求があつたときは、次の各号 of いずれかに該当する場合を除き、引渡請求書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）又は外務大臣の作成した引渡し of 請求があつたことを証明する書面若しくは電磁的記録（電磁的記録を含む。第十条第四項を除き、以下同じ。）を添えて、これを法務大臣に送付しなければならぬ。 一 請求が引渡条約に基づいて行われたものである場合において、その方式が引渡条約に適合しないと認めるとき。 二 請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合において、請求国から日本国が行う同種の請求に応ずべき旨の保証がなされないとき。 （法務大臣の措置） 第四条 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による送付を受けたときは、次の各号 of いずれかに該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し関係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査 of 請求	（引渡し of 請求を受けた外務大臣の措置） 第三条 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡し of 請求があつたときは、次の各号 of 一に該当する場合を除き、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡し of 請求があつたことを証明する書面に関係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならない。 一 請求が引渡条約に基づいて行なわれたものである場合において、その方式が引渡条約に適合しないと認めるとき。 二 請求が引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、請求国から日本国が行なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされないとき。 （法務大臣の措置） 第四条 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡し of 請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号 of 一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し関係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高

をなすべき旨を命じなければならない。

一、四 (略)
2・3 (略)

(逃亡犯罪人の拘禁)

第五条 東京高等検察庁検事長は、前条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならぬ。ただし、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

3 拘禁許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

4 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称及び発付の年月日のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 拘禁許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状を返還しなければならない旨

等裁判所に審査の請求をなすべき旨を命じなければならない。

一、四 (略)
2・3 (略)

(逃亡犯罪人の拘禁)

第五条 東京高等検察庁検事長は、前条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならぬ。但し、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(新設)

3 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

(新設)

二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 有効期間及

びその期間経過後は拘束に着手することができず東京高等検察庁の検察官（次条第一項の規定により同項に規定する検察事務官等に拘禁許可状による拘束をさせる場合にあっては、東京高等検察庁の検察官及び当該検察事務官等）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から拘禁許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を東京高等裁判所の裁判官に提出しなければならぬ旨

5

拘禁許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京高等裁判所の裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 拘禁許可状が書面による場合 記名押印すること

二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（拘禁許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第六条 （略）

2 拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するには、逃亡犯罪人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 拘禁許可状が書面である場合 拘禁許可状を示すこと。

（新設）

（新設）

第六条 （略）

2 拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するには、これを逃亡犯罪人に示さなければならない。

（新設）

二 拘禁許可状が電磁的記録である場合 最高裁判所

規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

3 検察事務官等は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したときは、できる限り速やかに、これを東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

4 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第七十六条の規定は、拘禁許可状による拘束について準用する。この場合において、同法第七十三条第三項中「ついで第一項各号又は前項各号」とあるのは「ついで逃亡犯罪人引渡法第六条第二項各号」と、「前二項」とあるのは「同項」と、「第一項各号又は前項各号」とあるのは「同項各号」と読み替えるものとする。

（審査の請求）

第八条 東京高等検察庁の検察官は、第四条第一項の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が分らない場合を除き、速やかに、東京高等裁判所に対し、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならぬ。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内に審査の請求をしなければならない。

（新設）

3 検察事務官等は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したときは、できる限りすみやかに、これを東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

4 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第七十六条の規定は、拘禁許可状による拘束について準用する。

（審査の請求）

第八条 東京高等検察庁の検察官は、第四条第一項の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に対し、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならぬ。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内に審査の請求をしなければならない。

2

前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（東京高等裁判所の使用に係る電子計算機と東京高等検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該審査の請求に係る事項を東京高等裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

3

前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京高等裁判所に到達したものとみなす。

第八条の二

前条第一項の審査の請求が同条第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京高等裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第八条の三

東京高等検察庁の検察官は、第八条第一項の審査の請求をしたときは、逃亡犯罪人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。ただし、第二号に定め

2

前項の審査の請求は書面で行い、これに関係書類を添附しなければならない。

3

東京高等検察庁の検察官は、第一項の請求をしたときは、逃亡犯罪人に前項の請求書の謄本を送付しなければならない。

（新設）

（新設）

る電磁的記録の送付は、逃亡犯罪人に異議があるときは、することができない。

一 当該審査の請求を書面によりした場合 当該書面の謄本

二 当該審査の請求を第八条第二項の電子情報処理組織を使用して当該審査の請求に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりした場合 ファイル又は当該記録媒体に記録されている当該事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

(東京高等裁判所の審査)

第九条 東京高等裁判所は、第八条第一項の審査の請求を受けたときは、速やかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、遅くとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2 (略)

3 東京高等裁判所は、第一項の決定をする前に、逃亡犯罪人及びこれを補佐する弁護士に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

4 (略)

(東京高等裁判所の決定)

第十条 東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基づいて、次の区別に従い、決定をしなければ

(東京高等裁判所の審査)

第九条 東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2 (略)

3 東京高等裁判所は、第一項の決定をする前に、逃亡犯罪人及びこれを補佐する弁護士に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

4 (略)

(東京高等裁判所の決定)

第十条 東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基づいて、左の区別に従い、決定をしなければ

ればならない。

一〇三 (略)

2| 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3| 第一項の決定は、その主文を東京高等検察庁の検察官に通知することによつて、その効力を生ずる。

4| 東京高等裁判所は、第一項の決定をしたときは、速やかに、東京高等検察庁の検察官及び逃亡犯罪人に裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達し、東京高等検察庁の検察官にその提出した関係書類を返還しなければならない。

(審査請求命令の取消し)

第十一条 外務大臣は、第三条の規定による送付をした後に、請求国から逃亡犯罪人の引渡しを請求を撤回する旨の通知を受け、又は同条第二号に該当するに至つたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、第四条第一項の命令をした後に、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は同条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八条の三各号に定めるものの送付を受けた逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、審査の請求をした後に

ばならない。

一〇三 (略)

(新設)

2| 前項の決定は、その主文を東京高等検察庁の検察官に通知することによつて、その効力を生ずる。

3| 東京高等裁判所は、第一項の決定をしたときは、速やかに、東京高等検察庁の検察官及び逃亡犯罪人に裁判書の謄本を送達し、東京高等検察庁の検察官にその提出した関係書類を返還しなければならない。

(審査請求命令の取消)

第十一条 外務大臣は、第三条の規定による書面の送付をした後に、請求国から逃亡犯罪人の引渡しを請求を撤回する旨の通知を受け、又は第三条第二号に該当するに至つたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、第四条第一項の命令をした後に、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は第四条第一項各号の一に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八条第三項の規定による審査請求書の謄本の送付を受けた逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、審査の請求をした後に

審査請求命令が取り消されたときは、速やかに、審査の請求を取り消さなければならない。

（裁判書の謄本等の法務大臣への提出）

第十三条 東京高等検察庁検事長は、第十条第四項の規定により、次の各号に掲げるものが東京高等検察庁の検察官に送達されたときは、速やかに、意見を付して、関係書類と共に、当該各号に定めるものを法務大臣に提出しなければならない。

一 裁判書の謄本 当該謄本

二 ファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録
当該裁判書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

（引渡しに関する法務大臣の命令等）

第十四条 法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があった場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡しを命ずるとともに、逃亡犯罪人に対する旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないことを認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人に対する旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十条第四項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録の送達を受け

審査請求命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。

（裁判書の謄本等の法務大臣への提出）

第十三条 東京高等検察庁検事長は、第十条第三項の規定により、裁判書の謄本が東京高等検察庁の検察官に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（引渡しに関する法務大臣の命令等）

第十四条 法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があった場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡しを命ずるとともに、逃亡犯罪人に対する旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないことを認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人に対する旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十条第三項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡しの命令がな

けた日から十日以内に前項の規定による引渡しの命令がないときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡しを命ずることができない。ただし、第二条第八号の場合に該引渡条約に別段の定めがある場合において、同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

(引渡しに関する措置)

第十六条 第十四条第一項の規定による引渡しの命令は、引渡状を發して行ふ。

2 引渡状は、東京高等檢察庁検事長に提供しなければならない。

3 (略)

4 引渡状及び受領許可状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

5 引渡状及び受領許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、引渡しの場所、引渡しの期限及び發付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

6 引渡状及び受領許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

いときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡しを命ずることができない。但し、第二条第八号の場合に該引渡条約に別段の定めがある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

(引渡しに関する措置)

第十六条 第十四条第一項の規定による引渡しの命令は、引渡状を發して行ふ。

2 引渡状は、東京高等檢察庁検事長に交付しなければならない。

3 (略)

(新設)

4 引渡状及び受領許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、引渡しの場所、引渡しの期限及び發付の年月日を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

(新設)

一 引渡状又は受領許可状が書面による場合 記名押印すること。

二 引渡状又は受領許可状が電磁的記録による場合
法務省令で定める記名押印に代わる措置（引渡状又は受領許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて法務大臣の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第十七条 東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の提供を受けた場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡犯罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた刑事施設の長に対し、引渡状を提供して逃亡犯罪人の引渡しを指揮しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の提供を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

3 （略）
4 拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

5 第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡犯罪人の拘束について準用する。この場合において、第六条第二項第二号中「最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名」とあるのは、「拘禁状に記録された事

第十七条 東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡

状の交付を受けた場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡犯罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた刑事施設の長に対し、引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡しを指揮しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

3 （略）
（新設）

4 第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡犯罪人の拘束について準用する。

項」と読み替えるものとする。

6| 東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡犯罪人が拘禁すべき刑事施設に送致されたときは、速やかに、その刑事施設の長に対し引渡状を提供して逃亡犯罪人の引渡しを指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第十八条 法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第六項又は第二十二条第六項の規定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引き渡すべき場所に拘束した旨及び引渡しの期限を通知しなければならない。

第二十条 第十七条第一項又は第六項の規定による逃亡犯罪人の引渡しの指揮を受けた刑事施設の長は、請求国の官憲から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて逃亡犯罪人の引渡しを求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。

一 受領許可状が書面である場合 受領許可状を示すこと。

二 受領許可状が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可状に記録された事項及び第十六条第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る法務大臣の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算

5| 東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡犯罪人が拘禁すべき刑事施設に送致されたときは、速やかに、その刑事施設の長に対し引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡しを指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第十八条 法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第二十二条第六項の規定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引き渡すべき場所に拘束した旨及び引渡しの期限を通知しなければならない。

第二十条 第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡しの指揮を受けた刑事施設の長は、請求国の官憲から受領許可状を示して逃亡犯罪人の引渡しを求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。

（新設）

（新設）

機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

2 (略)

(拘禁の停止)

第二十二條 (略)

2 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。第七條第一項の規定により法務大臣から東京高等検察庁検事長に対して引渡状の提供があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならない。

3 (略)

4 前項の規定による拘束は、拘禁許可状及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面又は電磁的記録について、逃亡犯罪人に対し、次に掲げる措置をとつた上、これを拘禁すべき刑事施設に引致して行う。

一 拘禁許可状が書面である場合にあつては、その謄本を示し、拘禁許可状が電磁的記録である場合にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び第五條第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 拘禁の停止を取り消した旨の書面にあつては、当該書面を示し、拘禁の停止を取り消した旨の電磁的記録にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、当該電磁的記録に記録された事項を電子計算

2 (略)

(拘禁の停止)

第二十二條 (略)

2 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。第七條第一項の規定により法務大臣から東京高等検察庁検事長に対して引渡状の交付があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならない。

3 (略)

4 前項の規定による拘束は、拘禁許可状の謄本及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面を逃亡犯罪人に示した上、これを拘禁すべき刑事施設に引致して行う。

(新設)

(新設)

機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと

5 前項各号に掲げる措置をとることができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止が取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき刑事施設に引致することができる。この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。

6 (略)

7 次の各号のいずれかに該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失う。

一 逃亡犯罪人に対し、第十条第一項第一号若しくは第二号の決定の裁判書の謄本又はファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録が送達されたとき

二・三 (略)

(仮拘禁に関する請求等)

第二十三条 外務大臣は、引渡条約に基づき、締約国から引渡条約により日本国に対し引渡しの請求をすることができ、犯罪人が犯した犯罪（引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る。）についてその者を仮に拘禁することの請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その請求があつたことを証明する書面又は電磁的記録に係る書類を添えて、これを法務大臣に送付しなければならない。

一・二 (略)

5 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止が取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき刑事施設に引致することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかに逃亡犯罪人に示さなければならない。

6 (略)

7 左の各号の一に該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失う。

一 逃亡犯罪人に対し、第十条第一項第一号又は第二号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二・三 (略)

(仮拘禁に関する請求等)

第二十三条 外務大臣は、引渡条約に基づき、締約国から引渡条約により日本国に対し引渡しの請求をすることができ、犯罪人が犯した犯罪（引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る。）についてその者を仮に拘禁することの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、その請求があつたことを証明する書面に係る書類を添付し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(仮拘禁に関する措置)

第二十四条 法務大臣は、前条の規定による送付を受けた場合において、当該犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第二十五条 (略)

2 第五条第二項から第五項まで、第六条及び第七条の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二十六条 法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人について、外務大臣から第三条の規定による送付を受けた場合において、第四条第一項各号のいずれかに該当するため同項の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び当該犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 (略)

第二十七条 東京高等検察庁検事長は、仮拘禁許可状が発せられている犯罪人について第四条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁の検察官をして、当該犯罪人に対し引渡しの請求があつた旨を告知させなければならない。

2 (略)

(仮拘禁に関する措置)

第二十四条 法務大臣は、前条の規定による書面の送付を受けた場合において、当該犯罪人を仮に拘禁することとを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第二十五条 (略)

2 第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二十六条 法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人について、外務大臣から第三条の規定による引渡しの請求に関する書面の送付を受けた場合において、第四条第一項各号の一に該当するため同条同項の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び当該犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 (略)

第二十七条 東京高等検察庁検事長は、仮拘禁許可状が発せられている犯罪人について第四条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁の検察官をして、当該犯罪人に対し引渡しの請求があつた旨を告知させなければならない。

2 前項の告知は、当該犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その刑事施設の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、当該犯罪人に書面又は電磁的記録を送付して行う。ただし、電磁的記録を送付して行う告知は、これを受ける者に異議があるときは、行うことができない。	2 前項の告知は、当該犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その刑事施設の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、当該犯罪人に書面を送付して行う。
3 (略) 第二十八条 外務大臣は、第二十三条の規定による送付をした後に仮に拘禁することの請求をした国から当該犯罪人の引渡しの請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。	3 (略) 第二十八条 外務大臣は、第二十三条の規定による書面の送付をした後に仮に拘禁することの請求をした国から当該犯罪人の引渡しの請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)

○ 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）（第十二条関係）

改正案

（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡し）

第三条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、かつ、その者の犯した罪が議定書の附属書第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を検察官に送致しなければならぬ。

（国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領）

第四条 検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて

現行

（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡し）

第三条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が議定書の附属書第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領）

第四条 検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警

、被疑者の引渡しを受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があつたときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとつて、その引渡しを受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第三項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(施設内の差押え、搜索等)

第五条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、檢察官若しくは司法警察員が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は

察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(施設内の差押え、搜索等)

第五条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

、その裁判所若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

（証人の勾引についての協力）

第八条（略）

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

3 第一項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載し、又は記録しなければならない。

4（略）

5 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引について準用する。
この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

（書類等の提供等）

第九条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、次に掲げる措置をとることができる。

（証人の勾引についての協力）

第八条（略）

（新設）

2 前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。

3（略）

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

（書類又は証拠物の提供等）

第九条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

2 | 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一条 検察官又は司法警察員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができる。

2
4
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十一条 検察官又は司法警察員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2
4
(略)

[

-

○ 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）（第十三条関係）

改正案	現行
（書類等の提出） 第五条 検察官は、即決裁判の請求をする際は、併せて、即決裁判をするために必要があると思料する書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を裁判所に提出しなければならない。 （期日における取調べ） 第十条 （略） 2 （略） 3 裁判所は、必要と認めるときは、適当と認める方法により被告人又は参考人の陳述を聴き、書類及び証拠物並びに電磁的記録を取り調べ、その他事実の取調べをすることができる。 4 （略） （証拠） 第十一条 即決裁判手続においては、被告人の憲法上の権利を侵さない限り、検察官が提出した書類及び証拠物並びに電磁的記録並びに期日において取調べをした全ての資料に基づいて、裁判することができる。	（書類等の差出） 第五条 検察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。 （期日における取調べ） 第十条 （略） 2 （略） 3 裁判所は、必要と認めるときは、適当と認める方法により被告人又は参考人の陳述を聴き、書類及び証拠物を取り調べ、その他事実の取調べをすることができる。 4 （略） （証拠） 第十一条 即決裁判手続においては、被告人の憲法上の権利を侵さない限り、検察官が差し出した書類及び証拠物並びに期日において取調べをしたすべての資料に基づいて、裁判することができる。

(刑事訴訟法との関係)

第十七条 交通に関する刑事事件の即決裁判手続については、この法律に特別の規定があるもののほか、その性質に反しない限り、刑事訴訟法による。この場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の」とあるのは「この法律又は交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の」と、同項中「その他の」とあるのは「、交通事件即決裁判手続法その他の」とする。

2

即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は適用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の適用については、同条中「申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」とあるのは「即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起が、裁判所の規則の定めるところにより、当該即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起」と、「当該書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」とする。

(刑事訴訟法との関係)

第十七条 交通に関する刑事事件の即決裁判手続については、この法律に特別の規定があるものの外、その性質に反しない限り、刑事訴訟法による。

(新設)

○ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）（第十四条関係）

改正案	現行
（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡し） 第三条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、かつ、その者の犯した罪が協定第十六条第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。 2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を検察官に送致しなければならぬ。 （国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領） 第四条 検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて	（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡し） 第三条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十六条第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。 2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。 （国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領） 第四条 検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警

、被疑者の引渡しを受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があつたときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとつて、その引渡しを受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第三項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(施設内の差押え、搜索等)

第五条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、檢察官若しくは司法警察員が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は

察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(施設内の差押え、搜索等)

第五条 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

、その裁判所若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

（証人の勾引についての協力）

第八条（略）

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

3 第一項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載し、又は記録しなければならない。

4（略）

5 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引について準用する。

この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

（書類等の提供等）

第九条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、次に掲げる措置をとることができる。

（証人の勾引についての協力）

第八条（略）

（新設）

2 前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。

3（略）

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

（書類又は証拠物の提供等）

第九条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

2 | 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一条 検察官又は司法警察員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができる。

2
4
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十一条 検察官又は司法警察員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2
4
(略)

[

○ 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）（第十五条関係）

改正案	現行
（適用対象） 第一条の二 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）は、その者の所有に属するものとみなす。 （告知） 第二条 検察官は、公訴を提起した場合において、被告人以外の者（以下「第三者」という。）の所有に属する物（被告人の所有に属するか第三者の所有に属するかが明らかでない物を含む。以下同じ。）の没収を必要と認めるときは、速やかに、その第三者に対し、書面により、次の事項を告知しなければならない。 一 七 （略） 2 （略） 3 検察官は、前二項の規定による告知又は公告をしたときは、これを証明する書面又は電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。 （参加の手続） 第三条 没収されるおそれのある物を所有する第三者は、第一審の裁判があるまで（略式手続又は交通事件即	（適用対象） 第一条の二 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。 （告知） 第二条 検察官は、公訴を提起した場合において、被告人以外の者（以下「第三者」という。）の所有に属する物（被告人の所有に属するか第三者の所有に属するかが明らかでない物を含む。以下同じ。）の没収を必要と認めるときは、すみやかに、その第三者に対し、書面により、次の事項を告知しなければならない。 一 七 （略） 2 （略） 3 検察官は、前二項の規定による告知又は公告をしたときは、これを証明する書面を裁判所に提出しなければならない。 （参加の手続） 第三条 没収されるおそれのある物を所有する第三者は、第一審の裁判があるまで（略式手続又は交通事件即

決裁判手続による裁判があつたときは、正式裁判の請求をすることのできる期間が経過するまでとし、この場合において、正式裁判の請求があつたときは、更に通常の規定による第一審の裁判があるまでとする。以下同じ。）、被告事件の係属する裁判所に対し、書面により、被告事件の手続への参加を申し立てることが出来る。ただし、前条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつたときは、告知又は公告があつた日から十四日以内に限る。

2

検察官が前条第一項又は第二項の規定により告知し又は公告した裁判所が被告事件を移送した場合において、その裁判所に参加の申立てがあつたときは、申立てを受けた裁判所は、被告事件の移送を受けた裁判所に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。この場合において、その送付がされたときは、参加の申立ては、初めから、被告事件の移送を受けた裁判所に対してされたものとみなす。

一 参加の申立てが前項の書面によりされた場合 当該書面に記載されている事項を記録した電磁的記録（第十二条の規定により適用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十四条の四ただし書の場合にあつては、当該書面）

二 参加の申立てが第十二条の規定により読み替えて適用する刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されている前項の書面に記載すべき事項を記録した

決裁判手続による裁判があつたときは、正式裁判の請求をすることのできる期間が経過するまでとし、この場合において、正式裁判の請求があつたときは、さらに通常の規定による第一審の裁判があるまでとする。以下同じ。）、被告事件の係属する裁判所に対し、書面により、被告事件の手続への参加を申し立てることが出来る。ただし、前条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつたときは、告知又は公告があつた日から十四日以内に限る。

2

検察官が前条第一項又は第二項の規定により告知し又は公告した裁判所が被告事件を移送した場合において、その裁判所に参加の申立てがあつたときは、申立てを受けた裁判所は、被告事件の移送を受けた裁判所にその申立ての書面を送付しなければならない。この場合において、その書面が送付されたときは、参加の申立ては、はじめから、被告事件の移送を受けた裁判所に対してされたものとみなす。

（新設）

（新設）

電磁的記録（第十二条の規定により適用する同法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている同項の書面に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）

3 裁判所は、参加の申立てが法令上の方式に違反し、若しくは第一項に規定する期間の経過後にされたとき、又は没収すべき物が申立人の所有に属しないことが明らかであるときは、参加の申立てを棄却しなければならぬ。ただし、同項ただし書に規定する期間内に参加の申立てをしなかつたことが、申立人の責めに帰することのできない理由によると認めるときは、第一審の裁判があるまで参加を許すことができる。

4・5 （略）

6 参加に関する裁判は、申立人又は参加人、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定でしななければならぬ。検察官又は申立人若しくは参加人は、参加の申立てを棄却する決定又は参加を許す裁判を取り消す決定（第四項ただし書又は前項後段の規定による決定を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

7 （略）

（証拠）

第六条 参加人の参加は、刑事訴訟法第三百二十条から第三百二十八条までの規定の適用に影響を及ぼさない。

2 裁判所は、刑事訴訟法第三百二十条第二項本文、第三百二十六条又は第三百二十七条の規定により証拠とすることができる書面若しくは電磁的記録又は供述を

3 裁判所は、参加の申立てが法令上の方式に違反し、若しくは第一項に規定する期間の経過後にされたとき、又は没収すべき物が申立人の所有に属しないことが明らかであるときは、参加の申立てを棄却しなければならぬ。ただし、第一項ただし書に規定する期間内に参加の申立てをしなかつたことが、申立人の責めに帰することのできない理由によると認めるときは、第一審の裁判があるまで参加を許すことができる。

4・5 （略）

6 参加に関する裁判は、申立人又は参加人、検察官及び被告人又は弁護人の意見をきき、決定でしななければならぬ。検察官又は申立人若しくは参加人は、参加の申立てを棄却する決定又は参加を許す裁判を取り消す決定（第四項ただし書又は前項後段の規定による決定を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

7 （略）

（証拠）

第六条 参加人の参加は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三百二十条から第三百二十八条までの規定の適用に影響を及ぼさない。

2 裁判所は、刑事訴訟法第三百二十条第二項本文、第三百二十六条又は第三百二十七条の規定により証拠とすることができる書面又は供述を取り調べた場合にお

取り調べた場合において、参加人がその書面若しくは電磁的記録又は供述の内容となつた供述をした者を証人として取り調べることを請求したときは、その権利の保護に必要と認める限り、これを取り調べなければならぬ。参加人の参加前に取り調べた証人について、参加人が更にその取調べを請求したときも、同様とする。

(代理人)

第十条 (略)

2 (略)

3 代理人は、参加人の書面又は電磁的記録による同意がなければ、参加の取下げ、正式裁判の請求の取下げ又は上訴の放棄若しくは取下げをすることができない。

4 刑事訴訟法第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十条の二及び第五十四条の三の規定は、代理人について準用する。

(刑事訴訟法との関係)

第十二条 第三者の所有に属する物を没収する手続については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事訴訟法による。この場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の」とあるのは、「この法律又は刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の」と、同項中「その他の」とあるのは、「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置

いて、参加人がその書面又は供述の内容となつた供述をした者を証人として取り調べることを請求したときは、その権利の保護に必要と認める限り、これを取り調べなければならぬ。参加人の参加前に取り調べた証人について、参加人がさらにその取調べを請求したときも、同様とする。

(代理人)

第十条 (略)

2 (略)

3 代理人は、参加人の書面による同意がなければ、参加の取下げ、正式裁判の請求の取下げ又は上訴の放棄若しくは取下げをすることができない。

4 刑事訴訟法第三十三条から第三十五条まで及び第四十条の規定は、代理人に準用する。

(刑事訴訟法との関係)

第十二条 第三者の所有に属する物を没収する手続については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事訴訟法による。

置法その他の」とする。

(没収の裁判の取消し)

第十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による請求が法令上の方式に違反し、若しくは同項に規定する期間の経過後にされたとき、請求人がその責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたと認められないとき、又は没収された物が請求人の所有に属しないものであつたことが明らかであるときは、請求人及び検察官の意見を聴き、決定で請求を棄却しなければならぬ。請求人は、この決定に対し、即時抗告をすることができる。

4 (略)

5 裁判所は、趣意書に包含された事項について、請求人及び検察官に陳述をさせ、並びに請求人若しくは検察官の申立てにより又は職権で、必要と認める証拠の取調べをしなければならない。請求人が公判期日に出頭しない場合においても、その不出頭について正当な理由がないと認めるときは、その期日の公判手続を行い、又は判決の宣告をすることができる。

6・7 (略)

8 前項の規定にかかわらず、請求に関する裁判手続においては、請求人を証人として取り調べ、又は公判期日における供述に代えて書面若しくは電磁的記録を証拠とし、若しくは公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることができる。

(没収の裁判の取消し)

第十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による請求が法令上の方式に違反し、若しくは同項に規定する期間の経過後にされたとき、請求人がその責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたと認められないとき、又は没収された物が請求人の所有に属しないものであつたことが明らかであるときは、請求人及び検察官の意見をきき、決定で請求を棄却しなければならぬ。請求人は、この決定に対し、即時抗告をすることができる。

4 (略)

5 裁判所は、趣意書に包含された事項について、請求人及び検察官に陳述をさせ、並びに請求人若しくは検察官の申立てにより又は職権で、必要と認める証拠の取調べをしなければならない。請求人が公判期日に出頭しない場合においても、その不出頭について正当な理由がないと認めるときは、その期日の公判手続を行い、又は判決の宣告をすることができる。

6・7 (略)

8 前項の規定にかかわらず、請求に関する裁判手続においては、請求人を証人として取り調べ、又は公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、若しくは公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることができる。

9 没収の裁判が取り消されたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める没収の執行による補償の例により、補償を行う。

9 没収の裁判が取り消されたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める没収の執行による補償の例により、補償を行なう。

改正案	現行
（証人等の旅費） 第三条（略） 2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及び<u>棧橋賃</u>を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のも のには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所書記官が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。 （証人等の日当）	（証人等の旅費） 第三条（略） 2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及び<u>さん橋賃</u>を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のも のには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。 （証人等の日当）

第四条 (略)

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(証人等の宿泊料)

第五条 (略)

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額

—

第六条 証人等の本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

(弁護人の旅費、報酬等)

第八条 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第三条から第五条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出頭し、又は取調べ若しくは処分に立ち会った場合（同法第百五十七条第五項又は第二百八十八条の二若しくは第三百十六条の七第二項（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により尋問に立ち会い、又は期日に出頭した

第四条 (略)

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(証人等の宿泊料)

第五条 (略)

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額

—

第六条 証人等の本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。

(弁護人の旅費、報酬等)

第八条 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第三条から第五条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出頭し、又は取調べ若しくは処分に立ち会った場合に限るものとし、旅費のうち船賃の算定に係る運賃の等級については、裁判所が相当と認めるところによる。

2

(略)

ものとなされる場合を含む。)に限るものとし、
費のうち船賃の算定に係る運賃の等級については、
判所書記官が相当と認めるところによる。裁|旅

2

(略)

○ 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（第十七条関係）

改正案	現行
（定義等） 第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかをするをいう。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第九十五条の二（電子計算機損壊等公務執行妨害）、第九十六条（騒乱）、第九十八条（現住建造物等放火）、第九十九条（非現住建造物等放火）、第一百十条（建造物等以外放火）、第一百七十七条（激発物破裂）、第二百二十五条（往来危険）、第二百二十六条（汽車転覆等）、第三百三十条（住居侵入等）、第四百四十二条から第四百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第四百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第四百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第四百九十九条（殺人）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十条（逮捕及び監禁）、第二百三十四条（威力業務妨害）、第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第	（定義等） 第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかをするをいう。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第九十六条（騒乱）、第九十八条（現住建造物等放火）、第九十九条（非現住建造物等放火）、第一百十条（建造物等以外放火）、第一百七十七条（激発物破裂）、第二百二十五条（往来危険）、第二百二十六条（汽車転覆等）、第三百三十条（住居侵入等）、第四百四十二条から第四百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第四百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第四百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第四百九十九条（殺人）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十条（逮捕及び監禁）、第二百三十四条（威力業務妨害）、第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第二百

2 ↳ 4 (略)	二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第二百六十一条（器物損壊等）に規定する行為 二 ↳ 十一 (略)
2 ↳ 4 (略)	六十一条（器物損壊等）に規定する行為 二 ↳ 十一 (略)

○ 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）（第十八条関係）

改正案	現行
（共助の制限） 第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共助をすることはできない。 一・二 （略） 三 証人尋問又は証拠物の提供に係る要請については、条約に別段の定めがある場合を除き、その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）がないとき。 （外務大臣の措置） 第四条 外務大臣は、共助の要請を受理したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、共助要請書（電磁的記録を含む。）又は外務大臣の作成した共助の要請があつたことを証明する書面若しくは電磁的記録に係る書類（電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第六条において同じ。）を添え、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。 一・二 （略） （法務大臣の措置）	（共助の制限） 第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共助をすることはできない。 一・二 （略） 三 証人尋問又は証拠物の提供に係る要請については、条約に別段の定めがある場合を除き、その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面がないとき。 （外務大臣の措置） 第四条 外務大臣は、共助の要請を受理したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、共助要請書又は外務大臣の作成した共助の要請があつたことを証明する書面に係る書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。 一・二 （略） （法務大臣の措置）

第五条 法務大臣は、受刑者証人移送以外の共助の要請について、第二条各号（第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあっては、第二条各号又は前条各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかの措置を採るものとする。

一 (略)

二 国家公安委員会に共助の要請に関する書面又は電磁的記録を送付すること。

三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている国の機関の長に共助の要請に関する書面又は電磁的記録を送付すること。

2 法務大臣は、共助の要請が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類（電磁的記録を含む。以下この項及び第十四条第四項において同じ。）の提供に係るものであるときは、その訴訟に関する書類の保管者に共助の要請に関する書面又は電磁的記録を送付するものとする。

3 (略)

(国家公安委員会の措置)

第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面又は電磁的記録の送付を受けたときは、相当と認める警察庁又は都道府県警察に対し、共助に必要な証拠の収集を指示するものとする。この場合において、都道府

第五条 法務大臣は、受刑者証人移送以外の共助の要請について、第二条各号（第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあっては、第二条各号又は前条各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかの措置を採るものとする。

一 (略)

二 国家公安委員会に共助の要請に関する書面を送付すること。

三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること。

2 法務大臣は、共助の要請が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、その書類の保管者に共助の要請に関する書面を送付するものとする。

3 (略)

(国家公安委員会の措置)

第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める警察庁又は都道府県警察に対し、共助に必要な証拠の収集を指示するものとする。この場合において、都道府県警察に対して

県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察
に関係書類を送付するものとする。

(検事正等の措置)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第五条第一項第三号の書面又は電磁的記録の送付を
受けた国の機関の長は、その機関の相当と認める司法
警察員に第一項の処分をさせなければならない。

(検察官等の処分)

第八条 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の
収集に関し、次に掲げる処分をすることができる。

一 三 (略)

四 書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者
にその物の提出を求め、又は電磁的記録の保管者若
しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的
記録の提出を求めること。

五 (略)

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供
する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若
しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気
通信を行うための設備を設置している者に対し、そ
の業務上記録している電気通信の送信元、送信先、
通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要
なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する
場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて
、これを消去しないよう、書面又は電磁的記録によ

指示を行うときは、当該都道府県警察に関係書類を送
付するものとする。

(検事正等の措置)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第五条第一項第三号の書面の送付を受けた国の機関
の長は、その機関の相当と認める司法警察員に第一項
の処分をさせなければならない。

(検察官等の処分)

第八条 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の
収集に関し、次に掲げる処分をすることができる。

一 三 (略)

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にそ
の物の提出を求めること。

五 (略)

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供
する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若
しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気
通信を行うための設備を設置している者に対し、そ
の業務上記録している電気通信の送信元、送信先、
通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要
なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する
場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて
、これを消去しないよう、書面で求めること。

り求めること。

2 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、搜索、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令又は検証をすることができ。

3 検察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等（業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物又は電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管者その他の当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項、次条及び第十条第三号において同じ。）の提出を求めることができる。

4・5 (略)

(令状の請求等)

第十一条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第三号の書面又は電磁的記録を提出して、しなければならない。ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

(管轄裁判所等)

第十二条 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所属

2 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができ。

3 検察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等（業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。以下この項において同じ。）である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管者その他の当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

4・5 (略)

(令状の請求等)

第十一条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第三号の書面を提出して、しなければならない。ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

(管轄裁判所等)

第十二条 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所属

する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に、司法警察職員のした押収（刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の還付、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。））、次条において準用する同法第二百十八条第三項の規定による命令又は次条において準用する同法第二百二十二条第一項において準用する同法第二百二十三条の二第一項の規定による複写に関する処分に対する不服申立ては司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所に、しなければならない。

（処分を終えた場合等の措置）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4 第五条第二項の規定により共助の要請に関する書面又は電磁的記録の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、当該訴訟に関する書類又はその謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの（第二号において「当該訴訟に関する書類等」という。）を法務大臣に送付するものとし、送付することができないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に、司法警察職員のした押収又は押収物の還付に関する処分に対する不服申立ては司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所に、しなければならない。

（処分を終えた場合等の措置）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4 第五条第二項の規定により共助の要請に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、当該書類又はその謄本を法務大臣に送付するものとし、送付することができないときは、共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければならない。

一 共助の要請に関する書面の送付を受けた場合 当
該書面を法務大臣に返送すること。

二 共助の要請に関する電磁的記録の送付を受けた場
合 当該訴訟に関する書類等を送付することができ
ない旨を法務大臣に通知すること。

5・6 (略)

(共助をしない場合の通知)

第十五条 法務大臣は、第五条第一項第二号若しくは第
三号又は第二項の措置を採つた後において、共助をし
ないことを相当と認めたときは、遅滞なく、その旨を
共助の要請に関する書面又は電磁的記録の送付を受け
た者に通知するものとする。

(協議)

第十六条 (略)

2 法務大臣は、第五条第一項各号の措置を採ることと
するときは、要請が証人尋問に係る場合その他共助の
要請に関する書面又は電磁的記録において証拠の収集
を行う機関が明らかな場合を除き、所管に依じて、国
家公安委員会及び同項第三号の国の機関の長と協議す
るものとする。

(国際刑事警察機構への協力)

第十八条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外
国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたとき
は、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。

一 (略)

(新設)

(新設)

5・6 (略)

(共助をしない場合の通知)

第十五条 法務大臣は、第五条第一項第二号若しくは第
三号又は第二項の措置を採つた後において、共助をし
ないことを相当と認めたときは、遅滞なく、その旨を
共助の要請に関する書面の送付を受けた者に通知する
ものとする。

(協議)

第十六条 (略)

2 法務大臣は、第五条第一項各号の措置を採ることと
するときは、要請が証人尋問に係る場合その他共助の
要請に関する書面において証拠の収集を行う機関が明
らかな場合を除き、所管に依じて、国家公安委員会及
び同項第三号の国の機関の長と協議するものとする。

(国際刑事警察機構への協力)

第十八条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外
国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたとき
は、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。

一 (略)

二 第五条第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面又は電磁的記録を送付すること。

2
5 7 (略)

8 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面又は電磁的記録の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のための必要な措置を採ることを命ずることができる。

9 警察官又は前項の国の機関の職員は、前三項の調査に関し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

(受刑者証人移送の決定等)

第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者（日本国において拘禁刑又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号（第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若し

二 第五条第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付すること。

2
5 7 (略)

8 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のための必要な措置を採ることを命ずることができる。

9 警察官又は前項の国の機関の職員は、前三項の調査に関し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(受刑者証人移送の決定等)

第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者（日本国において拘禁刑又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号（第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若し

くは第二号、第四条第一号又は次の各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面又は電磁的記録による同意がないとき。

二 四（略）

2・3（略）

（引渡しに関する措置）

第二十条 法務大臣は、前条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）を送付しなければならない。

2・3（略）

4 前条第三項の規定による命令を受けた刑事施設の長は、要請国の官憲から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

一 受領許可証が書面である場合 受領許可証を示すこと。

二 受領許可証が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可証に記録された事項を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

くは第二号、第四条第一号又は次の各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないとき。

二 四（略）

2・3（略）

（引渡しに関する措置）

第二十条 法務大臣は、前条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

2・3（略）

4 前条第三項の規定による命令を受けた刑事施設の長は、要請国の官憲から受領許可証を示して国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

（新設）

（新設）

5 (略)	(外国受刑者の拘禁) 第二十三条 (略)	2 受入移送拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。 3 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第六條第一項から第三項まで及び第七條並びに刑事訴訟法第七十一條、第七十三條第三項、第七十四條及び第二百二十六條の規定は、<u>第一項</u>の受入移送拘禁状により外国受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
5 (略)	(外国受刑者の拘禁) 第二十三条 (略) (新設)	2 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第六條第一項から第三項まで及び第七條並びに刑事訴訟法第七十一條、第七十三條第三項、第七十四條及び第二百二十六條の規定は、<u>前項</u>の受入移送拘禁状により外国受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）（第十九条関係）

改正案	現行
（訴訟の記録の保管） 第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第二十条第一項に規定する和解記録については、当該和解記録中同項第二号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の謄本及び当該電磁的和解記録の内容の全部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。 2 前項に規定する訴訟の記録については、その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除き、同項の規定による保管は、当該訴訟の記録の原本に代えてその内容を記録した電磁的記録を保管する方法によることができる。 3 第一項の規定により保管検察官が保管する記録（以下「保管記録」という。）の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。 4 （略）	（訴訟の記録の保管） 第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第二十条第一項に規定する和解記録については、その謄本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。 （新設） 2 前項の規定により保管検察官が保管する記録（以下「保管記録」という。）の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。 3 （略）

(再審の手續のための保存)

第三条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の規定による再審保存記録(その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。)の保存について準用する。

3・4 (略)

5 再審保存記録の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(保管記録の閲覧)

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項及び第三項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、前項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧させ、又はその内容を再生したものを視聴させる方法によるものとする。

3 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書(電磁的記録を含む。別表において同じ。))を除く。)を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、

(再審の手續のための保存)

第三条 (略)
(新設)

2・3 (略)

4 再審保存記録の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(保管記録の閲覧)

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。
(新設)

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

この限りでない。

一六 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。

5 保管検査官は、保管記録（その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。）を閲覧させる場合において、その保存のため適当と認めるときは、原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本又はその内容を記録した電磁的記録を閲覧させることができる。この場合において、当該電磁的記録の閲覧については、第二項の規定を準用する。

（再審保存記録の閲覧）

第五条 保管検査官は、第三条第三項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならぬ。

2 前条第一項ただし書、第二項及び第五項の規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

3 保管検査官は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合において、前条第二項及び第五項の規定を準用する。

（不服申立て）

第八条 第三条第三項の規定により保存の請求をした者（同条第五項において準用する同条第三項の規定によ

一六 (略)

3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。

4 保管検査官は、保管記録を閲覧させる場合において、その保存のため適当と認めるときは、原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本を閲覧させることができる。

（再審保存記録の閲覧）

第五条 保管検査官は、第三条第二項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならぬ。

2 前条第一項ただし書及び第四項の規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

3 保管検査官は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合において、前条第四項の規定を準用する。

（不服申立て）

第八条 第三条第二項の規定により保存の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定によ

り保存期間の延長の請求をした者を含む。」又は第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第一項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に関する処分不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

2
（略）

（刑事参考記録の保存及び閲覧）

第九条 （略）

2| 第二条第二項の規定は、前項の規定による刑事参考記録（その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。）の保存について準用する。

3| 法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合において、第四条第五項及び第六条の規定を準用する。

4|
（略）

5| 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項から第三項までの規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。

り保存期間の延長の請求をした者を含む。」又は第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第一項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に関する処分不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

2
（略）

（刑事参考記録の保存及び閲覧）

第九条 （略）

（新設）

2| 法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合において、第四条第四項及び第六条の規定を準用する。

3|
（略）

4| 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（第二十條關係）
 （現行規定は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）による改正後の規定）

改正案	現行
（罰則） 第二十六條 行使の目的で、特別永住者証明書又は特別永住者証明書として表示されて行使されることとなる特別永住者証明書電磁的記録（次項及び第三項において「特別永住者証明書等」という。）を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。 2 偽造され、又は変造された特別永住者証明書等を使用した者も、前項と同様とする。 3 行使の目的で、偽造され、又は変造された特別永住者証明書等を提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。 4 〵 7 （略） 第二十七條 行使の目的で、偽造され、又は変造された特別永住者証明書（偽造され、又は変造された前条第一項の特別永住者証明書電磁的記録が記録されたものを含む。）を所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 2 （略） 3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた特別	（罰則） 第二十六條 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。 2 偽造又は変造の特別永住者証明書を行使した者も、前項と同様とする。 3 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。 4 〵 7 （略） 第二十七條 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 2 （略） （新設）

永住者証明書電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（第二十一条関係）

改正案	現行
（没収された債権等の処分等） 第十七条 組織的犯罪処罰法第十八条の三及び第十九条の規定は第十一条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転に基づき権利の移転の登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「係る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。 （没収の裁判の執行における移転命令違反） 第十七条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。	（没収された債権等の処分等） 第十七条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第十一条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転に基づき権利の移転の登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。 （新設）

[

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第二十二條關係）

改正案	現行
（起訴状の朗読方法の特例） 第二十四条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の規定による朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。 一 公訴の提起を刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、同法第四十条の二第一項に規定するファイル（同法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状に記載すべき事項を電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示すこと。 2 刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合（当該措置に係る個人特定事項（同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。）の全部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合を除く。）においては、前項後段の規定は、適用しない。この場合において、検察官は、被告人に対し、次の各	（起訴状の朗読方法の特例） 第二十四条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。 （新設） （新設） 2 刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合（当該措置に係る個人特定事項（同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。）の全部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合を除く。）における前項後段の規定の適用については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、同法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があったときは、最高裁判所規則の定めるところにより同法第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならない。

一 刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを同法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、前項第一号に規定するファイル（同法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等を示すこと。

（公判期日外の証人尋問等）

第二十六条（略）

2 刑事訴訟法第五百七十七条第一項及び第二項、第五百七十八條第二項及び第三項、第五百五十九條第一項、第二百七十三條第二項、第二百七十四條並びに第三百三條の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第五百五十七條第一項、第五百五十八條第三項及び第五百五十九條

特定事項の一部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があった場合にあつては「起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）及び同法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」と、それ以外の場合にあつては「起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）とする。

（公判期日外の証人尋問等）

第二十六条（略）

2 刑事訴訟法第五百七十七条第一項及び第二項、第五百七十八條第二項及び第三項、第五百五十九條第一項、第二百七十三條第二項、第二百七十四條並びに第三百三條の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第五百五十七條第一項、第五百五十八條第三項及び第五百五十九條

第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第一百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三条中「証人その他の者の尋問、検証、押収（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）」、搜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録並びに押収した物及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類（電磁的記録を含む。）」と読み替えるものとする。

（尋問等に係る事項の要領を記載した書面等の提示命令）

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第

第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第一百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三条中「証人その他の者の尋問、検証、押収及び搜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。

（尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令）

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第

一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める
手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、
必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁
護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又
は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領
を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の提示を
命ずることができる。この場合において、当該電磁的
記録については、その内容を表示したものを閲覧する
方法により、提示を受けるものとする。

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第三
百五条第一項若しくは第二項の規定による証拠書類の
朗読又は同法第三百七条の二第一項若しくは第二項の
規定による電磁的記録の内容の朗読は、営業秘密構成
情報特定事項を明らかにしない方法で行うもの
とする。

(没収された債権等の処分等)

第三十三条 組織的犯罪処罰法第十八条の三及び第十九
条の規定は第二十一条第十三項の規定による没収につ
いて、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転
に基づき権利の移転の登記又は登録を要する財産を没収する裁判に
基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託す
る場合について準用する。この場合において、同条中
「係る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」
と、「次章第一節」とあるのは「不正競争防止法第八
章」と読み替えるものとする。

一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める
手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、
必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁
護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又
は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領
を記載した書面の提示を命ずることができる。

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第三
百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読
は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法
でこれを行うものとする。

(没収された債権等の処分等)

第三十三条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十
一条第十三項の規定による没収について、組織的犯罪
処罰法第二十条の規定は権利の移転に基づき権利の移転
の登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転
の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準
用する。この場合において、同条中「次章第一節」と
あるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるも
のとする。

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

第三十三条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(新設)

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（第二十三条関係）
（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後（第二十七条第五項から第九項までについては民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）による改正後（改正規定の施行日は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日）、第三十九条については同法による改正後（改正規定の施行日は公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日））の規定）

改 正 案	現 行
（特定電子移転財産権の没収の裁判の執行） 第十八条の三 第二十七条から第三十条までに規定する財産以外の財産に係る権利で債務者又はこれに準ずる者が不在のもの（権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要するものを除く。）であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下この条及び第三十条の二において「特定電子移転財産権」という。）の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四百九十条第二項の規定にかかわらず、特定電子移転財産権を檢察官に移転する方法により行ふ。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。第三十条の二第二項及び第三項において同じ。）であつてこれを他の者に移転することができるもの（以下「特定電子移転財産権を檢察官に移転させる方法」という。）により行ふことができる。 （没収の裁判の執行における移転命令違反） 第十八条の四 正当な理由がなく、前条ただし書の規定	（新設） （新設）

による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

（没収された債権等の処分等）

第十九条（略）

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本（裁判書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）を送付してその旨を通知するものとする。ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

（没収の裁判に基づく登記等）

第二十条 権利の移転について登記等を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失った処分

（没収された債権等の処分等）

第十九条（略）

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

（没収の裁判に基づく登記等）

第二十条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合にお

の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(没収保全命令)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 没収保全命令又は附帯保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 没収保全命令又は附帯保全命令を書面をもって作成する場合 記名押印すること。

二 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(没収保全命令又は附帯保全命令に記録された事項を電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表

いて、没収により効力を失った処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(没収保全命令)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

(新設)

示されることとなるものに限る。)をとること。

5| 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録しなければならない。

6| 8| (略)

(起訴前の没収保全命令)

第二十三条 (略)

2| 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類(電磁的記録を含む。)を檢察官に送付しなければならない。

3・4 (略)

5| 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて更新の裁判の裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

6| 第一項又は第四項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

7| (略)

8| 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至ったときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合に

(新設)

4| 6| (略)

(起訴前の没収保全命令)

第二十三条 (略)

2| 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を檢察官に送付しなければならない。

3・4 (略)
(新設)

5| 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6| (略)

7| 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至ったときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合に

9 | おいて、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、その旨が記載された書面を検察庁の掲示場に掲示し、又はその旨を検察庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとともに置く措置をとることにより公告しなければならない。

9 | 前項の規定による公告の期間は、同項の措置を開始した日から七日間とする。

2 第二十四条 (略)

2 没収保全命令の執行は、当該没収保全命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本又はファイルに記録された当該没収保全命令に係る電磁的記録が送達される前であっても、することができ。

2 第二十七条 (略)

2 前項の没収保全命令の謄本（没収保全命令が電磁的記録である場合にあつては、ファイルに記録された当該没収保全命令に係る電磁的記録。以下同じ。）及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合にあつては、ファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録。以下「更新の裁判の謄本」という。）は、不動産の所有

において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察庁の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。

(新設)

2 第二十四条 (略)

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であっても、することができ。

2 第二十七条 (略)

2 前項の没収保全命令の謄本及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の謄本（以下「更新の裁判の謄本」という。）は、不動産の所有者（民事執行法第四十三条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。）に送達しなければならない。

者（民事執行法第四十三条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。）に送達しなければならない。

3 (略)

4 前項の登記は、検察事務官が嘱託する。この場合において、嘱託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面又は電磁的記録に基づいて、これを行う。

5 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて没収保全の登記をしたときは、その旨及び最高裁判所規則で定める事項を登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官に通知しなければならない。

6 9 (略)

(債権の没収保全)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 民事執行法第五百十条、第五百十六条第一項及び第四項並びに第六十四条第五項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五百十条及び第五百十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五百十条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面又は電磁的記録に基づいて」と、同法第五百十六条第一項及び第四項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第百

3 (略)

4 前項の登記は、検察事務官が嘱託する。この場合において、嘱託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行う。

5 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて没収保全の登記をしたときは、その登記事項証明書を登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官に送付しなければならない。

6 9 (略)

(債権の没収保全)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 民事執行法第五百十条、第五百十六条第一項及び第四項並びに第六十四条第五項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五百十条及び第五百十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五百十条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第五百十六条第一項及び第四項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第六十四条第五項

六十四条第五項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面又は電磁的記録に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したとき」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。

（特定電子移転財産権の没収保全）

第三十条の二 特定電子移転財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、特定電子移転財産権の権利者に送達しなければならない。

3 特定電子移転財産権の没収保全命令の執行は、特定電子移転財産権を検察官の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官の管理に移させる方法により行うことができる。

4 特定電子移転財産権の没収保全の効力は、前項本文の規定により特定電子移転財産権が検察官の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。

中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したとき」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。

（新設）

(没収保全における移転命令違反)

第三十条の三 正当な理由がなく、前条第三項ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から第三十条の二までに規定する財産以外の財産に係る権利(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2・3 (略)

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面又は電磁的記録に基づいて、これを行う。

(強制執行の停止)

(新設)

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2・3 (略)

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

(強制執行の停止)

第三十八条 (略)

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもって決定の裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 検察官が第一項の決定の裁判書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項を記載した書面であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。第三十九条の二において同じ。）を執行裁判所（差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

4 (略)

第三十九条 (担保権の実行としての競売の手続との調整)

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該附帯保全命令の謄本（当該附帯保全命令が電磁的記録である場合にあっては、当該附帯保全命令に記録されている事項を記載した書面であつてその内容が当該附帯保全命令に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。次条におい

第三十八条 (略)
(新設)

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所（差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 (略)

第三十九条 (担保権の実行としての競売の手続との調整)

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第二号へ（同法第八十九条、第九十二条又は第九十三条第二項において準

て同じ。)を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第二号へ(同法第八十九条、第九十二条又は第九十三条第二項において準用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

(謄本の提出に代わる措置)

第三十九条の二 検察官は、第三十八条第三項の規定による裁判書の謄本の提出又は前条第二項の規定による附帯保全命令の謄本の提出に代えて、最高裁判所規則の定めるところにより、当該裁判書又は当該附帯保全命令に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、検察官は、これらの謄本を提出したものとみなす。

(附帯保全命令の効力等)

第四十一条 附帯保全命令は、当該附帯保全命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 (略)

(追徴保全命令)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全

用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

(新設)

(附帯保全命令の効力等)

第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 (略)

(追徴保全命令)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全

額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 追徴保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 追徴保全命令を書面をもって作成する場合 記名押印すること。

二 追徴保全命令を電磁的記録をもって作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（追徴保全命令に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

6 追徴保全命令を電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

7 第二十二条第六項及び第七項の規定は、追徴保全（追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）について準用する。

（起訴前の追徴保全命令）

第四十三条（略）

2 第二十三条第三項本文及び第四項から第七項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

（新設）

（新設）

5 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全（追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）について準用する。

（起訴前の追徴保全命令）

第四十三条（略）

2 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十四条 (略)

2 追徴保全命令の執行は、当該追徴保全命令の謄本又はファイルに記録された当該追徴保全命令に係る電磁的記録が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。

3 (略)

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条の規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第九十九条の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

(追徴保全命令の執行)

第四十四条 (略)

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。

3 (略)

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条及び第一百十二条第二項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から二週間」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた日から七日間」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第一百三十一条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第一百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第一百条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、前項において準用する同法第一百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(準用)

第五十三条 (略)

2 没収保全及び追徴保全の請求については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は準用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の準用については、同条中「申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」とあるのは「没収保全又は追徴保全の請求が、最高裁判所規則の定めるところにより、これらの請求」と、「当該書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

(検察官の処分)

第七十一条 検察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 三 (略)

四 書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、又は電磁的記録の保管者若

2 前項において準用する民事訴訟法第一百条の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(準用)

第五十三条 (略)

(新設)

(検察官の処分)

第七十一条 検察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 三 (略)

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。

しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めること。

五 (略)

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面又は電磁的記録により求めること。

七 裁判官の発する令状により、差押え、搜索、刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令又は検証をすること。

2

(略)

(準用)

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合

五 (略)

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすること。

2

(略)

(準用)

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合

における措置については国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第四条、第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第七條第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第八條第二項及び第三項、第八條の二並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2| 第五十三條第二項の規定は、この章の規定による没収保全及び追徴保全の請求について準用する。

3| （略）

別表第一（第二條、第七條の二關係）

一 三 （略）

四 刑法第五百五十五條第一項（有印公文書等偽造）若しくは第二項（有印公文書等変造）の罪、同法第五百六條（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第五百五十五條第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第五百五十九條第一項（有印私文書等偽造）若しくは第二項（有印私文書等変造）の罪

五 九 （略）

十 刑法第九十五條（公務執行妨害及び職務強要）の罪若しくは同法第九十五條の二（電子計算機損壊等公務執行妨害）の罪（裁判、檢察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三條（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言

における措置については国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第四条、第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第七條第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第八條第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

（新設）

2| （略）

別表第一（第二條、第七條の二關係）

一 三 （略）

四 刑法第五百五十五條第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第五百六條（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第五百五十五條第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第五百五十九條第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪

五 九 （略）

十 刑法第九十五條（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、檢察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三條（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造さ

をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

イ・ロ（略）

別表第三（第六条の二関係）

一（略）

二イ（略）

又 刑法第一百五十五条第一項（有印公文書等偽造）

若しくは第二項（有印公文書等変造）の罪、同法第一百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）若しくは同法第一百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第一百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第一百五十九条第一項（有印私文書等偽造）若しくは第二項（有印私文書等変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一条第一項（偽造私文書等行使）の罪又は同法第六十一条の二第二項から第三項まで（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

ル（略）

三（略）

せ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

イ・ロ（略）

別表第三（第六条の二関係）

一（略）

二イ（略）

又 刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第一百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）若しくは同法第一百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第一百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第一百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一条第一項（偽造私文書等行使）の罪又は同法第六十一条の二第二項から第三項まで（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

ル（略）

三（略）

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（第二十四条関係）

改正案	現行
（傍受令状の発付） 第五条（略） 2 傍受令状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にすることができる。 3 5 （略） （傍受令状の記載事項等） 第六条 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載し、又は記録すれば足りる。 一 傍受令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状を返還しなければならない旨	（傍受令状の発付） 第五条（略） （新設） 2 4 （略） （傍受令状の記載事項） 第六条 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。 （新設）

二 傍受令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず、検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から傍受令状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨 二 傍受令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。	一 傍受令状が書面による場合 記名押印すること。 二 傍受令状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（傍受令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。	三 裁判官は、前条第四項の規定により第二十条第一項の許可又は第二十三条第一項の許可をするときは、傍受令状にその旨を記載し、又は記録するものとする。	（傍受ができる期間の延長） 第七条 （略）	二 前項の規定による延長の裁判をする場合においては、書面又は電磁的記録をもって裁判書を作成しなければならない。	三 前項の裁判書には、延長する期間及び理由を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

（新設）	二 裁判官は、前条第三項の規定により第二十条第一項の許可又は第二十三条第一項の許可をするときは、傍受令状にその旨を記載するものとする。	（傍受ができる期間の延長） 第七条 （略）	二 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをしなければならない。	（新設）

ればならない。

一 前項の裁判書を書面をもって作成する場合 記名押印すること。

二 前項の裁判書を電磁的記録をもって作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（同項の裁判書に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

（変換符号及び対応変換符号の作成等）

第九条 裁判所書記官その他の裁判所の職員は、次の各号に掲げる場合には、裁判官の命を受けて、当該各号に定める措置を執るものとする。

一 傍受令状に第二十条第一項の許可をする旨の記載又は記録があるとき 同項の規定による暗号化に用いる変換符号及びその対応変換符号を作成し、これらを通信管理者等に提供すること。

二 傍受令状に第二十三条第一項の許可をする旨の記載又は記録があるとき 次のイからハまでに掲げる措置

イ ハ （略）

（傍受令状等の提示）

第十条 傍受令状については、通信管理者等に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

（変換符号及び対応変換符号の作成等）

第九条 裁判所書記官その他の裁判所の職員は、次の各号に掲げる場合には、裁判官の命を受けて、当該各号に定める措置を執るものとする。

一 傍受令状に第二十条第一項の許可をする旨の記載があるとき 同項の規定による暗号化に用いる変換符号及びその対応変換符号を作成し、これらを通信管理者等に提供すること。

二 傍受令状に第二十三条第一項の許可をする旨の記載があるとき 次のイからハまでに掲げる措置

イ ハ （略）

（傍受令状の提示）

第十条 傍受令状は、通信管理者等に表示しなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

一 傍受令状が書面である場合 傍受令状を示すこと

二 傍受令状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、傍受令状に記録された事項及び第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は通信管理者等をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこととする。

2 前項の規定は、傍受ができる期間が延長された場合における第七条第二項の裁判書について準用する。この場合において、前項第二号中「第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは、「第七条第三項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（該当性判断のための傍受）

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2
（略）

（他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受）

（新設）

（新設）

2 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

（該当性判断のための傍受）

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2
（略）

（他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受）

第十五条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載され、又は記録されている犯罪以外の犯罪であつて、別表第一若しくは別表第二に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十六条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者（傍受令状に被疑者として記載され、又は記録されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)

第十八条 傍受令状の記載し、又は記録するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用（以下「通話」という。）が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)

第十九条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなつたときは、傍受令状又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された傍受ができる期間内であつて

第十五条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、別表第一若しくは別表第二に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十六条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)

第十八条 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用（以下「通話」という。）が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)

第十九条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなつたときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならない。

も、これを終了しなければならない。

（一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続）

第二十条 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状又は第七条第二項の裁判書の記載し、又は記録するところに従い傍受の実施をすることができる期間（前条の規定により傍受の実施を終了した後の期間を除く。）内において検察官又は司法警察員が指定する期間（当該期間の終期において第十八条の規定により傍受の実施を継続することができるときは、その継続することができる期間を含む。以下「指定期間」という。）に行われる全ての通信について、第九条第一号の規定により提供された変換符号を用いた原信号（通信の内容を伝達するものに限る。）の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができる。この場合における傍受の実施については、第十三条の規定は、適用しない。

2
7 （略）

第二十一条 （略）

2
7 （略）

8 第一項の規定による再生の実施は、傍受令状又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された傍受ができる期間内に終了しなかったときは、傍受令状又は同項の裁判書に記載され、又は記録された傍受ができる期間の終了後できる限り速やかに、これを終了し

（一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続）

第二十条 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従い傍受の実施をすることができる期間（前条の規定により傍受の実施を終了した後の期間を除く。）内において検察官又は司法警察員が指定する期間（当該期間の終期において第十八条の規定により傍受の実施を継続することができるときは、その継続することができる期間を含む。以下「指定期間」という。）に行われる全ての通信について、第九条第一号の規定により提供された変換符号を用いた原信号（通信の内容を伝達するものに限る。）の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができる。この場合における傍受の実施については、第十三条の規定は、適用しない。

2
7 （略）

第二十一条 （略）

2
7 （略）

8 第一項の規定による再生の実施は、傍受令状に記載された傍受ができる期間内に終了しなかったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間の終了後できる限り速やかに、これを終了しなければならない。

第一項の規定による再生の実施は、傍受の理由又は必要がなくなつたときは、傍受令状又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された傍受ができる期間内であつても、その開始前にあつてはこれを開始してはならず、その開始後にあつてはこれを終了しなればならない。ただし、傍受の理由又は必要がなくなるに至るまでの間に一時的保存をされた暗号化信号については、傍受すべき通信に該当する通信が行われると疑うに足りる状況がなくなつたこと又は傍受令状に記載され、若しくは記録された傍受の実施の対象とすべき通信手段が被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなくつたこと若しくは犯人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられると疑うに足りるものではなくつたことを理由として傍受の理由又は必要がなくなつた場合に限り、再生の実施をすることができる。

(特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続)

第二十三条（略）

2
(略)

検査官及び司法警察員は、傍受令状に第一項の許可をする旨の記載又は記録がある場合には、同項に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができない。

4
5
6
(略)

(傍受の実施の状況を記載した書面等の提出等)

9 第一項の規定による再生の実施は、傍受の理由又は必要がなくなつたときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であつても、その開始前にあつてはこれを開始してはならず、その開始後にあつてはこれを終了しなればならない。ただし、傍受の理由又は必要がなくなるに至るまでの間に一時的保存をされた暗号化信号については、傍受すべき通信に該当する通信が行われると疑うに足る状況がなくなつたこと又は傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段が被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなくつたこと若しくは犯人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられると疑うに足るものではなくつたことを理由として傍受の理由又は必要がなくなつた場合に限り、再生の実施をすることができ。

(特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続)

第二十三条（略）

2
(略)

3 検察官及び司法警察員は、傍受令状に第一項の許可をする旨の記載がある場合には、同項に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができない。

4
5
6
(略)

(傍受の実施の状況を記載した書面等の提出等)

第二十七条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一〇九 (略)

2 検察官又は司法警察員は、第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施をしたときは、前項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならぬ。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一〇六 (略)

3 前二項に規定する書面又は電磁的記録の提出を受けた裁判官は、第一項第六号又は前項第四号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第三十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

第二十八条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうちに第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する

第二十七条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一〇九 (略)

2 検察官又は司法警察員は、第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施をしたときは、前項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一〇六 (略)

3 前二項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、第一項第六号又は前項第四号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第三十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

第二十八条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうちに第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する

時に第二十条第一項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて第二十一条第一項の規定による復号をされていらないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に關しては前条第一項各号に掲げる事項を、第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間に關しては次に掲げる事項を、それぞれ記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならぬ。第二十条第一項の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一〇十二 (略)

2

檢察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうち第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第二項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に同号の規定により一時的保存をした暗号化信号であつて第二十三条第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に關しては前条第二項各号に掲げる事項を、第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間に關しては次に掲げる事項を、それぞれ記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならぬ。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一〇八 (略)

時に第二十条第一項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて第二十一条第一項の規定による復号をされていらないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に關しては前条第一項各号に掲げる事項を、第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間に關しては次に掲げる事項を、それぞれ記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならぬ。第二十条第一項の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一〇十二 (略)

2

檢察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうち第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第二項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に同号の規定により一時的保存をした暗号化信号であつて第二十三条第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に關しては前条第二項各号に掲げる事項を、第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間に關しては次に掲げる事項を、それぞれ記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならぬ。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長をする時も、同様とする。

一〇八 (略)

3 前二項に規定する書面又は電磁的記録の提出を受けた裁判官は、前条第一項第六号若しくは第二項第四号又は第一項第九号若しくは前項第六号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受又は再生の処分を取り消すものとする。この場合においては、第三十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(通信の当事者に対する通知)

第三十条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面又は電磁的記録により通知しなければならない。ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

一 四 (略)

五 傍受令状に記載され、又は記録された罪名及び罰条

六・七 (略)

2・3 (略)

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の提出、第十五条に規定する通信に該当するかどうか

3 前二項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、前条第一項第六号若しくは第二項第四号又は第一項第九号若しくは前項第六号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受又は再生の処分を取り消すものとする。この場合においては、第三十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(通信の当事者に対する通知)

第三十条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 四 (略)

五 傍受令状に記載された罪名及び罰条

六・七 (略)

2・3 (略)

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、第十五条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する

の審査、通信の当事者に対する通知を発しななければならない期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

別表第二（第三条、第十五条関係）

一（略）

二イホ（略）

へ 刑法第二百三十五条（窃盗）、第二百三十六
（強盗）若しくは第二百四十条（強盗致死傷）の
罪又はこれらの罪の未遂罪

ト 刑法第二百四十六条（詐欺）、第二百四十六
の二（電子計算機使用詐欺）若しくは第二百四十
九条（恐喝）の罪又はこれらの罪の未遂罪

三（略）

る通知を発しなならない期間の延長、裁判所が
保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作
成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項
は、最高裁判所規則で定める。

別表第二（第三条、第十五条関係）

一（略）

二イホ（略）

へ 刑法第二百三十五条（窃盗）、第二百三十六
第一項（強盗）若しくは第二百四十条（強盗致死
傷）の罪又はこれらの罪の未遂罪

ト 刑法第二百四十六条第一項（詐欺）、第二百四
十六條の二（電子計算機使用詐欺）若しくは第二
百四十九条第一項（恐喝）の罪又はこれらの罪の
未遂罪

三（略）

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（第二十五条関係）
（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写） 第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。この場合において、当該訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。	（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写） 第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

2・3 (略)

(同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

(被害者参加旅費等の支給)

第五条 被害者参加人(刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第三十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人という。以下同じ。)が同法第三百十六條の三十四第一項(同条第七項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 (略)

(被害者参加旅費等の請求手続)

第六条 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書(電磁的記録をもって作成するものを含む。次項において同じ。)に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならぬ。この場合において、必要な資料の全部

2・3 (略)

(同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

(被害者参加旅費等の支給)

第五条 被害者参加人(刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第三十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人という。以下同じ。)が同法第三百十六條の三十四第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 (略)

(被害者参加旅費等の請求手続)

第六条 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならぬ。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る被害者参加旅費等

又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかったため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面又は電磁的記録を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3 (略)

(被害者参加弁護士を選定の請求)

第十一条 (略)

2 前項の規定による請求は、日本司法支援センターを経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

一 その資力が基準額に満たない者 資力及びその内訳を申告する書面又は電磁的記録

二 前号に掲げる者以外の者 資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面又は電磁的記録

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があったときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面又は電磁的記録を送付しなければならない。

の額のうちその資料を提出しなかったため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3 (略)

(被害者参加弁護士を選定の請求)

第十一条 (略)

2 前項の規定による請求は、日本司法支援センターを経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。

一 その資力が基準額に満たない者 資力及びその内訳を申告する書面

二 前号に掲げる者以外の者 資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があったときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十六条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載又は記録のある第十一条第二項各号に定める書面又は電磁的記録を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

(費用の徴収)

第十七条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載又は記録のある第十一条第二項各号に定める書面又は電磁的記録を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

第十九条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の

間における民事上の争い(当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。)について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十六条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十一条第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

(費用の徴収)

第十七条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十一条第二項各号に定める書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

第十九条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の

間における民事上の争い(当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。)について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責

- 任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記録を求める申立てをすることができる。
- 3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を提出してしなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記録したときは、その記録は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(和解記録)

第二十条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記録された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記録された部分に限る。）、当該申立てに係る前条第三項の書面又は電磁的記録その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、和解記録の閲覧、謄写及び複写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

一 非電磁的和解記録の閲覧等（和解記録中次号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の閲覧若しくは

- 任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。
- 3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(和解記録)

第二十条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。）、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(新設)

謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。の請求

二 電磁的和解記録（和解記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第四項及び第六項において同じ。）に備えられたファイル（第三十二条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。第四項において同じ。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（同項において「電磁的和解記録の閲覧等」という。）の請求

三 和解に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

2 前項各号に掲げる請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二十一条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条の例による。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二十一条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条第一項から第八項までの例による。この場合において、同条第一項中「に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第三百三十三条第三項において同じ。）」とあるのは、「の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」と読み替えるものとする。

(略)

電磁的和解記録の閲覧等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電磁的和解記録の閲覧 電磁的和解記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものを閲覧する方法

二 電磁的和解記録の複写 電磁的和解記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四号及び第六項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法

三 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した書面の交付 電磁的和解記録に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的和解記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付する方法

四 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した電磁的記録の提供 電磁的和解記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的和解記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して

(新設)

			5	手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法 和解に関する事項を証明した書面の交付については、当該事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付する方法によるものとする。
			6	和解に関する事項を証明した電磁的記録の提供については、当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法によるものとする。
				(民事訴訟法の準用) 第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。及び第四節(第六十条を除く。並びに第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(削る)	(削る)	(削る)		

			(新設)	手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法
			(新設)	和解に関する事項を証明した書面の交付については、当該事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法によるものとする。
			(新設)	(民事訴訟法の準用) 第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。及び第四節(第六十条を除く。並びに第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第二項	書面その他最高	書面		
裁判所規則で定める方法				

第三百三十三條 第三項	(略)	(略)	(略)	第三百三十三條 の二第一項か ら第三項まで	(略)	(削る)	第三百三十三條 の二第五項
訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	(略)	和解記録の閲覧等（非電磁的和解記録の閲覧等（同法第二十条第一項第一号に規定する非電磁的和解記録の閲覧等をいう。）	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第三百三	訴訟記録等の閲覧等	(略)	(削る)	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第三百三
	(略)	和解記録の閲覧等	電磁的和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保	和解記録の閲覧等	(略)	(削る)	電磁的和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保

第三百三十三條 第三項	(略)	(略)	(略)	第三百三十三條 の二第一項	(略)	第三百三十三條 の二第二項及び第三項	(新設)
について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）	(略)	に係る訴訟記録等の閲覧等	に係る訴訟記録等の閲覧等	に係る訴訟記録等の閲覧等	(略)	に係る訴訟記録等の閲覧等	(新設)
の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付	(略)	の閲覧若しくは謄写又はその謄本の交付	の閲覧若しくは謄写又はその謄本の交付	の閲覧若しくは謄写又はその謄本の交付	(略)	の閲覧若しくは謄写又はその謄本、謄本若しくは抄本の交付	(新設)

第百三十三條 の四第二項		第百三十三條 の四第一項	第百三十三條 の二第五項及 び第六項	
当事者		等は、訴訟記録	電磁的訴訟記録 等から	十二條の四第一 項の処分の申立 てに係る事件の 記録中ファイル 記録事項に係る 部分
犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 を、訴訟記録 等から	電磁的和解記録 から	護を図るための 刑事手続に付随 する措置に關す る法律第二十條 第一項第二号に 規定する電磁的 和解記録

第百三十三條 の四第二項		第百三十三條 の四第一項	(新設)	
当事者		等は、訴訟記録	(新設)	
犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 を、訴訟記録 等から	(新設)	

第百三十三条 の四第七項	
当事者	(略) 訴訟記録等の 閲覧等
犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する 法律第十九条第 一項若しくは第 二項の規定によ る申立てに基づ き公判調書に記 録された合意を した者	(略) 和解記録の閲覧 等 者 れた合意をした 判調書に記録さ 立てに基づき公 の規定による申 一項又は第二項 法律第十九条第 る措置に関する 法律第十九条第 る措置に付随す る手続に付随す

第百三十三条 の四第七項	
当事者	(略) 訴訟記録等の 閲覧等
犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する 法律第十九条第 一項若しくは第 二項の規定によ る申立てに基づ き公判調書に記 載された合意を した者	(略) 閲覧若しくは謄 写又はその正本 、謄本若しくは 抄本の交付 者 れた合意をした 判調書に記載さ 立てに基づき公 の規定による申 一項又は第二項 法律第十九条第 る措置に付随す る手続に付随す

(個人特定事項の秘匿)

第二十二條 裁判所は、刑事被告事件の手續において刑事訴訟法第二百七十一條の二第四項の規定による措置をとつた場合において、同条第一項の規定による求めに係る個人特定事項（同法第二百七十一條の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）が同法第二百七十一條の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、第十九條及び第二十條に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手續における和解に関する手續において、前条において準用する民事訴訟法第三百三十三條第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ、刑事被告事件の手續において刑事訴訟法第三百十二條の二第三項の規定による措置をとつた場合において、同条第一項の規定による求めに係る個人特定事項（同法第四項において読み替へて準用する同法第二百七十一條の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）が同法第二百七十一條の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

(個人特定事項の秘匿)

第二十二條 裁判所は、刑事被告事件の手續において刑事訴訟法第二百七十一條の二第四項の規定による措置をとつた場合において、起訴状に記載された個人特定事項（同法第二百一十一條の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下同じ。）のうち起訴状抄本等（同法第二百七十一條の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。第四十六條第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第二百七十一條の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十六條第一項において同じ。）が同法第二百七十一條の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、第十九條及び第二十條に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手續における和解に関する手續において、前条において準用する民事訴訟法第三百三十三條第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ、刑事被告事件の手續において刑事訴訟法第三百十二條の二第三項の規定による措置をとつた場合において、訴因変更等請求書（同法第三百十二條第四項に規定する訴因変更等請求書をいう。第四十六條第一項において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等（同法第三百十二條の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十六條第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第三百十二條の二第四項において読み替へて準用する同法第二百七十一條の五第一項の決定により通

			3 2 (略)		民事訴訟法第三百三十三條の二第二項、第五項及び第六項並びに第三百三十三條の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第三百三十三條の二第二項			(略)	(略)	
訴訟記録等の閲覧等			(略)	和解記録の閲覧等（非電磁的和解記録の閲覧等（同法第二十条第一項第一号に規定する非電磁的和解記録の閲覧等をいう。）又は電磁的和解記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的和解記録の閲覧等をいう。）をいう。）をいう。第三百三十三	
			3 2 (略)		民事訴訟法第三百三十三條の二第二項及び第三百三十三條の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第三百三十三條の二第二項			(略)	(略)	
に係る訴訟記録等の閲覧等			(略)	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付	

第百三十三條 の二第五項	（略）	申立てが	電磁的訴訟記録 等（電磁的訴訟 記録又は第百三 十二條の四第一 項の処分申立 てに係る事件の 記録中ファイル 記録事項に係る 部分	電磁的訴訟記録 等から	第百三十三條 の二第五項及 び第六項 第百三十三條 の四第一項
条の四第二項に おいて同じ。）	（略）	決定が	電磁的和解記録 （犯罪被害者等 の権利利益の保 護を図るための 刑事手続に付随 する措置に關す る法律第二十條 第一項第二号に 規定する電磁的 和解記録	電磁的和解記録 から	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に關する 法律第十九條第 一項若しくは第 二項の規定によ る申立てに基づ き公判調書に記 録された合意を

	第百三十三条 の四第二項	(略) 第百三十三 条の四第七 項
	当事者	(略) 当事者
した者又は利害 関係を疎明した 第三者は、和解 記録	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する 法律第十九条第 一項又は第二項 の規定による申 立てに基づき公 判調書に記載さ れた合意をした 者	(略) 和解記録の閲覧 等 犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する

	第百三十三条 の四第二項	(略) 第百三十三 条の四第七 項
	当事者	(略) 当事者
した者又は利害 関係を疎明した 第三者は、和解 記録	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する 法律第十九条第 一項又は第二項 の規定による申 立てに基づき公 判調書に記載さ れた合意をした 者	(略) 閲覧若しくは謄 写又はその正本 、謄本若しくは 抄本の交付 犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する

法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記録された合意をした者	

第三十条及び第三十一条 削除

法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記録された合意をした者	

(期日の呼出し)

第三十条 損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第三十一条 損害賠償命令事件に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(事件の記録の閲覧等)

第三十二条 第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分申立てをした者及び相手方(同項に規定する相手方をいう。次項において同じ。)は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、同条第一項の処分の申立てに係る事件(以下この条において「証拠収集処分申立事件」という。)の記録について、次に掲げる請求をすることができる。

一 非電磁的処分記録(証拠収集処分申立事件の記録中次号に規定する電磁的処分記録を除いた部分を含む。以下この号及び次項において同じ。)の閲覧等(非電磁的処分記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。)の請求

二 電磁的処分記録(証拠収集処分申立事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(第四項において「電磁的処分記録の閲覧等」という。)の請求

三 証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

2 前項の規定は、非電磁的処分記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について申立人又は相

(事件の記録の閲覧等)

第三十二条 第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分申立てをした者及び相手方(同項に規定する相手方をいう。次項において同じ。)は、裁判所書記官に対し、同条第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の規定は、同項に規定する記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について申立人又は相

手方の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

3 証拠収集処分申立事件の記録の閲覧、謄写、複写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

4 第二十条第四項の規定は電磁的処分記録の閲覧等について、同条第五項の規定は証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

第三十三条 削除

相手方の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

3 第一項に規定する記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(新設)

(電子情報処理組織による申立て等)

第三十三条 損害賠償命令事件に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができると記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理

組織をいう。)を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(損害賠償命令)

第三十七条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十八条第一項の決定を除く。以下この条から第三十九条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(第三項及び第四項において「電子決定書」という。)を作成して行わなければならない。

一 六 (略)

3 電子決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

4 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、電子決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。

5 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行った場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。)に記録させなければならない。

(訴え提起の擬制等)
第三十九条 (略)

(損害賠償命令)

第三十七条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十八条第一項の決定を除く。以下この条から第三十九条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記録した決定書を作成して行わなければならない。

一 六 (略)

3 第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

4 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。

5 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行った場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。

(訴え提起の擬制等)
第三十九条 (略)

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3・4 (略)

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第四十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、損害賠償命令事件の記録について、次に掲げる請求をすることができる。

一 非電磁的損害賠償命令事件記録（損害賠償命令事件の記録中次号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。）の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。）の請求

二 電磁的損害賠償命令事件記録（損害賠償命令事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（第九項において「電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等」という。）の請求

三 損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令事件に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3・4 (略)

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第四十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の規定は、非電磁的損害賠償命令事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。	3 前二項の規定にかかわらず、刑事関係記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供又はその複製（次項及び第五項において「刑事関係記録の閲覧等」という。）の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができる。	4 裁判所は、当事者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、不当な目的によるものと認める場合、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認める場合、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他相当でないと認める場合を除き、刑事関係記録の閲覧等を許可しなければならない。	5 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴

2 前項の規定は、損害賠償命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。	3 前二項の規定にかかわらず、刑事関係記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができる。	4 裁判所は、当事者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、不当な目的によるものと認める場合、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認める場合、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他相当でないと認める場合を除き、その閲覧等を許可しなければならない。	5 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴

訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、正当な理由がある場合であつて、関係者の名誉又は生活の平穩を害するおそれの有無、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、刑事関係記録の閲覧等を許可することができる。

6 損害賠償命令事件の記録の閲覧、謄写、複写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7・8 (略)

9 第二十条第四項の規定は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等について、同条第五項の規定は損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

(民事訴訟法の準用)

第四十五条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章（第四十五条第五項各号及び第四十七条から第五十一条までを除く。）、第四章、第五章（第八十七条、第九十一条から第九十一条の三まで、第二節第二款、第一百六条及び第一百八条を除く。）、第六章（第一百三十二条の七を除く。）、第七章及び第八章、第二編第一章（第三十四条、第三十四条の二、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十条、第四十五条並びに

訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、正当な理由がある場合であつて、関係者の名誉又は生活の平穩を害するおそれの有無、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

6 損害賠償命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7・8 (略)
(新設)

(民事訴訟法の準用)

第四十五条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章（第四十五条第五項各号及び第四十七条から第五十一条までを除く。）、第四章（第七十一条第二項を除く。）、第五章（第八十七条、第八十七条の二、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第二節第二款、第九十四条、第一百条第二項、第四節第三款、第一百一条、第一百六条並びに第一百八条を除く。）、第六章（第一百三十二条の六第三項及び第一百三十二条

第四百四十六条を除く。）、第三章（第一百五十六条の二、第五百七条の二、第五百八条、第五百九条第三項、第六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第二百三十五条第一項ただし書及び第二百三十六条を除く。）、第五章（第二百四十九条から第二百五十五条まで並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十二条第二項、第二百六十三条及び第二百六十六条第二項を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第九編（第四百三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十五条第五項	次に掲げる	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付

の七を除く。）及び第八章（第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。）、第二編第一章（第三百三十四条、第三百三十四条の二、第三百三十七条第二項及び第三項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条、第四百十条、第四百十五条並びに第四百十六條を除く。）、第三章（第五百十一条第三項、第五百五十六條の二、第五百五十七條の二、第五百五十八條、第五百五十九條第三項、第六十条第二項、第六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二条の二、第二百三十五条第一項ただし書並びに第二百三十六條を除く。）、第五章（第二百四十九条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項各号並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十二条第二項、第二百六十三条、第二百六十六条第二項及び第二百六十七條第二項を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第九編（第四百三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十五条第五項	次に掲げる	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付

	第九十二条第一項
	訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等）
随する措置に関する法律第三十九條第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。）の記録（同法第四十條第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。以下同じ。）についての同法第四十條第一項各号に掲げる請求又は同條第二項の損害賠償命令事件の記録の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等）犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四條	
	第九十二条第一項
に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第三百三十三條第三項において同じ。）	
随する措置に関する法律第三十九條第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。）の記録（同法第四十條第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。以下同じ。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製	

第九十二條第九項及び第十		第九十二條第九項	
から電磁的訴訟記録		中電磁的訴訟記録	
電磁的損害賠償命令事件記録か	電磁的損害賠償命令事件記録（以下同じ。）中	電磁的損害賠償命令事件記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録をいう。）又は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）	第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）

（新設）		（新設）	
（新設）		（新設）	
（新設）		（新設）	

第二百二十八条 第二項	(削る)			(削る)	(削る)	項
	(削る)			(削る)	(削る)	
	(削る)			(削る)	(削る)	ら
第二百五十五条 (第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下こ						
犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する						

第二百二十八条 第二項	第百十三条			第百十二条第 一項ただし書	第百十二条第 一項本文	
	記載又は記録 第百十一条の規 定による措置を 開始した			前条の規定によ る措置を開始し た	前条の規定によ る措置を開始し た	
	記載 犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する 法律第三十一条 の規定による掲 示を始めた			書類 記載 当該揭示を始め た	犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する 法律第三十一条 の規定による掲 示を始めた	
第二百五十五条 (第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下こ						
犯罪被害者等の 権利利益の保護 を図るための刑 事手続に付随す る措置に関する						

	(削る)	第百三十三条 第三項
の項において同じ。の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	(削る)	(略) 訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等
法律第三十七条第一項の電子決定書	(削る)	(略) 損害賠償命令事件の記録等の閲覧等（損害賠償命令事件の記録の閲覧等、非電磁的処分記録の閲覧等（同法第三十二条第一項第一号に規定する非電磁的処分記録の閲覧等）又は電磁的処分記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的処分記録の閲覧等）をいう。

	第百三十三条 第二項	第百三十三条 第三項
の項において同じ。の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書書面その他最高裁判所規則で定める方法	(略)	(略) 録等について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）
法律第三十七条第一項の決定書	書面	(略) の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

第三百三十三條の二第一項から第三項まで	(略)	(削る)	第三百三十三條の二第五項	電磁的訴訟記録等(電磁的訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分	第三百三十三條の二第五項及び第六項
訴訟記録等の閲覧等	(略)	(削る)			電磁的訴訟記録等から
損害賠償命令事件の記録等の閲覧等	(略)	(削る)	電磁的損害賠償命令事件記録等(電磁的損害賠償命令事件記録又は電磁的処分記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十二條第一項第二号に規定する電磁的処分記録をいう。))	電磁的損害賠償命令事件記録等から	

第三百三十三條の二第一項	(略)	第三百三十三條の二第二項及び第三項	(新設)	(新設)	(新設)
に係る訴訟記録等の閲覧等	(略)	に係る訴訟記録等の閲覧等	(新設)	(新設)	(新設)
の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付	(略)	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製	(新設)	(新設)	(新設)

第百三十三條 の三第一項	(略)	第百三十三條 の四第二項	(削る)	(削る)
訴訟記録等の 閲覧等	(略)	訴訟記録等の 閲覧等	(削る)	(削る)
損害賠償命令 事件の記録等 の閲覧等	(略)	損害賠償命令 事件の記録等 の閲覧等	(削る)	(削る)

第百三十三條 の三第一項	(略)	第百三十三條 の四第二項	第百五十一條 第二項及び第 二百三十一條 の二第二項	第百六十條第 一項
記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録に係る 訴訟記録等の 閲覧等	(略)	訴訟記録等の 閲覧等	方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法	最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 査
記載された書面 当該書面	(略)	閲覧若しくは謄 写、その正本、 謄本若しくは抄 本の交付又はそ の複製	方法	調書

(削る)		(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

第百六十条第 四項		第百六十条第 三項		
当該電子調書	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があつた旨を明らかにする措置を講じなければ	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）
当該調書	調書	調書にその旨を記載しなければ	調書の記載について	

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第二百三十一 条の三第二項	第二百六十条の 二第二項	第二百十五 条第四項	第二百五十 条第三項	第二百十六 条第三項	第二百六十 条第二項
若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	その旨をファイルに記録して	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりフ	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容
又は送付する	調書を作成して	事項	事項	前項	調書の記載

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(個人特定事項の秘匿)
 第四十六条 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置をとった場合において、同条第一項の規定による求めに係る個人特定事項（同法第二百七十一条の五第一項

第二百六十一 条第四項	第二百六十一 条第五項	第二百六十七 条第一項	第二百六十七 条の二第一項					
電子調書	記録しなければ 記録された電子 調書	書を作成し、こ れをファイルに 記録した	その記録	規定によりファ イルに記録され た電子調書	電子調書	記録しなければ 記録された電子 調書の謄本	を調書に記載し た	その記載 調書
調書	記載しなければ 記載された調書	を調書に記載し た	その記載	調書	調書	記載しなければ 記載された調書 の謄本	を調書に記載し た	その記載 調書

(個人特定事項の秘匿)
 第四十六条 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一

の決定により通知することとされたものを除く。」が同法第二百七十一条の二第二項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとつた場合において、同条第一項の規定による求めに係る個人特定事項（同条第四項において読み替えて準用する同法第二百七十一条の五第一項の規定により通知することとされたものを除く。）が同法第二百七十一条の二第二項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

2 民事訴訟法第三百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十六条第一項の決定」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「損害賠償命令事件（同法第三十九条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

4 3
(略)
民事訴訟法第三百三十三条の二第二項、第五項及び第

項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとつた場合において、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十一条の二第二項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

2 民事訴訟法第三百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十六条第一項の決定」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「損害賠償命令事件（同法第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。）に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

4 3
(略)
民事訴訟法第三百三十三条の二第二項及び第三百三十三

六項並びに第三百三十三条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
第三百三十三条の二第二項	<table border="1"> <tr> <th>(略)</th><th>(略)</th></tr> <tr> <td> 訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものでは、秘匿事項を推知することができる事項 </td><td> 損害賠償命令事件（犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十五条において準用する第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（以下「損 </td></tr> </table>	(略)	(略)	訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものでは、秘匿事項を推知することができる事項	損害賠償命令事件（犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十五条において準用する第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（以下「損
(略)	(略)				
訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものでは、秘匿事項を推知することができる事項	損害賠償命令事件（犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十五条において準用する第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（以下「損				

条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
第三百三十三条の二第二項	<table border="1"> <tr> <th>(略)</th><th>(略)</th></tr> <tr> <td> 訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものでは、秘匿事項を推知することができる事項 </td><td> 損害賠償命令事件（犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十五条において準用する第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第三百三十三 </td></tr> </table>	(略)	(略)	訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものでは、秘匿事項を推知することができる事項	損害賠償命令事件（犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十五条において準用する第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第三百三十三
(略)	(略)				
訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものでは、秘匿事項を推知することができる事項	損害賠償命令事件（犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十五条において準用する第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第三百三十三				

	訴訟記録等の閲覧等
害賠償命令事件の記録等」という。中同法第四十六条第一項の決定（第三百三十三条の四第一項及び第四項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項	損害賠償命令事件の記録等の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同法第四十四条第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等という。）、「電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項

	に係る訴訟記録等の閲覧等
条の四第一項及び第二項において「損害賠償命令事件の記録等」という。）中同法第四十六条第一項の決定（第三百三十三条の四第一項及び第四項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製

第百三十三条	(略)	(略)
の二第五項	申立てが	決定が
電磁的訴訟記録	電磁的訴訟記録	電磁的損害賠償
等（電磁的訴訟	等（電磁的訴訟	命令事件記録等
記録又は第百三	記録又は第百三	（電磁的損害賠
十二条の四第一	十二条の四第一	償命令事件記録
項の処分の申立	項の処分の申立	（犯罪被害者等

(略)	第百三十三條の四第二項	(略)	第百三十三條の二第五項及び第六項	
(略)	訴訟記録等の閲覧等	(略)	電磁的訴訟記録等から	てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分
(略)	損害賠償命令事件の記録等の閲覧等	(略)	電磁的損害賠償命令事件記録等から	の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四條第一項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録をいう。又は電磁的処分記録（同法第三十二條第一項第二号に規定する電磁的処分記録をいう。）

(略)	第百三十三條の四第二項	(略)	(新設)	
(略)	訴訟記録等の閲覧等	(略)	(新設)	
(略)	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製	(略)	(新設)	

5 第一項の決定があつた場合において、第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、損害賠償命令事件の記録（刑事関係記録を除く。）中、当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録されたものであつて、同項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。この場合における第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十六条第五項前段」とする。

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第四十八条 損害賠償命令の申立てをするには、次に掲げる額を合算した額の手数料を納めなければならない。

一 損害賠償の請求の原因とする訴因として特定された事実の数に二千元を乗じて得た額

二 千七百円（第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、九百円）

3 2
（略）

項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納め

5 第一項の決定があつた場合において、第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、損害賠償命令事件の記録（刑事関係記録を除く。）中、当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録されたものであつて、第三十九条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。この場合における第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十六条第五項前段」とする。

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第四十八条 損害賠償命令の申立てをするには、二千元の手数料を納めなければならない。

（新設）

（新設）

3 2
（略）

項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納め

た手数料の額（第一項第一号に掲げる額を超えない部分に限る。）を控除した額の手数を納めなければならない。

4

前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関し、民事訴訟費用等については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。この場合において、第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申立ては、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項に規定する特定申立てとみなす。

た手数料の額を控除した額の手数を納めなければならない。

4

前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関し、民事訴訟費用等については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。

○ 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）（第二十六条関係）

改正案	現行
（要請の発受等） 第三条 受入移送及び送出移送の要請の発受並びに条約の実施に関し必要な締約国との間の文書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）並びに通知の発受は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。 （要請を受けた外務大臣の措置） 第四条 外務大臣は、締約国から受入移送又は送出移送の要請を受理したときは、要請書（電磁的記録を含む。）に<u>関係書類（電磁的記録を含む。第十条第三項を除き、以下同じ。）</u>を添えて、意見を付して法務大臣に送付しなければならない。 （同意の確認） 第六条 前条第一号の同意は、次の各号のいずれかに掲げる職員が確認するものとする。	（要請の発受等） 第三条 受入移送及び送出移送の要請の発受並びに条約の実施に関し必要な締約国との間の文書及び通知の発受は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。 （要請を受けた外務大臣の措置） 第四条 外務大臣は、締約国から受入移送又は送出移送の要請を受理したときは、要請書に<u>関係書類を添付し、意見を付して法務大臣に送付しなければならない。</u> （同意の確認） 第六条 前条第一号の同意は、次の各号のいずれかに掲げる職員が確認するものとする。この場合において、当該職員は、受入受刑者をして、<u>第十六条及び第十七条の規定に関する事項その他法務省令で定める事項を記載した書面に、当該職員の面前で、署名押印させる</u>

一・二 (略)

2 前項の場合において、当該職員は、その面前で、受入受刑者をして、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらせるものとする。

一 第十六条及び第十七条の規定に関する事項その他法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印すること。

二 前号に規定する事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

(審査の請求)

第八条 (略)

2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（東京地方裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十九条第四項第二号において同じ。）と東京地方検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該審査の請求に係る事項を東京地方裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京地方裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審

ものとする。

一・二 (略)

(新設)

(審査の請求)

第八条 (略)

2 前項の審査の請求は書面で行い、当該書面に関係書類を添付しなければならない。

(新設)

査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京
地方裁判所に到達したものとみなす。

4 | 第一項の審査の請求が第二項の記録媒体を提出する
方法によりされたときは、東京地方裁判所の裁判所書
記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイ
ルに記録しなければならない。ただし、当該事項をフ
ァイルに記録することにつき困難な事情があるときは
、この限りでない。

(東京地方裁判所の審査)

第九條 東京地方裁判所は、前条第一項の審査の請求を
受けたときは、速やかに、審査を開始し、決定をする
ものとする。

(東京地方裁判所の決定)

第十條 (略)

2 | 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつ
て裁判書を作成しなければならない。この場合におい
て、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所
規則の定めるところにより、これをファイルに記録し
なければならない。

3 | 東京地方裁判所は、第一項の決定をしたときは、速
やかに、東京地方検察庁の検察官に裁判書の謄本又は
ファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達
するとともに、関係書類を返還しなければならない。

(裁判書の謄本等の法務大臣への提出)

第十一條 東京地方検察庁検事正は、前条第三項の規定

(新設)

(東京地方裁判所の審査)

第九條 東京地方裁判所は、前条の審査の請求を受けた
ときは、速やかに、審査を開始し、決定をするもの
とする。

(東京地方裁判所の決定)

第十條 (略)

(新設)

2 | 東京地方裁判所は、前項の決定をしたときは、速
やかに、東京地方検察庁の検察官に裁判書の謄本を送達
するとともに、関係書類を返還しなければならない。

(裁判書の謄本等の法務大臣への提出)

第十一條 東京地方検察庁検事正は、前条第二項の規定

により、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録が東京地方検察庁の検察官に送達されたときは、速やかに、関係書類と共に、これを法務大臣に提出しなければならない。

(受入受刑者に対する通知)

第十四条 法務大臣は、第十二条の規定により裁判国に対し受入移送の要請をしたとき及び前条の規定により受入移送の命令をしたときは、当該受入受刑者に書面又は電磁的記録によりその旨を通知しなければならない。裁判国から要請があった場合又は第六条の規定に基づき受入受刑者の同意を確認した場合において、受入移送をしないこととしたときも、同様とする。

(受入移送命令の方式)

第十五条 第十三条の命令は、書面又は電磁的記録によるものとし、当該書面又は電磁的記録に係る書類の謄本又は関係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

2 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、受入受刑者の氏名、年齢、裁判国の名称、受入移送犯罪の名称、外国刑の刑期、引渡しを受ける日及び場所並びに引致すべき刑事施設を記載し、又は記録しなければならない。

3 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

により、裁判書の謄本が東京地方検察庁の検察官に送達されたときは、速やかに、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

(受入受刑者に対する通知)

第十四条 法務大臣は、第十二条の規定により裁判国に対し受入移送の要請をしたとき及び前条の規定により受入移送の命令をしたときは、当該受入受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。裁判国から要請があった場合又は第六条の規定に基づき受入受刑者の同意を確認した場合において、受入移送をしないこととしたときも、同様とする。

(受入移送命令の方式)

第十五条 第十三条の命令は書面によるものとし、当該書面に係る書類の謄本を添付しなければならない。

2 前項の書面には、受入受刑者の氏名、年齢、裁判国の名称、受入移送犯罪の名称、外国刑の刑期、引渡しを受ける日及び場所並びに引致すべき刑事施設を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

一 第十三条の命令が書面による場合 記名押印すること。

二 第十三条の命令が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置をとること。

(受入収容状の発付等)

第十九条 (略)

2 前項の受入収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

3 第一項の受入収容状には、第十五条第二項に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 第一項の受入収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京地方検察庁の検察官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 受入収容状が書面による場合 記名押印すること。

二 受入収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置(受入収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

5 第一項の受入収容状は、勾引状と同一の効力を有するものとし、東京地方検察庁の検察官の指揮によって刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員が執行する。

6 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第七

(受入収容状の発付等)

第十九条 (略)

(新設)

2 前項の受入収容状には、第十五条第二項に掲げる事項を記載し、東京地方検察庁の検察官が記名押印しなければならない。

(新設)

3 第一項の受入収容状は、勾引状と同一の効力を有するものとし、東京地方検察庁の検察官の指揮によって刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員が執行する。

4 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第七

十三条第一項前段及び第七十四条の規定は、第一項の受入収容状の執行について準用する。この場合において、これらの規定中「被告人」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第九号の受入受刑者」と、同法第七十三条第一項前段中「勾引状」とあり、及び同法第七十四条中「勾引状又は勾留状」とあるのは「国際受刑者移送法第十九条第一項の受入収容状」と、同項前段中「裁判所その他の場所」とあるのは「刑事施設」と、同項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは「法務省令で」と、「第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官」とあるのは「国際受刑者移送法第十九条第四項（第二号に係る部分に限る。）」の規定による措置に係る東京地方検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

（共助刑の執行指揮）

第二十条 （略）

2 前項の指揮は、書面又は電磁的記録により行い、当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの及び関係書類の謄本又は関係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

- 一 第十三条の命令が書面による場合 当該書面の謄本
- 二 第十三条の命令が電磁的記録による場合 当該命令に係る事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

十三条第一項前段及び第七十四条の規定は、第一項の受入収容状の執行について準用する。この場合において、これらの規定中「被告人」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第九号の受入受刑者」と、同法第七十三条第一項前段中「勾引状」とあり、及び同法第七十四条中「勾引状又は勾留状」とあるのは「国際受刑者移送法第十九条第一項の受入収容状」と、同法第七十三条第一項前段中「裁判所その他の場所」とあるのは「刑事施設」と読み替えるものとする。

（共助刑の執行指揮）

第二十条 （略）

2 前項の指揮は書面で行い、当該書面に第十五条第一項の書面の謄本及び関係書類の謄本を添付しなければならない。

(刑法等の適用)

第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項の規定による共助刑の執行を受ける者を拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑とそれれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで、第五百七条から第五百十条まで、第五百十二条、第五百十三条第一項、第二項、第六項及び第十項から第十三項まで、第五百十三条の二並びに第五百十四条から第五百十六条まで、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条の四まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八

(刑法等の適用)

第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項の規定による共助刑の執行を受ける者を拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑とそれれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十条から第四百八十二条まで、第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで、第五百七条から第五百十条まで、第五百十二条、第五百十三条第一項、第二項及び第九項から第十項まで並びに第五百十四条から第五百十六条まで、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四条まで、第十六条、第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条の四まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条の二まで並びに第九十一条か

条の二まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。））において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）」と、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条第一項中「刑名」とあるのは「刑名（共助刑である場合はその旨）」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡しをした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、同法第五百十三条第一項中「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資

から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。））において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）」と、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「刑名（共助刑である場合はその旨）」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡しをした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、同法第五百十三条第一項中「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象と

産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手續において執行官による取上げの対象となるべきもの」とあるのは「共助刑の執行を受ける者の所在又は状況に関する資料」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分」の繼續中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分」の繼續中、拘禁刑又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二條第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の繼續中である」とし、その他これらの規定の適用に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

(送受刑者に対する通知)

第三十條 法務大臣は、送受刑者が送出移送の申出をした場合において、條約に基づき日本國が当該送受刑者の執行國となるべき國に対し行うこととされる通知をしたときは、当該送受刑者に書面又は電磁的記録によりその旨を通知しなければならない。

(送受刑者の同意)

第三十一條 送受刑者は、第二十八條第一号の同意をするときは、その收容されている刑事施設の長又はその指定する職員の立会いの下に、法務省令で定める事

なるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手續において執行官による取上げの対象となるべきもの」とあるのは「共助刑の執行を受ける者の所在又は状況に関する資料」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分」の繼續中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分」の繼續中、拘禁刑又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二條第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の繼續中である」とし、その他これらの規定の適用に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

(送受刑者に対する通知)

第三十條 法務大臣は、送受刑者が送出移送の申出をした場合において、條約に基づき日本國が当該送受刑者の執行國となるべき國に対し行うこととされる通知をしたときは、当該送受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。

(送受刑者の同意)

第三十一條 送受刑者は、第二十八條第一号の同意をするときは、その收容されている刑事施設の長又はその指定する職員の立会いの下に、法務省令で定める事

項を記載した書面に署名押印し、又は法務省令で定める事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければならない。

2 刑事施設の長は、送受刑者が前項の書面に署名押印し、又は同項の電磁的記録に署名押印に代わる措置をとったときは、速やかに、当該書面又は電磁的記録を法務大臣に提出しなければならない。

(送受刑者に対する通知)

第三十五条 法務大臣は、第三十三条第一項の規定により執行国に対し送受移送の要請をしたとき及び前条第二項の規定により引渡しの命令をしたときは、当該送受刑者に書面又は電磁的記録によりその旨を通知しなければならない。執行国から要請があった場合又は第三十一条第一項の規定に基づく送受刑者の同意があった場合において、送受移送をしないこととしたときも、同様とする。

(送受移送の実施に関する準用規定)

第三十六条 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第十六条第一項及び第三項から第六項まで、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第三十四条第二項の命令により送受刑者を執行国に引き渡す場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による引渡しの命令」とあり、及び同法第二十条第一項中「第十七条第一項又は第六項の規定による逃亡犯罪人の引渡しの指揮」とあるのは「国際受刑者移送

項を記載した書面に署名押印しなければならない。

2 刑事施設の長は、送受刑者が前項の書面に署名押印したときは、速やかに、当該書面を法務大臣に提出しなければならない。

(送受刑者に対する通知)

第三十五条 法務大臣は、第三十三条第一項の規定により執行国に対し送受移送の要請をしたとき及び前条第二項の規定により引渡しの命令をしたときは、当該送受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。執行国から要請があった場合又は第三十一条第一項の規定に基づく送受刑者の同意があった場合において、送受移送をしないこととしたときも、同様とする。

(送受移送の実施に関する準用規定)

第三十六条 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第十六条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第三十四条第二項の命令により送受刑者を執行国に引き渡す場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による引渡しの命令」とあり、及び同法第二十条第一項中「第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡しの指揮」とあるのは「国際受刑者移送法第三十四

法第三十四条第二項の命令」と、同法第十六条第五項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、引渡しの場所、引渡しの期限及び発付の年月日」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第十号の送出受刑者（以下「送出受刑者」という。）の氏名、年齢、国籍、同法第二条第八号の執行国（以下「執行国」という。）の名称、同法第二条第十二号の送出移送犯罪の名称、刑名、刑期、引渡日及び引渡しの場所」と、同法第十九条第一項中「第十六条第三項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十六条の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第十六条第三項」と、同法第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十一条中「請求国」とあるのは「執行国」と、同法第二十条第一項中「とつて逃亡犯罪人の」とあるのは「とつて送出受刑者の」と、「逃亡犯罪人を」とあるのは「送出受刑者を」と、同法第二十一条中「前条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十六条の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第二十条第一項」と、「逃亡犯罪人」とあるのは「送出受刑者」と読み替えるものとする。

（受入受刑者の送還）

第三十九条 法務大臣は、第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた受入受刑者（第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条又はこの法律第二十二條の規定により仮釈放中の者を除く。）について、受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判の再審の審判に出頭する場合その他やむを得ない事情があると認める場合において、裁判国からの要請があるときは、当該受

条第二項の命令」と、同法第十六条第四項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、引渡しの場所、引渡しの期限及び発付の年月日」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第十号の送出受刑者（以下「送出受刑者」という。）の氏名、年齢、国籍、同法第二条第八号の執行国（以下「執行国」という。）の名称、同法第二条第十二号の送出移送犯罪の名称、刑名、刑期、引渡日及び引渡しの場所」と、同法第十九条第一項中「第十六条第三項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十六条の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第十六条第三項」と、同法第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十一条中「請求国」とあるのは「執行国」と、同法第二十条第一項中「示して逃亡犯罪人の」とあるのは「示して送出受刑者の」と、「逃亡犯罪人を」とあるのは「送出受刑者を」と、同法第二十一条中「前条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十六条の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第二十条第一項」と、「逃亡犯罪人」とあるのは「送出受刑者」と読み替えるものとする。

（受入受刑者の送還）

第三十九条 法務大臣は、第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた受入受刑者（第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条又はこの法律第二十二條の規定により仮釈放中の者を除く。）について、受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判の再審の審判に出頭する場合その他やむを得ない事情があると認める場合において、裁判国からの要請があるときは、当該受

入受刑者が収容されている刑事施設の長に対し、裁判国への引渡し（以下この条において「送還」という。）を命ずることができる。

2 法務大臣は、前項の規定により送還の命令をしたときは、当該受入受刑者に書面又は電磁的記録によりその旨を通知しなければならない。

3 （略）

4 逃亡犯罪人引渡法第十六条第一項及び第三項から第六項まで、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第一項の命令により送還をする場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による引渡しの命令」とあり、及び同法第二十条第一項中「第十七条第一項又は第六項の規定による逃亡犯罪人の引渡しの指揮」とあるのは「国際受刑者移送法第三十九条第一項の命令」と、同法第十六条第五項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、引渡し場所、引渡しの期限及び発付の年月日」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第九号の受入受刑者（以下「受入受刑者」という。）の氏名、年齢、同法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）の名称、同法第二条第十一号の受入移送犯罪の名称、同法第二条第一号の外国刑の刑期、引渡日及び引渡し場所」と、同法第十九条第一項中「第十六条第三項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十九条第四項の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第十六条第三項」と、同法第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十一条中「請求国」とあるのは「裁判国」と、同法第二十条第一項中「と

入受刑者が収容されている刑事施設の長に対し、裁判国への引渡し（以下本条において「送還」という。）を命ずることができる。

2 法務大臣は、前項の規定により送還の命令をしたときは、当該受入受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。

3 （略）

4 逃亡犯罪人引渡法第十六条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第一項の命令により送還をする場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による引渡しの命令」とあり、及び同法第二十条第一項中「第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡しの指揮」とあるのは「国際受刑者移送法第三十九条第一項の命令」と、同法第十六条第四項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、引渡し場所、引渡しの期限及び発付の年月日」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第九号の受入受刑者（以下「受入受刑者」という。）の氏名、年齢、同法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）の名称、同法第二条第十一号の受入移送犯罪の名称、同法第二条第一号の外国刑の刑期、引渡日及び引渡し場所」と、同法第十九条第一項中「第十六条第三項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十九条第四項の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第十六条第三項」と、同法第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十一条中「請求国」とあるのは「裁判国」と、同法第二十条第一項中「示して逃亡犯罪人

「つて逃亡犯罪人の」とあるのは「とつて受入受刑者の」と、「逃亡犯罪人を」とあるのは「受入受刑者を」と、同法第二十一条中「前条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十九条第四項の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第二十条第一項」と、「逃亡犯罪人」とあるのは「受入受刑者」と読み替えるものとする。

の」とあるのは「示して受入受刑者の」と、「逃亡犯罪人を」とあるのは「受入受刑者を」と、同法第二十一条中「前条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十九条第四項の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第二十条第一項」と、「逃亡犯罪人」とあるのは「受入受刑者」と読み替えるものとする。

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（第二十七条関係）

改正案	現行
（精神保健審判員） 第六条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載され、又は記録された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもののの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。 2・3 （略） （精神保健参与員） 第十五条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載され、又は記録された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもののの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。 2・4 （略） （資料提供の求め） 第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを	（精神保健審判員） 第六条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもののの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。 2・3 （略） （精神保健参与員） 第十五条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもののの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。 2・4 （略） （資料提供の求め） 第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

いう。以下同じ。）、第三十七条第一項に規定する鑑定
の経過及び結果を記載し、又は記録した書面又は電
磁的記録その他の必要な資料の提供を求めることがで
きる。

（事実の取調べ）

第二十四条（略）

2（略）

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めると
きは、証人尋問、鑑定、検証、押収（刑事訴訟法第百
二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項
第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る
。）を含む。次項において同じ。）、搜索、同条第一
項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方
法による提供を命ずるものに限る。次項において単に
「電磁的記録提供命令」という。）、通訳及び翻訳を
行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に
対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を
求めることができる。ただし、差押えについては、あ
らかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべ
き物の提出を命じた後でなければ、これを行うことが
できない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、
押収、電磁的記録提供命令、搜索、通訳及び翻訳に関
する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の
規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、電磁的記録
提供命令、搜索、通訳及び翻訳について準用する。

5（略）

（事実の取調べ）

第二十四条（略）

2（略）

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めると
きは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び
翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の
団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の
協力を求めることができる。ただし、差押えについて
は、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さ
えるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行う
ことができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、
押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件
の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、
鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用
する。

5（略）

（電子情報処理組織による申立て等）

- 第二十四条の二 検察官及び付添人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述であつてこの章に規定するもの（以下この条及び次条において「申立て等」という。）については、口頭でする場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（次項及び次条において単に「ファイル」という。）に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなればならない。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。
- 3 第一項の規定は、検察官又は付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をすることができない場合には、適用しない。

（裁判所書記官によるファイルへの記録）

第二十四条の三 申立て等が、書面によりされたとき（

（新設）

（新設）

前条第一項の規定に違反してされたときを除く。）、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（呼出し及び同行）

第二十六条（略）

2・3（略）

4 第一項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

（同行状の執行）

第二十八条（略）

2・3（略）

4 同行状を執行するには、対象者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとった上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所にこれを引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

一 同行状が書面である場合 同行状を示すこと。

二 同行状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則

（呼出し及び同行）

第二十六条（略）

2・3（略）

（新設）

（同行状の執行）

第二十八条（略）

2・3（略）

4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

（新設）

（新設）

の定めるところにより、同行状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

5 同行状について前項各号に定める措置をとることができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に定める措置をとらなければならない。

6 (略)

(映像等の送受信による通話の方法による審判期日における審判)

第三十一条の二 裁判所は、審判期日における審判を行う場合において、対象者の精神障害の状態、審判の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、対象者又はその保護者若しくは付添人の意見を聴き、対象者が入院している医療機関その他の同一構内（裁判官及び精神保健審判員が審判期日における審判を行うために在席する場所と同一の構内をいう。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに対象者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審判を行うことができる。この場合において、その場所に在席した対象者は、その審判期日に出席したものとみなす。

2 保護者又は付添人は、裁判所が前項の規定により審判期日における審判を行うときは、対象者が在席する

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

6 (略)

(新設)

場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した付添人は、その審判期日に出席したものとみなす。

(記録等の閲覧又は謄写)

第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物(電磁的記録であるものを含む。以下この条において同じ。)は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

2 (略)

3 処遇事件の記録又は証拠物を、第一項の許可を受けて閲覧し若しくは謄写する場合又は前項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

(審判期日の開催)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 この節に規定する審判についての第三十一条の第二項の規定の適用については、同項中「対象者又はその保護者若しくは」とあるのは、「検察官及び」とする。

(記録等の閲覧又は謄写)

第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

2 (略)

(新設)

(審判期日の開催)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(決定の執行)

第四十五条 (略)

2 5 (略)

6 第三項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7 第二十八条の規定は、第四項及び第五項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を嘱託することができる」と読み替えるものとする。

(報告の請求及び検査)

第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第九十六条第四項及び第九十七条第一項において同じ。）を検査させることができる。

2 (略)

(資料提供の求め)

(決定の執行)

第四十五条 (略)

2 5 (略)

(新設)

6 第二十八条の規定は、前二項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を嘱託することができる」と読み替えるものとする。

(報告の請求及び検査)

第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 (略)

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 (略)

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(次条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 4 (略)

5 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(次条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時)から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。

6 (略)

7 第二十六条第四項、第二十八条第四項から第六項まで及び第三十四条第六項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 (略)

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 4 (略)

5 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時)から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。

6 (略)

7 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十四条第六項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁

項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、
「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。

8
(略)

(処遇の実施計画)

第百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、
指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整
官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の
管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府
県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に關
する法律第四十七条又は第四十九条、障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十
九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令
の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対し
てなされる援助について、その内容及び方法を記載し
、又は記録するものとする。

3
(略)

判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関
」と読み替えるものとする。

8
(略)

(処遇の実施計画)

第百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、
指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整
官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の
管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府
県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に關
する法律第四十七条又は第四十九条、障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十
九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令
の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対し
てなされる援助について、その内容及び方法を記載す
るものとする。

3
(略)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第二十八条関係）

改正案	現行
（補充裁判員） 第十條（略） 2（略） 3 補充裁判員は、訴訟に関する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第六十五条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）及び証拠物（電磁的記録であるものを含む。以下この項において同じ。）を閲覧することができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。 4（略） （裁判員候補者に関する情報の開示） 第三十一条 裁判長（第二条第三項の決定があつた場合は、裁判官。第三十九条を除き、以下この節において同じ。）は、裁判員等選任手続の期日の二日前までに、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載し、又は記録した名簿を検察官及び弁護人に送付しなければならない。	（補充裁判員） 第十條（略） 2（略） 3 補充裁判員は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。 4（略） （裁判員候補者に関する情報の開示） 第三十一条 裁判長（第二条第三項の決定があつた場合は、裁判官。第三十九条を除き、以下この節において同じ。）は、裁判員等選任手続の期日の二日前までに、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送付しなければならない。

2 (略)

(裁判員等選任手続の列席者等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、次の各号に掲げるいずれかの場所に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その裁判員等選任手続の期日に出席したものとみなす。

一 裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内(裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次号において同じ。)にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が相当と認めるもの

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前条第三項各号に掲げるいずれかの場所に裁判員候補者の全部又は一部を在席させ、映像と音

2 (略)

(裁判員等選任手続の列席者等)

第三十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなす。

5|

(略)

(刑事訴訟法等の適用に関する特例)

第六十四条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三條第 四項、第六十 九條、第七十 六條第三項、 第八十五條、 第八十八條第三 項、第二百二十 五條第一項、 第六十三條 第一項、第百 六十九條、第 二百七十一條 の八第一項及 び第四項、第 二百七十八條 の三第二項、	(略)	(略)

4|

(略)

(刑事訴訟法等の適用に関する特例)

第六十四条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三條第 四項、第六十 九條、第七十 六條第三項、 第八十五條、 第八十八條第三 項、第二百二十 五條第一項、 第六十三條 第一項、第百 六十九條、第 二百七十一條 の八第一項及 び第四項、第 二百七十八條 の三第二項、	(略)	(略)

2 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十二條第六項の規定の適用については、同項中「合議体の構	(略)	第二百九十七條第二項、第三百十六條の七第三項、第三百十六條の十一 (略) 第四百五十七條第四項、第五百七條の四、第五百七條の六第一項、第二百八十六條の三第一項、第三百十六條の三十四第五項、第三百十六條の三十九第一項から第三項まで、第四百三十五條第七号ただし書	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

2 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十二條第四項の規定の適用については、同項中「合議体の構	(略)	第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一 (略) 第四百五十七條の四、第五百十七條の六第一項、第三百十六條の三十九第一項から第三項まで、第四百三十五條第七号ただし書	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

（訴訟関係人の尋問及び供述等の電磁的記録としての記録）

第六十五条 裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録として記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、電磁的記録として記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人を尋問する場合（同項第五号から第八号までの規定による場合を除く。）においては、その証人の同意がなければ、これを行うことが

成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）

第六十五条 裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声と同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人を尋問する場合（同項第四号の規定による場合を除く。）においては、その証人の同意がなければ、これを行うことができない。

できない。

3 前項の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した電磁的記録は、裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（第八十二条において単に「ファイル」という。）に記録して調書の一部とするものとする。ただし、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがないときと明らかに認められるときは、この限りでない。

4 刑事訴訟法第四十条第三項、第八十条第三項及び第二百七十条第三項の規定は前項の規定により調書の一部とした電磁的記録の謄写について、同法第三百七条の二第四項及び第五項の規定は当該電磁的記録がその一部とされた調書の取調べについて、それぞれ準用する。

（区分事件審判に関する公判調書）

第八十二条 区分事件審判に関する公判調書は、刑事訴訟法第四十八条第四項の規定にかかわらず、各公判期日後速やかに、遅くとも当該区分事件についての部分判決を宣告するまでにファイルに記録しなければならぬ。ただし、部分判決を宣告する公判期日の公判調書及び公判期日から部分判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の公判調書は、それぞれその公判期日後十日以内に、ファイルに記録すれば足りる。

2 前項の公判調書に係る刑事訴訟法第五十一条第一項の規定による異議の申立ては、同条第二項の規定にか

3 前項の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。ただし、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがないときと明らかに認められるときは、この限りでない。

4 刑事訴訟法第四十条第二項、第八十条第二項及び第二百七十条第二項の規定は前項の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体の謄写について、同法第三百五条第五項及び第六項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについて、それぞれ準用する。

（区分事件審判に関する公判調書）

第八十二条 区分事件審判に関する公判調書は、刑事訴訟法第四十八条第三項の規定にかかわらず、各公判期日後速やかに、遅くとも当該区分事件についての部分判決を宣告するまでにこれを整理しなければならぬ。ただし、部分判決を宣告する公判期日の調書及び公判期日から部分判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は、それぞれその公判期日後十日以内に、整理すれば足りる。

2 前項の公判調書に係る刑事訴訟法第五十一条第一項の規定による異議の申立ては、同条第二項の規定にか

かわらず、遅くとも当該区分事件審判における最終の公判期日後十四日以内（前項ただし書の規定により部分判決を宣告する公判期日後にファイルに記録された公判調書については、ファイルに記録された日から十四日以内）にこれをしなければならない。

（刑事訴訟法第二百九十二条の二の意見の陳述）
第八十八条 区分事件に含まれる被告事件についての刑

事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述又は同条第七項の規定による意見の提出は、併合事件審判における審理において行うものとする。ただし、併合事件審判における審理において行うことが困難である場合その他当該被告事件を含む区分事件の審理において行うことが相当と認めるときは、当該区分事件の審理において行うことができる。

かわらず、遅くとも当該区分事件審判における最終の公判期日後十四日以内（前項ただし書の規定により部分判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内）にこれをしなければならない。

（刑事訴訟法第二百九十二条の二の意見の陳述）
第八十八条 区分事件に含まれる被告事件についての刑

事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述又は同条第七項の規定による意見を記載した書面の提出は、併合事件審判における審理において行うものとする。ただし、併合事件審判における審理において行うことが困難である場合その他当該被告事件を含む区分事件の審理において行うことが相当と認めるときは、当該区分事件の審理において行うことができる。

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（第二十九条関係）

改正案	現行
（裁定の方式等） 第十二条（略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送達することができないときは、検察官が裁定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることができる。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があったものとみなす。	（裁定の方式等） 第十二条（略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送達することができないときは、検察官が裁定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもって同項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があったものとみなす。

○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（第三十条関係）

改正案	現行
（外務大臣の措置） 第四条 外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、国際刑事裁判所が発する協力請求書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）又は外務大臣の作成した協力の請求があつたことを証明する書面若しくは電磁的記録（電磁的記録を含む。以下同じ。）を添え、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。 （法務大臣の措置） 第六条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、次項又は第三項に規定する措置をとるものとする。 一 六 （略） 二 前項の規定により法務大臣がとる措置は、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかとする。 一 （略） 二 国家公安委員会に証拠の提供に係る協力の請求に	（外務大臣の措置） 第四条 外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、国際刑事裁判所が発する協力請求書又は外務大臣の作成した協力の請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。 （法務大臣の措置） 第六条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、次項又は第三項に規定する措置をとるものとする。 一 六 （略） 二 前項の規定により法務大臣がとる措置は、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかとする。 一 （略） 二 国家公安委員会に証拠の提供に係る協力の請求に

関する書面又は電磁的記録を送付すること。

三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている国の機関の長に証拠の提供に係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録を送付すること。

3 第一項に規定する協力の請求が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類（電磁的記録を含む。以下この項及び第十條第四項において同じ。）の提供に係るものであるときは、法務大臣は、その訴訟に関する書類の保管者に協力の請求に関する書面又は電磁的記録を送付するものとする。

4
（略）

（国家公安委員会の措置）

第七條 国家公安委員会は、前條第二項第二号の書面又は電磁的記録の送付を受けたときは、相当と認める警察庁又は都道府県警察に対し、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を指示するものとする。この場合において、都道府県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察に係る書類を送付するものとする。

（虚偽の証明書の提出に対する罰則）

第九條 前條において準用する国際捜査共助等に関する法律第八條第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書（電磁的記録をもって作成するものを含む。）を提出したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

関する書面を送付すること。

三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている国の機関の長に証拠の提供に係る協力の請求に関する書面を送付すること。

3 第一項に規定する協力の請求が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、法務大臣は、その書類の保管者に協力の請求に関する書面を送付するものとする。

4
（略）

（国家公安委員会の措置）

第七條 国家公安委員会は、前條第二項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める警察庁又は都道府県警察に対し、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を指示するものとする。この場合において、都道府県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察に係る書類を送付するものとする。

（虚偽の証明書の提出に対する罰則）

第九條 前條において準用する国際捜査共助等に関する法律第八條第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(処分を終えた場合等の措置)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第三項の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、当該訴訟に関する書類又はその謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを送付しなければならない。ただし、直ちにこれを送付することに支障があると認めるときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(協力をしない場合の通知)

第十二条 法務大臣は、第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項の規定による措置をとつた後において、同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当すると認めて、証拠の提供に係る協力をしないこととするときは、遅滞なく、その旨を証拠の提供に係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けた者に通知するものとする。

(法務大臣の措置)

第十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定によ

2 (略)

(処分を終えた場合等の措置)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第三項の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、当該書類又はその謄本を送付しなければならない。ただし、直ちにこれを送付することに支障があると認めるときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(協力をしない場合の通知)

第十二条 法務大臣は、第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項の規定による措置をとつた後において、同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当すると認めて、証拠の提供に係る協力をしないこととするときは、遅滞なく、その旨を証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

(法務大臣の措置)

第十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定によ

り裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けた場合において、第六条第一項各号のいずれにも該当しないときは、相当と認める地方裁判所に対し、当該協力の請求に関する書面又は電磁的記録を送付するものとする。

（裁判所の措置等）

第十五条 外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法（明治三十八年法律第六十三号）第一条第二項、第一条ノ二第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）、第二条及び第三条の規定は、裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力について準用する。この場合において、同法第一条ノ二第一項第二号中「記載シタル書面」とあるのは「記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ第三号及第四号ニ於テ同ジ）」と、同項第三号中「記載シタル書面」とあるのは「記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録」と、「添附シタル」とあるのは「添へタル」と、同項第四号中「嘱託書」とあるのは「国際刑事裁判所ガ発スル協力請求書（電磁的記録ヲ含ム）」と、「関係書類」とあるのは「関係書類（電磁的記録ヲ含ム）」と、「添附スル」とあるのは「添へル」と読み替えるものとする。

2

（略）

（受刑者証人等移送の決定等）

り裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六条第一項各号のいずれにも該当しないときは、相当と認める地方裁判所に対し、当該協力の請求に関する書面を送付するものとする。

（裁判所の措置等）

第十五条 外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法（明治三十八年法律第六十三号）第一条第二項、第一条ノ二第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）、第二条及び第三条の規定は、裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力について準用する。

2

（略）

（受刑者証人等移送の決定等）

第十七条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けた場合において、第六条第一項第四号及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該請求に応ずることが相当であると認めるときは、三十日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面又は電磁的記録による同意がないとき。

二・三 (略)
2 4 (略)

(国内受刑者の引渡しに関する措置等)

第十八条 法務大臣は、前条第四項において準用する国際捜査共助等に関する法律第十九条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証(電磁的記録をもって作成するものを含む。次項及び第三項において同じ。)を送付しなければならない。

2 4 (略)

(法務大臣の措置)

第二十条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高

第十七条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第六条第一項第四号及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該請求に応ずることが相当であると認めるときは、三十日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないとき。

二・三 (略)
2 4 (略)

(国内受刑者の引渡しに関する措置等)

第十八条 法務大臣は、前条第四項において準用する国際捜査共助等に関する法律第十九条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

2 4 (略)

(法務大臣の措置)

第二十条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査

。等裁判所に審査の請求をすべき旨を命ずるものとする。

一五 (略)

2 (略)

(引渡犯罪人の拘禁)

第二十一条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第五条第二項から第五項まで、第六条及び第七条の規定は、前項の拘禁許可状による引渡犯罪人の拘禁について準用する。この場合において、同法第五条第四項中「引渡犯罪名、請求国の名称」とあるのは、「引渡犯罪名」と読み替えるものとする。

(審査の請求)

第二十二条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第八条第一項後段、第二項及び第三項、第八条の二並びに第八条の三の規定は、引渡犯罪人の引渡しに係る前項の審査の請求について準用する。この場合において、同法第八条の二中「同条第二項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二条第二項において準用する第八条第二項」と読み替えるものとする。

(東京高等裁判所の審査)

第二十三条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第九条の規定は前条第一項の審査の請求に係る東京高等裁判所の審査について、同法第

の請求をすべき旨を命ずるものとする。

一五 (略)

2 (略)

(引渡犯罪人の拘禁)

第二十一条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、前項の拘禁許可状による引渡犯罪人の拘禁について準用する。この場合において、同法第五条第三項中「請求国の名称、有効期間」とあるのは、「有効期間」と読み替えるものとする。

(審査の請求)

第二十二条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第八条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、引渡犯罪人の引渡しに係る前項の審査の請求について準用する。

(東京高等裁判所の審査)

第二十三条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第九条の規定は前条第一項の審査の請求に係る東京高等裁判所の審査について、同法第

十条第二項から第四項までの規定は前項の決定について、同法第十一条の規定は第二十条第一項の規定による命令の取消しについて、同法第十二条の規定は引渡犯罪人の釈放について、同法第十三条の規定は当該審査に係る裁判書について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九条第三項ただし書中「次条第一項第一号又は第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三条第一項第一号又は第三号」と、同法第十条第二項中「前項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三条第一項」と、同法第十一条第一項中「第三条の」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四条の」と、「請求国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「受け、又は同条第二号に該当するに至った」とあるのは「受けた」と、同条第二項中「第四条第一項の」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第一項の」と、「第八条の三各号」とあるのは「同法第二十二条第二項において準用する第八条の三各号」と、同法第十二条中「第十条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三条第一項第一号若しくは第三号」と読み替えるものとする。

(審査手続の停止)
第二十四条 (略)

2 6 (略)
7 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項まで

十条第二項及び第三項の規定は前項の決定について、同法第十一条の規定は第二十条第一項の規定による命令の取消しについて、同法第十二条の規定は引渡犯罪人の釈放について、同法第十三条の規定は当該審査に係る裁判書の謄本について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九条第三項ただし書中「次条第一項第一号又は第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二十三条第一項第一号又は第三号」と、同法第十一条第一項中「第三条の」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四条の」と、「請求国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「受け、又は第三条第二号に該当するに至った」とあるのは「受けた」と、同条第二項中「第四条第一項の」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第一項の」と、「第四条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、「第八条第三項」とあるのは「同法第二十二条第二項において準用する第八条第三項」と、同法第十二条中「第十条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三条第一項第一号若しくは第三号」と読み替えるものとする。

(審査手続の停止)
第二十四条 (略)

2 6 (略)
7 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項まで

の規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一条第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとする。

8
(略)

(引渡犯罪人の引渡しに関する法務大臣の命令等)
第二十五条 (略)

2
5 (略)

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一条第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとする。

(引渡犯罪人の引渡し of 命令 of 延期)
第二十六條 (略)

2
5 (略)

6 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一条第二項において準用する第五条第五項」と読み

の規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

8
(略)

(引渡犯罪人の引渡しに関する法務大臣の命令等)
第二十五条 (略)

2
5 (略)

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

(引渡犯罪人の引渡し of 命令 of 延期)
第二十六條 (略)

2
5 (略)

6 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

替えるものとする。

（拘禁が困難な場合における拘禁の停止及びその取消し）

第二十七条（略）

27（略）

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において、同條第四項第一号中「第五條第五項」とあるのは、「國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一條第二項において準用する第五條第五項」と読み替えるものとする。

（拘禁の停止中の失効）

第二十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四條第五項、第二十五條第五項、第二十六條第三項又は前條第一項の規定により停止されている拘禁は、その効力を失う。

一 引渡犯罪人に対し、第二十三條第一項第一号又は第三号の決定について、裁判書の謄本又は同條第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十條第四項に規定する電磁的記録が送達されたとき。

二・三（略）

（引渡犯罪人の引渡しに関する措置）

第三十一條 逃亡犯罪人引渡法第十六條（第五項を除く。）、第十七條第一項、第十八條及び第十九條の規定

（拘禁が困難な場合における拘禁の停止及びその取消し）

第二十七条（略）

27（略）

8 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により引渡犯罪人の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

（拘禁の停止中の失効）

第二十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四條第五項、第二十五條第五項、第二十六條第三項又は前條第一項の規定により停止されている拘禁は、その効力を失う。

一 引渡犯罪人に対し、第二十三條第一項第一号又は第三号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二・三（略）

（引渡犯罪人の引渡しに関する措置）

第三十一條 逃亡犯罪人引渡法第十六條第一項から第三項まで、第十七條第一項、第十八條及び第十九條の規

(仮拘禁の命令)

第三十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により仮拘禁に係る協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けたときは、第二十条第一項各号（第一号については、第十九条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると認める場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁をすべき旨を命じなければならない。

(仮拘禁に関する措置)

第三十五条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第五条第二項から第五項まで、第六条及び第七条の規定は前項の仮拘禁許可状による仮拘禁犯罪人の拘禁について、同法第二十六条の規定は仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人の釈放について、同法第二十七条の規定は仮拘禁許可状が発せられている仮拘禁犯罪人について第二十条第一項の規定による命令があった場合について、同法第二十八条の規定は前条に規定する書面又は電磁的記録の送付があった後に国際刑事裁判所から仮拘禁犯罪人の引渡しの請求をしない旨の通知があった場合について、同法第二十九条の規定は仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五条第四項中「引渡犯罪名、請求国の名称」とあるのは「引渡犯罪名」と、同法第二十六条第一項中「第三条の規定による」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第一項に規定する書面又は電磁的記録の」と、「第

(仮拘禁の命令)

第三十四条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により仮拘禁に係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、第二十条第一項各号（第一号については、第十九条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると認める場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁をすべき旨を命じなければならない。

(仮拘禁に関する措置)

第三十五条 (略)

2 逃亡犯罪人引渡法第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は前項の仮拘禁許可状による仮拘禁犯罪人の拘禁について、同法第二十六条の規定は仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人の釈放について、同法第二十七条の規定は仮拘禁許可状が発せられている仮拘禁犯罪人について第二十条第一項の規定による命令があった場合について、同法第二十八条の規定は前条に規定する書面の送付があった後に国際刑事裁判所から仮拘禁犯罪人の引渡しの請求をしない旨の通知があった場合について、同法第二十九条の規定は仮拘禁許可状により拘禁されている仮拘禁犯罪人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五条第三項中「請求国の名称、有効期間」とあるのは「有効期間」と、同法第二十六条第一項中「第三条の規定による引渡しの請求に関する」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十条第一項に規定する」と、「第四条第一項各号」とあ

四条第一項各号」とあるのは「同項各号」と、同法第二十七条第三項中「第八条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二條第二項において準用する第八条第一項後段」と、同法第二十九条中「拘束された日から二箇月（引渡条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間）」とあるのは「拘束された日の翌日から六十日」と読み替えるものとする。

3
(略)

4 第二十七条第二項から第七項まで及び逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第五項までの規定は、前項の規定による仮拘禁犯罪人の拘禁の停止及び当該拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第三十五條第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとする。

5・6
(略)

(法務大臣の措置)

第三十九条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により執行協力の請求に関する書面又は電磁的記録の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずるものとする。

一 五
(略)

2・3
(略)

るのは「同項各号」と、同法第二十七条第三項中「第八条第一項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二條第二項において準用する第八条第一項後段」と、同法第二十九条中「拘束された日から二箇月（引渡条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間）」とあるのは「拘束された日の翌日から六十日」と読み替えるものとする。

3
(略)

4 第二十七条第二項から第七項まで及び逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第五項までの規定は、前項の規定による仮拘禁犯罪人の拘禁の停止及び当該拘禁の停止を取り消した場合について準用する。

5・6
(略)

(法務大臣の措置)

第三十九条 法務大臣は、外務大臣から第四条の規定により執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずるものとする。

一 五
(略)

2・3
(略)

(没収保全命令)
第四十四条 (略)

2 (略)

3 組織的犯罪処罰法第二十二條第三項から第六項まで及び第八項並びに第二十三條第七項の規定は、第一項の没収保全命令又は前項の附帯保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二條第三項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二條第十号に規定する没収刑又は被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、「公訴事実」とあるのは「同條第十二号に規定する請求犯罪」と、同條第六項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十四條第一項若しくは第二項」と、組織的犯罪処罰法第二十三條第七項中「第一項又は第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十三條第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 組織的犯罪処罰法第二十三條第八項及び第九項並びに第六十八條の規定は、前項の場合における没収保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十三條第八項中「公訴の提起があった」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一條1に規定する審理が開始された」と、「被告人」とあるのは「当該審理の対象とされる者」と、組織的犯罪処罰法第六十八條第一項中「没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない」と

(没収保全命令)
第四十四条 (略)

2 (略)

3 組織的犯罪処罰法第二十二條第三項、第四項及び第六項並びに第二十三條第六項の規定は、第一項の没収保全命令又は前項の附帯保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二條第三項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二條第十号に規定する没収刑又は被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、「公訴事実」とあるのは「同條第十二号に規定する請求犯罪」と、同條第四項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十四條第一項若しくは第二項」と、組織的犯罪処罰法第二十三條第六項中「第一項又は第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十三條第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 組織的犯罪処罰法第二十三條第七項及び第六十八條の規定は、前項の場合における没収保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十三條第七項中「公訴の提起があった」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一條1に規定する審理が開始された」と、「被告人」とあるのは「当該審理の対象とされる者」と、組織的犯罪処罰法第六十八條第一項中「没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない」とあるのは「国

あるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第十号に規定する没収刑又は被害回復命令のための保全に係る同号に規定する執行協力の請求が国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理が開始されていない」と、「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴が提起された」とあるのは「当該審理が開始された」と、同条第二項中「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴を提起できない」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理を行うことができない」と読み替えるものとする。

6
(略)

(追徴保全命令)
第四十六条 (略)

2 組織的犯罪処罰法第二十二條第六項、第二十三條第七項及び第四十二條第二項から第六項までの規定は、前項の追徴保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二條第六項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十六條第一項」と、組織的犯罪処罰法第二十三條第七項中「第一項又は第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十五條第一項」と、組織的犯罪処罰法第四十二條第三項及び第四項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第十号に規定する被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、同項中「公訴事実」とあるのは「同条第十二号に規定

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第十号に規定する没収刑又は被害回復命令のための保全に係る同号に規定する執行協力の請求が国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理が開始されていない」と、「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴が提起された」とあるのは「当該審理が開始された」と、同条第二項中「要請国」とあるのは「国際刑事裁判所」と、「公訴を提起できない」とあるのは「国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理を行うことができない」と読み替えるものとする。

6
(略)

(追徴保全命令)
第四十六条 (略)

2 組織的犯罪処罰法第二十二條第四項、第二十三條第六項及び第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の追徴保全命令について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第二十二條第四項中「第一項若しくは第二項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十六條第一項」と、組織的犯罪処罰法第二十三條第六項中「第一項又は第四項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第四十五條第一項」と、組織的犯罪処罰法第四十二條第三項及び第四項中「被告人」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二条第十号に規定する被害回復命令の裁判を受けるべき者」と、同項中「公訴事実」とあるのは「同条第十二号に規定

する請求犯罪」と、同条第五項第二号中「電子計算機」とあるのは「電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）」と、同条第六項中「ファイル」とあるのは「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十七条 この節に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については組織的犯罪処罰法第三章、第四章（第二十二条、第二十三条、第三十二条、第三十三条、第四十二条、第四十三条、第四十七条及び第四十八条を除く。）及び第六十九条から第七十二条まで、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を、執行協力の請求を受理した場合における措置については逃亡犯罪人引渡法第八条第二項及び第三項、第八条の二並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

第五十二条 国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六条第一項第四号に該

する請求犯罪」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十七条 この節に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については組織的犯罪処罰法第三章、第四章（第二十二条、第二十三条、第三十二条、第三十三条、第四十二条、第四十三条、第四十七条及び第四十八条を除く。）及び第六十九条から第七十二条まで、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を、執行協力の請求を受理した場合における措置については逃亡犯罪人引渡法第八条第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

第五十二条 国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六条第一項第四号に該

当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。

一 (略)

二 第六条第二項第三号の国の機関の長に当該措置の請求に関する書面又は電磁的記録を送付すること。

2
(略)

(電子計算機損壊等職務執行妨害)

第六十四条の二 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。

一 (略)

二 第六条第二項第三号の国の機関の長に当該措置の請求に関する書面を送付すること。

2
(略)

(新設)

改正案	現行
（刑事施設等に收容中の者の不定期刑の終了の処分） 第四十四条（略） 2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに、その対象とされた者が收容されている刑事施設の長又は少年院の長に対し、その旨を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により通知するとともに、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければならぬ。ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。 3（略） 4 第二項の規定によりされた電磁的記録による通知（電気通信回線を通じてされたものに限る。）は、刑事施設又は少年院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された時に当該刑事施設又は少年院に到達したものとみなす。 （少年法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護処分の執行のため少年院に收容中の者の退院を許す処分）	（刑事施設等に收容中の者の不定期刑の終了の処分） 第四十四条（略） 2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに、その対象とされた者が收容されている刑事施設の長又は少年院の長に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。 3（略） （新設） （少年法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護処分の執行のため少年院に收容中の者の退院を許す処分）

第四十六条 (略)

2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書（電磁的記録をもって作成するものを含む。）を提供しなければならぬ。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

(出頭の命令及び引致)

第六十三条 (略)

2 6 (略)

7 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六十二条第二項、第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文及び第三項の規定（勾引に関する部分に限る。）は、第二項又は第三項の引致状及びこれらの規定による保護観察対象者の引致について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「罪名、公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六条第一項本文中「公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨」とあるのは「引致の理由」と、同法第六十四条第一項第二号中「検察官及び検察事務官又は司法警察職員（第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）」とあるのは「保護観察官（更生保護法第六十三条第六項

第四十六条 (略)

2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。

(出頭の命令及び引致)

第六十三条 (略)

2 6 (略)

7 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文及び第三項の規定（勾引に関する部分に限る。）は、第二項又は第三項の引致状及びこれらの規定による保護観察対象者の引致について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「罪名、公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六条第一項本文中「公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨」とあるのは「引致の理由」と、同法第六十四条第一項中「裁判長又は受命裁判官」とあるのは「裁判官」と、同法第七十四条中「刑事施設」とあるのは「刑事施設又は少年鑑別所」と、同法第七十六条第三項中「告知及び前項の教示」とあるのは「告知」と、「合議体の構成員又は裁

8
5
10
(略)

第七十九条 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者

なければならない。

8
5
10
(略)

第七十九条 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者

同条第二項に規定する申出をしなければならない。

○ 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）（第三十二条関係）

改正案	現行
（収容のための連戻し） 第八十九条（略） 2（略） 3 第一項ただし書（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の連戻状は、少年院の長の請求により、その少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四十条及び第三十六条の規定を準用する。 4 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四百四十条第三号において同じ。）によることができる。 （災害時の避難及び解放） 第九十条（略） 2 5（略） 6 前条第三項及び第四項の規定は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の連戻状について準用する。 （保護処分在院者の出院）	（収容のための連戻し） 第八十九条（略） 2（略） 3 第一項ただし書（前項において準用する場合を含む。）の連戻状は、少年院の長の請求により、その少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四十条及び第三十六条の規定を準用する。 （新設） （災害時の避難及び解放） 第九十条（略） 2 5（略） 6 前条第三項の規定は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の連戻状について準用する。 （保護処分在院者の出院）

第四百十条 保護処分在院者の出院は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 出院の根拠となる文書若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が少年院に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録が電気通信回線を通じて少年院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された時から十時間以内

第四百十条 保護処分在院者の出院は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 出院の根拠となる文書が少年院に到達した時から十時間以内

○ 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（第三十三条関係）

改正案	現行
（家庭裁判所等の求めによる鑑別等） 第十七条（略） 2 少年鑑別所の長は、前項の規定による鑑別を終えたときは、速やかに、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十八条第四項において同じ。）により、鑑別を求めた者に対し、鑑別の結果を通知するものとする。 3（略） （收容のための連戻し） 第七十八条（略） 2（略） 3 第一項ただし書（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の連戻状は、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。 4 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。 （災害時の避難及び解放）	（家庭裁判所等の求めによる鑑別等） 第十七条（略） 2 少年鑑別所の長は、前項の規定による鑑別を終えたときは、速やかに、書面で、鑑別を求めた者に対し、鑑別の結果を通知するものとする。 3（略） （收容のための連戻し） 第七十八条（略） 2（略） 3 第一項ただし書（前項において準用する場合を含む。の連戻状は、少年鑑別所の長の請求により、その少年鑑別所の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。この場合においては、少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。 （新設） （災害時の避難及び解放）

第七十九条（略）

2 5 （略）

6 前条第三項及び第四項の規定は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の連戻状について準用する。

第七十九条（略）

2 5 （略）

6 前条第三項の規定は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の連戻状について準用する。

○ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）（第三十四条関係）

改正案

（逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の引渡し）

第四条（略）

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を檢察官に送致しなければならない。

（オーストラリア軍隊によつて逮捕された者の受領）
第五条 檢察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から日本の法令による罪を犯したオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、被疑者の引渡しを受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならぬ。この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があつたときは、当該逮捕状に代わるものについて同条

現行

（逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の引渡し）

第四条（略）

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物と共に事件を檢察官に送致しなければならない。

（オーストラリア軍隊によつて逮捕された者の受領）
第五条 檢察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から日本の法令による罪を犯したオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならぬ。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第三項の規定による措置をとって、その引渡しを受け
ることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第三項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた時から起算する。

(オーストラリア軍隊の財産の差押え、搜索等)

第六条 オーストラリア軍隊の財産(オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、日本国内に所在するオーストラリアの軍隊の財産であつて、オーストラリア軍隊の用に供されていたものを含む。)(一)についての搜索(搜索状の執行を含む。)(二)差押え(差押状の執行を含む。)(三)刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。)(四)又は検証(検証状の執行を含む。)(五)は、檢察官若しくは司法警察員がオーストラリア軍隊(オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、オーストラリアの軍隊。以下この条において同じ。)(六)の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員からオーストラリア軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第二項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた時から起算する。

(オーストラリア軍隊の財産の差押え、搜索等)

第六条 オーストラリア軍隊の財産(オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、日本国内に所在するオーストラリアの軍隊の財産であつて、オーストラリア軍隊の用に供されていたものを含む。)(一)についての搜索(搜索状の執行を含む。)(二)差押え(差押状の執行を含む。)(三)記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。)(四)又は検証(検証状の執行を含む。)(五)は、檢察官若しくは司法警察員がオーストラリア軍隊(オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、オーストラリアの軍隊。以下この条において同じ。)(六)の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員からオーストラリア軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証は、その裁判所若しくは裁判官がオーストラリア軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官からオーストラリア軍隊の権限ある者に囑託して

その裁判所若しくは裁判官がオーストラリア軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官からオーストラリア軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

(オーストラリア軍隊等への書類等の提供等)

第七条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、次に掲げる措置をとることができる。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

2 | 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示

行うものとする。

(オーストラリア軍隊等への書類又は証拠物の提供等)

第七条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九条 検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができる。

2・3 (略)

第九条 検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2・3 (略)

○ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力のため、円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）（第三十五条関係）

改正案	現行
（逮捕された英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員の引渡し） 第四条（略） 2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を英国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を檢察官に送致しなければならない。 （英国軍隊によつて逮捕された者の受領） 第五条 檢察官又は司法警察員は、英国軍隊から日本国の法令による罪を犯した英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、被疑者の引渡しを受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があつたときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとつて	（逮捕された英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員の引渡し） 第四条（略） 2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を英国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物と共に事件を檢察官に送致しなければならない。 （英国軍隊によつて逮捕された者の受領） 第五条 檢察官又は司法警察員は、英国軍隊から日本国の法令による罪を犯した英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

、その引渡しを受けることができる。

4 2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第三項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた時から起算する。

(英国軍隊の財産の差押え、搜索等)

第六条 英国軍隊の財産(英国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、日本国内に所在する英国の軍隊の財産であつて、英国軍隊の用に供されていたものを含む。)についての搜索(搜索状の執行を含む。)、差押え(差押状の執行を含む。)、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。)又は検証(検証状の執行を含む。以下この条において「検証」という。)は、検察官若しくは司法警察員が英国軍隊(英国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、英国の軍隊。以下この条において同じ。)の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から英国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、その裁判所若しくは裁判官が英国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から英国軍隊の権限ある者に囑託して行

4 2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第二項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた時から起算する。

(英国軍隊の財産の差押え、搜索等)

第六条 英国軍隊の財産(英国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、日本国内に所在する英国の軍隊の財産であつて、英国軍隊の用に供されていたものを含む。)についての搜索(搜索状の執行を含む。)、差押え(差押状の執行を含む。)、記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。以下この条において「記録命令付差押え」という。)又は検証(検証状の執行を含む。以下この条において「検証」という。)は、検察官若しくは司法警察員が英国軍隊(英国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、英国の軍隊。以下この条において同じ。)の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から英国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証は、その裁判所若しくは裁判官が英国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から英国軍隊の権限ある者に囑託して行

うものとする。

（英国軍隊等への書類等の提供等）

第七条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、次に掲げる措置をとることができる。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

2 |

前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する

（英国軍隊等への書類又は証拠物の提供等）

第七条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

方法によるものとする。

第九条 検察官又は司法警察員は、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができる。

2・3 (略)

第九条 検察官又は司法警察員は、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2・3 (略)

○ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）（第三十六条関係）

改正案	現行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等 第一節（略） 第二節 消去等の措置（第十条―第十一条の二） 第三節（略） 第四節 消去等の実施等（第二十二条―第二十五条の三） 第五節～第八節（略） 附則 第八条 次に掲げる物は、没収することができる。 一（略） 二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。以下同じ。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物を	目次 第一章～第三章（略） 第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等 第一節（略） 第二節 消去等の措置（第十条・第十一条） 第三節（略） 第四節 消去等の実施等（第二十二条―第二十五条） 第五節～第八節（略） 附則 第八条 次に掲げる物は、没収することができる。 一（略） 二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第二項及び第十条第一項第一号口において同じ。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同

いう。第十条第一項第一号ロ及び第十一条の二第一号ロにおいて同じ。）を複写した物

2
(略)

(対象電磁的記録の複写不許可決定)

第十一条の二 検察官は、保管電磁的記録（刑事訴訟法第二百十八条第一項又は第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令（同法第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この条及び第十七条第一項第四号において単に「電磁的記録提供命令」という。）により検察官、検察事務官又は司法警察職員の管理に係る記録媒体に移転された電磁的記録であつて検察官が保管しているものをいう。以下この条及び第十二条の二において同じ。）が第一号に掲げる電磁的記録に該当するときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。

一 次に掲げる電磁的記録

イ 第九条第一項第一号に掲げる電磁的記録
ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物に記録された私事性的画像記録又はこれらを複写した電磁的記録

法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。第十条第一項第一号ロにおいて同じ。）を複写した物

2
(略)

(新設)

ハ 第九条第一項第三号に掲げる電磁的記録

二 次に掲げる電磁的記録について、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百十三条第六項において準用する同法第二百二十三条の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による複写を許さないこととする決定をすること。

イ 当該保管電磁的記録

ロ 当該保管電磁的記録に係る電磁的記録提供命令により提供された他の電磁的記録（ハにおいて「他の電磁的記録」という。）が対象電磁的記録である場合における当該対象電磁的記録

ハ 他の電磁的記録が大量であることその他の事由により全ての他の電磁的記録の内容を確認することができないため、この号（ロに係る部分に限る。）に規定する決定をすることが困難であると認める場合における当該他の電磁的記録

（消去等措置のための領置等）

第十二条 検察官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において、当該押収物について同条の規定による措置（以下「消去等措置」という。）をするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付すること（同法第二百二十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第三項又は同法第五百十三条第一項において読み替えて準用する同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又

（消去等措置のための領置等）

第十二条 検察官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において、当該押収物について同条の規定による措置（以下「消去等措置」という。）をするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付することを要しない。

は電磁的記録を複写させることを含む。）を要しない。

第十二条の二 検察官は、保管電磁的記録が第十一条の

二第一号に掲げる電磁的記録に該当すると思料する場合において、同条第二号に規定する決定（以下「複写不許可決定」という。）をするときは、仮に当該保管電磁的記録及び同号ロに規定する他の電磁的記録（以下「保管電磁的記録等」という。）の複写を許さないこととする決定をするものとする。この場合において、保管電磁的記録等は、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百十三条第六項において準用する同法第百二十三条の二第一項の規定により複写させることを要しない。

第十三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならぬ。この場合において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定による還付（同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。）をすることを要しない。

一 三 （略）

2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するとき

（新設）

第十三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならぬ。この場合において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

一 三 （略）

2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するとき

は、その旨を檢察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第二項において準用する刑事訴訟法の規定による還付（同項において準用する同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。）をすることを要しない。

一〇三（略）

3 檢察官は、前二項の規定による通知に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、裁判所は、檢察官が当該押収物を領置するときは、その押収を解くものとし、檢察官が当該押収物を領置しないときは、これについて前二項に規定する還付をするものとする。

4
5 6（略）

7 檢察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、檢察官は、当該押収物を領置しないときは、これについて刑事訴訟法の規定による還付（同法第二百二十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。）をするものとする。

8
（略）

（領置目録の作成等）

は、その旨を檢察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第二項において準用する刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

一〇三（略）

3 檢察官は、第一項前段又は前項前段の規定による通知に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、裁判所は、檢察官が当該押収物を領置するときは、その押収を解くものとし、檢察官が当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

4
5 6（略）

7 檢察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、檢察官は、当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

8
（略）

（領置目録の作成等）

第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者（同条第一項若しくは第四項に規定する刑事被告事件の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。）又はこれらの者に代わるべき者に提供しなければならぬ。ただし、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

（消去等決定等の名宛人及び聴聞の特例等）

第十七条 消去等決定、第十一条の規定による命令（以下「消去命令」という。）、複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

一 三 （略）

四 複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をする場合 電磁的記録提供命令を受けた者

2 検察官は、消去等決定、消去命令又は複写不許可決定をするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（削る）

第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者（同条第一項若しくは第四項に規定する刑事被告事件の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。）又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならぬ。

（消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等）

第十七条 消去等決定又は第十一条の規定による命令（以下「消去命令」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

一 三 （略）
（新設）

2 検察官は、消去等決定又は消去命令をするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第二十二条第三項の規定の適用については、同法第十五条第四項中「（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方

3| 前項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料中対象姿態等が記録された部分については謄写を求めることができない。

4| 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定、消去命令又は複写不許可決定をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定、消去命令又は複写不許可決定をするものとする。

5|
・ 6| (略)

(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)
第十八条 (略)

2|
・ 4| (略)

第十八条の二 検察官は、複写不許可決定(第十一条の二第二号ハに係るものに限る。)をする場合において、第十七条第一項第四号に定める者から、法務省令で定めるところにより、第十一条の二第二号ロに規定する他の電磁的記録を特定してこれの複写をしたい旨の申出があり、当該他の電磁的記録が対象電磁的記録で

法により不特定多数の者が閲覧することができ的状态に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ的状态に置く措置をとる」とあるのは「を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する」と、同項及び同法第二十二条第三項中「当該措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。

4| 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料中対象姿態等が記録された部分については謄写を求めることができない。

5| 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。

6|
・ 7| (略)

(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)
第十八条 (略)

2|
・ 4| (略)

(新設)

はないと認めるときは、当該他の電磁的記録の複写を
許すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のい
ずれかに該当するときは、同項の規定による複写を許
さないことができる。

一 前項の申出をした者が同項の規定による複写に関
する検察官の指示に従わないとき。

二 技術的理由その他の事由により、複写をすること
が困難であると認められるとき。

三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の
濫用と認められるとき。

3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をする
に当たり、必要があると認めるときは、その者に対し
、第十一条の二第二号ロに規定する他の電磁的記録を
確認する機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は
、複写不許可決定において定めるものとする。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十九条 検察官は、第十八条第一項及び前条第一項の
申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否か
を判断するため必要があると認めるときは、当該申出
をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係る電磁
的記録が対象電磁的記録ではないことの裏付けとなる
合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる
。この場合において、当該申出をした者が当該資料を
提出しないときは、第十八条第一項及び前条第一項の
規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十九条 検察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記
録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必要
があるとき認めるときは、当該申出をした者に対し、期
間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的
記録ではないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す
資料の提出を求めることができる。この場合において
、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、
同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的
記録は対象電磁的記録とみなす。

(消去等決定等の方式等)

2 検査官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達しなければならない。

一、三（略）

四 複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をした場合 第十七条第一項第四号に定める者

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他第一項の書面の謄本を送達することができないときは、検察官が当該書面の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、その旨が記載された書面を当該検察官が所属する検察庁の揭示場に揭示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができると置く措置をとることをもって前項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。

(保管電磁的記録等の複写の許可等)

(消去等決定及び消去命令の方式等)

2 検査官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達しなければならない。

一
三
（略）

(新設)

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他第一項の書面の謄本を送達することができないときは、檢察官が当該書面の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を当該檢察官が所属する檢察庁の揭示場に揭示することをもつて前項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、揭示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。

第二十五条の二 検察官は、次の各号に掲げる場合には

、当該各号に定める電磁的記録の複写を許さなければならない。

一 次に掲げる場合 保管電磁的記録等

イ 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、複写不許可決定をする必要がないと認めた場合

ロ 第二十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）

の規定により複写不許可決定の全部を取り消す旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。

ハ 複写不許可決定の取消しの訴え又は複写不許可決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

ニ イからハまでに掲げる場合のほか、検察官が、保管電磁的記録等について、保管の必要がないと認めた場合

二 複写不許可決定（第十一条の二第二号イ又はロに係るものに限る。）をした場合 保管電磁的記録等のうち当該複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの

三 第二十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により複写不許可決定の一部を取り消し、又は変更する旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき 保管電磁的記録等のうち、一部が取り消され、又は変更

（新設）

された後の複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの

2| 検察官は、前項の規定による複写を許された者の住所若しくは居所が分らないため、又はその他の事由により、同項の規定による複写をさせることができない場合には、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3| 前項の規定による公告に係る電磁的記録について、公告の日から六月を経過しても複写の請求がないときは、検察官は、これを複写させることを要しない。

4| 検察官は、保管電磁的記録等のうちに、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者に複写させるべき電磁的記録があることが明らかな場合には、これをその者に複写させなければならない。

5| 前項の規定は、民事訴訟の手續に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

(複写許可に係る電磁的記録の複写をしない場合の措置)

第二十五条の三 検察官は、第十八条の二第一項又は前条第一項の規定により複写を許した電磁的記録について、複写を許した日から起算して六月を経過する日までに、その複写を許された者がその複写をしないときは、これを複写させることを要しない。

(検察庁の長に対する審査の申立て)

第二十六条 次の各号に掲げる処分その他の行為(以下「処分等」という。)に不服がある者は、当該各号に

(新設)

(検察庁の長に対する審査の申立て)

第二十六条 次の各号に掲げる処分その他の行為(以下「処分等」という。)に不服がある者は、当該各号に

定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長（当該検察官が区検察庁の検察官である場合については、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。）に対し、審査の申立てをすることができる。

一 消去等決定、消去命令、複写不許可決定又は第十条の二の規定による決定 第二十条第一項の書面の謄本の送達があつた日の翌日

2・3 (略)

(調査等)

第四十条 検察官は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に対し、報告、文書若しくは電磁的記録その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めること。

二 (略)

三 対象領置物件若しくは保管電磁的記録等についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

2 検察官は、消去命令に従つて対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認める

定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長（当該検察官が区検察庁の検察官である場合については、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。）に対し、審査の申立てをすることができる。

一 消去等決定又は消去命令 第二十条第一項の書面の謄本の送達があつた日の翌日

2・3 (略)

(調査等)

第四十条 検察官は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に対し、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めること。

二 (略)

三 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

2 検察官は、消去命令に従つて対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認める

ときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書若しくは電磁的記録その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

3・4 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第十八条の二第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書若しくは電磁的記録その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書若しくは電磁的記録その他の物件を提出したとき。

ときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

3・4 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したとき。

○ 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
第十四条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、檢察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。 一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は当該調書の原本に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を付記すること。 二 裁判書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合 当該裁判書又は当該調書に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を記録すること。	第十四条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、檢察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。 （新設） （新設）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（附則第二十四条関係）

改正案	現行
第百条（略） ② 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本（判決が電磁的記録である場合にあっては、当該電磁的記録）を特許庁長官に送付しなければならない。 ③ 前項の規定による送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。	第百条（略） ② 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。 ③ 前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

改正案	現行
第三十四条の二 内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写し（令状が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては、令状に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。第百条第二項において同じ。）を添えてその氏名を通知しなければならない。 ② （略） 第百条 （略） ② 内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前日までに、参議院議長に、令状の写しを添えてその氏名を通知しなければならない。 ③ ・ ④ （略） ⑤ 議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を發議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を付した要求書を参議院議長に提出しなければならない。	第三十四条の二 内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。 ② （略） 第百条 （略） ② 内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前日までに、参議院議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。 ③ ・ ④ （略） ⑤ 議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を發議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

○ 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
2 1 （略） 前項の旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、翻訳料及び費用の額については、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第三条から第七条まで及び第九条の規定を準用する。この場合において、同法第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「裁判所書記官」とあり、並びに同法第七条中「裁判所」とあるのは、「検察官」と読み替えるものとする。	2 1 （略） 前項の旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、翻訳料及び費用の額については、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第三条から第七条まで及び第九条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「検察官」と読み替えるものとする。

○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（附則第二十七条関係）

改正案	現行
（一般旅券の発給等の制限） 第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。 一 四 （略） 五 旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を行使し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第五百五十八条の規定により刑に処せられた者 六・七 （略） 2 （略）	（一般旅券の発給等の制限） 第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。 一 四 （略） 五 旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を行使し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十八条の規定により刑に処せられた者 六・七 （略） 2 （略）

○ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（附則第二十八条関係）

改正案	現行
（書類及び証拠物の閲覧） 第二十八条 公安調査官は、この法律による規制に関し、調査のため必要があるときは、検察官又は司法警察員に対して当該規制に係りのある事件に関する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を含む。）及び証拠物（電磁的記録であるものを含む。）の閲覧を求めることができる。この場合において、当該事件に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。 2 検察官又は司法警察員は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求めに応ずるものとする。	（書類及び証拠物の閲覧） 第二十八条 公安調査官は、この法律による規制に関し、調査のため必要があるときは、検察官又は司法警察員に対して当該規制に係りのある事件に関する書類及び証拠物の閲覧を求めることができる。 2 検察官又は司法警察員は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求めに応ずるものとする。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（附則第二十九条関係）

改正案	現行
（過料の裁判の執行） 第百八十九条（略） 2 （略） 3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。 4 （略）	（過料の裁判の執行） 第百八十九条（略） 2 （略） 3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。 4 （略）

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（附則第二十九条関係）

改正案	現行
（過料の裁判の執行） 第二百一十一条（略） 2 （略） 3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。 4 （略）	（過料の裁判の執行） 第二百一十一条（略） 2 （略） 3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。 4 （略）

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（附則第三十条関係）

改正案	現行
（国選弁護人の報酬等請求権の特則等） 第三十九条（略） 2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。 一 （略） 二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所書記官がその額を定めた旅費、日当及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた報酬 3 5 （略） （国選付添人の報酬等請求権の特則等） 第三十九条の二（略） 2 前項の場合においては、少年法第三十一条の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。 一 （略） 二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国	（国選弁護人の報酬等請求権の特則等） 第三十九条（略） 2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。 一 （略） 二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬 3 5 （略） （国選付添人の報酬等請求権の特則等） 第三十九条の二（略） 2 前項の場合においては、少年法第三十一条の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。 一 （略） 二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国

3 （略） 選弁護人等契約弁護士 少年法第二十二条の三第四項の規定の例により裁判所書記官がその額を定めた旅費、日当及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた報酬	3 （略） （国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等）第三十九条の三 （略） 2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十七条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。 一 （略） 二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士 犯罪被害者等保護法第十四条第四項の規定の例により裁判所書記官がその額を定めた旅費、日当及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた報酬 3 （略）
3 （略） 選弁護人等契約弁護士 少年法第二十二条の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬	3 （略） （国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等）第三十九条の三 （略） 2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十七条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。 一 （略） 二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士 犯罪被害者等保護法第十四条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬 3 （略）

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
（受刑者の釈放） 第七十一条 受刑者の釈放は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。 一 三 （略） 四 前三号に掲げる場合以外の場合 釈放の根拠となる文書若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が刑事施設に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が電気通信回線を通じて刑事施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された時から十時間以内 第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十一条第二項、第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第九十八条の二、第九十八条の十七第一項（第一号及び第二号に係る部分に	（受刑者の釈放） 第七十一条 受刑者の釈放は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。 一 三 （略） 四 前三号に掲げる場合以外の場合 釈放の根拠となる文書が刑事施設に到達した時から十時間以内 第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第九十八条の二、第九十八条の十七第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項

限る。）及び第四項、第九十八条の二十五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十八条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）、第二百五条第二項、第二百八十六条の二、第三百四十三条の二、第三百六十六条、第三百六十七条、第四百八十一条第二項並びに第四百九十四条の六第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条、第九十条第二項及び第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条第三項の規定を適用する。

、第九十八条の二十五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十八条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）、第二百八十六条の二、第三百四十三条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条、第九十条第二項及び第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条第三項の規定を適用する。

○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（附則第三十三条関係）

改正案	現行
（裁定のための調査等） 第八条（略） 2・3（略） 4 公安委員会は、申請者がオウム真理教犯罪被害者等に該当するかどうか及び対象犯罪行為による被害の程度を判断するに当たっては、オウム真理教犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえて申請者に対して過重な負担を課することのないようにする観点から、オウム真理教に対する破産申立事件の記録、対象犯罪行為に係る刑事事件の訴訟に関する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）、対象犯罪行為により被害を受けた者に対する労働者災害補償保険法その他の法令による給付等に係る記録等（次条第一項において単に「記録等」という。）を必要に応じ用いる等、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。	（裁定のための調査等） 第八条（略） 2・3（略） 4 公安委員会は、申請者がオウム真理教犯罪被害者等に該当するかどうか及び対象犯罪行為による被害の程度を判断するに当たっては、オウム真理教犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえて申請者に対して過重な負担を課することのないようにする観点から、オウム真理教に対する破産申立事件の記録、対象犯罪行為に係る刑事事件の訴訟に関する書類、対象犯罪行為により被害を受けた者に対する労働者災害補償保険法その他の法令による給付等に係る記録等（次条第一項において単に「記録等」という。）を必要に応じ用いる等、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（附則第三十四条関係）

改正案	現行
（その他公益上の必要による特定秘密の提供） 第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。 イ（略） ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六條の二十七第一項（同条第四項及び同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほ	（その他公益上の必要による特定秘密の提供） 第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。 イ（略） ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六條の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほ

か、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事
する者以外の者に当該特定秘密を提供することが
ない（と認められるもの）
二、四（略）
2・3（略）

か、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事
する者以外の者に当該特定秘密を提供することが
ない（と認められるもの）
二、四（略）
2・3（略）

○ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）（附則第三十四条関係）

改正案	現行
（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供） 第九条 第四条第五項、前三条、次条第一項及び第十八条第四項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。 一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。 イ （略） ロ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）第三百十六条の二十七第一項（同条第四項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する	（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供） 第九条 第四条第五項、前三条、次条第一項及び第十八条第四項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。 一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。 イ （略） ロ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）第三百十六条の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する

2 二 （略） 四 （略） 場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であつて、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがないと認められるもの	2 二 （略） 四 （略） 場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であつて、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがないと認められるもの

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第三十五条関係）

改正案	現行
第四百五十八条（略） 2 6 （略） 7 懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る刑事訴訟法第四百八十条、第四百八十二条、第四百八十四条第一項、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の言渡しは拘留の言渡しとみなす。 （国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置） 第四百九十一条（略） 2 6 （略） 7 旧受入受刑者については拘禁刑に処せられた者と、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなして、刑法第二十二條、第二十四條、第二十九條、第三十一條及び第三十三條、新刑法第二十八條、第三十二條及び第三十四條第一項、刑事訴訟法第四百七十四條、第四百八十一條、第四百八十四條の二、第四百八十七條から第四百八十九條まで、第五百二條から第五百四條まで、第五百七條から第五百十條まで、第五百十二條、第五百十三條第一項、第二項、第六項及び第十一項から第	第四百五十八条（略） 2 6 （略） 7 懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る新刑事訴訟法第四百八十条、第四百八十二条、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の言渡しは拘留の言渡しとみなす。 （国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置） 第四百九十一条（略） 2 6 （略） 7 旧受入受刑者については拘禁刑に処せられた者と、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなして、刑法第二十二條、第二十四條、第二十九條、第三十一條及び第三十三條、新刑法第二十八條、第三十二條及び第三十四條第一項、刑事訴訟法第四百七十四條、第四百八十一條、第四百八十四條の二、第四百八十七條から第四百八十九條まで、第五百二條から第五百四條まで、第五百七條から第五百十條まで、第五百十二條、第五百十三條第一項、第二項及び第九項から第十一項まで

十三項まで並びに第五百十三条の二から第五百十六条まで、新刑事訴訟法第四百八十条、第四百八十二条、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条、少年法第二条第一項、第二十七条第一項、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文、新少年法第五十六条及び第五十七条、第二号改正後更生保護法第三条、第十四条、第十六条、第三十条、第三十八条、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第二号ハに係る部分を除く。）、第五十一条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第二項第七号に係る部分を除く。）、第五十七条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第一項第四号に係る部分を除く。）、第六十一条、第六十三条、第六十五条、第六十五条の三、第八十二条、第八十四条、第八十六条、第八十八条並びに第八十八条の二、更生保護法第四条第二項、第十一条から第十三条まで、第二十三条から第二十九条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の二、第六十五条の四、第七十五条から第七十七条まで、第八十七条並びに第九十一条から第九十八条まで並びに新更生保護法第三十三条、第三十四条第一項、第五十四条第二項、第五十五条及び第八十五条の規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二

並びに第五百十四条から第五百十六条まで、新刑事訴訟法第四百八十条、第四百八十二条、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条、少年法第二条第一項、第二十七条第一項、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文、新少年法第五十六条及び第五十七条、第二号改正後更生保護法第三条、第十四条、第十六条、第三十条、第三十八条、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第二号ハに係る部分を除く。）、第五十一条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第二項第七号に係る部分を除く。）、第五十七条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第一項第四号に係る部分を除く。）、第六十一条、第六十三条、第六十五条、第六十五条の三、第八十二条、第八十四条、第八十六条、第八十八条並びに第八十八条の二、更生保護法第四条第二項、第十一条から第十三条まで、第二十三条から第二十九条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の二、第六十五条の四、第七十五条から第七十七条まで、第八十七条並びに第九十一条から第九十八条まで並びに新更生保護法第三十三条、第三十四条第一項、第五十四条第二項、第五十五条及び第八十五条の規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定

8				
(略)	(略)		刑事訴訟法	
	(略)	(略)	第四百八十	(略)
	(略)	(略)	七条第一項	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。				

8				
(略)	(略)		刑事訴訟法	
	(略)	(略)	第四百八十	(略)
	(略)	(略)	七条	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。				

○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第三十六条関係）

改正案	現行
（少年法の一部改正） 第九十二条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。 （削る） 第五条の三 中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改める。 （削る）	（少年法の一部改正） 第九十二条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。 目次中「第五条の三」を「第五条の二」に、「第三節 記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条）」を「第三節 記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条第六章 雑則（第六十九条―第七十二条））」に改める。 第五条の三を削る。 本則に次の一章を加える。 第六章 雑則 （閲覧又は謄写の手数料） 第六十九条 第五条の二第一項の規定による記録の閲覧又は謄写をするには、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第二の一の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。 （手数料の納付方法） 第七十条 手数料は、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもって納

めることができる。

(過納手数料の還付等)

第七十一条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならぬ。

2 前項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

3 第一項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

4 手数料還付事件(第一項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に係る事件をいう。以下この条において同じ。)に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5 手数料還付事件に関する手続における期日及び期間については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

6 手数料還付事件に関する手続における送達及び手

続の中止については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第五章第四節（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）及び第百三十条から第百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

7| 前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

8| 手数料還付事件に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第十一項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判

所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができ。

9| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

10| 第八項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

11| 第八項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

12| 第八項の規定によりされた申立て等が第十項に規定するファイルに記録されたときは、第八項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

13| 第八項の規定によりされた申立て等に係るこの法

律その他の法令の規定による手数料還付事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

14 特別の定めがある場合を除き、手数料還付事件に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編（第二十七条、第三十一条第二項、第三十一条の二、第三十二条の二、第三十四条第四項、第三十八条、第四十条、第四十二条及び第五十七条第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条 第一項	第七十一条第八 項	第七十一条第二 項（同法第七十 二条後段におい て準用する場合 を含む。）及び 第八項
準用する」と	準用する」と、	「ついで、同条 第二項の規定は 前項の申立てに ついて」とある のは「ついで」 と
訴訟が」とある	準用する。この	

第三十一条 第一項	のは「事件が 最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録（電子的方式 、磁気的方式そ の他人の知覚に よつては認識す ることができな
調書	場合において、 同条第二項中「 訴訟費用の負担 の裁判が確定し た」とあるのは 、「訴訟が完結 した」と読み替 えるものとする 」とあるのは「 準用する

第三十二條 の三第一項	い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。 裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十二條の二第二項及び第三十二條並びに第三十二條の三第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録する	記録上明らかにする 交付する

		第三十三條 第五項	
方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	第九十二條の二第二項の規定は、第一項の規定による書面による意見の陳述について、同法第九十二條の五の規定は、それぞれ準用する	同法第九十二條の二第二項中「前項」とあり、及び同法第九十	同條第二項
第九十二條の五の規定は、	準用する		

第五十三条 第一項					二条の五第二項	第百八十二条、 第百八十五条第 三項
第百八十九条ま で	第二百八条	を含む。）及び 第二百二十九条 第四項	準用する。		第百八十九条ま で、第二百五条 第二項	第百八十九条ま で、第二百五条 第二項
					第二百八条、第 二百十五条第二 項	第二百八条、第 二百十五条第二 項
					を含む。）、第 二百二十七条第 二項（同法第二 百三十一条の三 第一項において 準用する場合を 含む。）、第二 百二十九条第四 項及び第二百三 十二条の二	を含む。）、第 二百二十七条第 二項（同法第二 百三十一条の三 第一項において 準用する場合を 含む。）、第二 百二十九条第四 項及び第二百三 十二条の二
					準用する。この 場合において、 同法第二百五条 第三項中「事項 又は前項の規定 によりファイル に記録された事 項若しくは同項	準用する。この 場合において、 同法第二百五条 第三項中「事項 又は前項の規定 によりファイル に記録された事 項若しくは同項

の記録媒体に記	録された事項」	とあり、及び同	法第二百十五條	第四項中「事項	又は第二項の規	定によりファイ	ルに記録された	事項若しくは同	項の記録媒体に	記録された事項	「とあるのは「	事項」と、同法	第二百三十一條	の二第二項中「	方法又は最高裁	判所規則で定め	る電子情報処理	組織を使用する	方法」とあるの	は「方法」と、	同法第二百三十	一條の三第二項	中「若しくは送	付し、又は最高	裁判所規則で定	める電子情報処	理組織を使用す

	第五十七條 第一項	
「又は送付する」と読み替えるものとする。	電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）	電子裁判書に代わる電磁的記録「という。」を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもって、電子裁
「とあるのは」とあるのは	裁判書	手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもつて、裁判書

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者	第七十二条 前条第一項の申立てにおいて、第七十条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。	(再使用証明)	第五十七條	判書	裁判書
			第二項	記録しなければ	記載しなければ
	第五十八條	第二項及び第六十一條	第二項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書	裁判書
				あるのは、「非訟事件の手續の期日	あるのは「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ
	第六十三條	第二項	第七十四條	第一項第六号	記載すべき
					記載すべき

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第九十三条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

（削る）

第四十七条第一項中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改め、同条第三項中「並びに別表第一の一七の項及び一八の項（上欄(4)に係る部分に限る。）並びに別表第三の一の項から三の項」を「、別表第一の四五の項及び五一の項並びに別表第二の一の項から三の項」に改める。

が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第三項から第十四項までの規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第九十三条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第五十二条」に改める。

第四十七条第一項中「の手数料については、その性質に反しない限り」を「をするには」に、「第七条から第十条まで及び別表第三の一の項の規定（同項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する」を「別表第二の一の項下欄に掲げる額の手数を納めなければならない」に改め、同条第三項中「から第十条まで並びに別表第一の一七の項及び一八の項（上欄(4)に係る部分に限る。）並びに別表第三の一の項」を「並びに別表第一の四五の項及び別表第二の一の項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十条第二項においてその例によることとされる民事訴訟法第二百二十一条の決定に対する同法の規

第四十八條第二項中「別表第一の一七の項」を「別表第一の四五の項」に改め、同条第三項中「第三条第二項及び別表第二の一の項」を「第三条第一項及び別表第一の一の項」に改め、同条第四項後段を削る。

(削る)

定による抗告の提起をするには、千円の手数料を納めなければならない。

第四十七條に次の三項を加える。

5 損害賠償命令の申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

6 第三十八條第一項の規定による異議の申立てをするには、民事訴訟費用等に関する法律別表第一の四五の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

7 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九條第一項(第四十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三條第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

第四十八條を次のように改める。

(手数料の納付方法)

第四十八條 手数料は、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第四十九條を第五十二條とし、第四十八條の次に次の三条を加える。

(過納手数料の還付等)

第四十九條 手数料が過大に納められた場合において

は、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならぬ。

2| 前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができ。

3| 第一項の申立ては、その申立てをすることができずる事由が生じた日から五年以内にしなければならぬ。

4| 第一項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

5| 手数料還付事件（第一項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に係る事件をいう。以下この条において同じ。）に関する手続における期日の呼出しについては、第三十条の規定を準用する。

6| 手数料還付事件に関する手続における期日及び期間については、民事訴訟法第九十五条から第九十七条までの規定を準用する。

7| 手数料還付事件に関する手続における送達及び手続の中止については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第五章第四節（第一百条第二項、第三款及び第一百一十一条を除く。）及び第一百三十一条から第一百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第一百二十二条第一項

本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

8| 前項において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による公示送達については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

9| 手数料還付事件に関する手続における申立てその他の申述については、第三十三条の規定を準用する。

10| 特別の定めがある場合を除き、手数料還付事件に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二編（第二十七條、第三十一條第二項、第三十一條の二、第三十二條の二、第三十四條第四項、第三十八條、第四十條、第四十二條及び第五十七條第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八條	第七十一條第八項	第七十一條第二項（同法第七十二條後段において準用する場合
第一項	項	

るためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）	裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十二条の二第二項及び第三十二並びに第三十二条の三第一項を
	記録上明らかにする

	第三十二條 の三第一項		第三十三條 第五項
除き、以下単に「ファイル」という。）に記録する	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する		第九十二條の二第二項の規定は第一項の規定による書面による
交付する			第九十二條の五の規定は、

第五十三条 第一項								
意見の陳述について、同法第九十二条の五の規定は、それぞれ準用する					同法第九十二条の二第二項中「前項」とあり、及び同法第九十二条の五第二項			
第百八十二条					第百八十二条、第百八十五条第三項			
第百八十九条まで					第百八十九条まで、第二百五条第二項			
第二百八条					第二百八条、第二百十五條第二項			
を含む。）及び第二百二十九条第四項					を含む。）、「第二百二十七条第二項（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）、「第二百二十九条第四			

	項及び第二百三十二條の二
準用する。	準用する。この場合において、同法第二百五條第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五條第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一條の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理

第五十七條			
第一項			
電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）	最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判	手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもつて、裁判書	組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。
裁判書			

第七十四条 第一項第六	第二項 第六十三條	第二項 第六十一條	第二項 第五十八條	第二項 第五十七條	
記録すべき	あるのは、「非 訟事件の手續の 期日	判書 により、電子裁	最高裁判所規則 で定めるところ により、電子裁	電子裁判書 記録しなければ	判所を記録した 電磁的記録（第 三項において「 電子裁判書に代 わる電磁的記録 」という。）を 作成し、又は電 子調書に主文を 記録することを もって、電子裁 判書
記載すべき	あるのは「手数 料還付事件の手 続の期日」と、 「電子調書」と あるのは「調書 」と、「記録し なければ」とあ るのは「記載し なければ		裁判書 記載しなければ	裁判書	

号

(再使用証明)

第五十条 前条第一項の申立てにおいて、第四十八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第四項から第十項までの規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の費用)

第五十一条 損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(同法第八条から第十条までを除く。)(の規定を準用する。この場合において、同法第十一條第一項第一号中「給付(郵便物の料金及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるものを除く。)」とあるのは

、 「給付」と読み替えるものとする。

2 | 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（次項及び第五項において「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

3 | 前項の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

4 | 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）に規定する物品管理職員の責任の例による。

5 | 前二項に定めるもののほか、第三項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（附則第三十七条関係）

改正案	現行
（内閣総理大臣による犯罪事実の確認） 第三十四条（略） 2 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項及び当該各号のいずれの場合に該当するかを確認を行った日（次条第四項及び第三十八条第一項において「確認日」という。）を内閣総理大臣に通知するものとする。 一 特定性犯罪についての事件（拘禁刑又は罰金を言い渡す裁判が確定したものに限る。次号において同じ。）の保管記録（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）<u>第二条第三項</u>に規定する保管記録をいう。次号において同じ。）に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうち、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがない場合 その旨 二（略）	（内閣総理大臣による犯罪事実の確認） 第三十四条（略） 2 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項及び当該各号のいずれの場合に該当するかを確認を行った日（次条第四項及び第三十八条第一項において「確認日」という。）を内閣総理大臣に通知するものとする。 一 特定性犯罪についての事件（拘禁刑又は罰金を言い渡す裁判が確定したものに限る。次号において同じ。）の保管記録（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）<u>第二条第二項</u>に規定する保管記録をいう。次号において同じ。）に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうち、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがない場合 その旨 二（略）

○ 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（附則第三十八条関係）

改正案	現行
（国税庁監察官の行う捜査） 第二十七条（略） 2 前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、捜索、同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令、検証及び検視並びに同法第百九十七條第三項の規定による求め並びに同法第百二十四條第一項及び第百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。 3 （略） 4 第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三條、第百九十四條、第百九十六條、第百九十八條第一項、第二百二十一條、第二百二十二條第一項（第二百二十一條に關する部分に限る。）、第二百二十三條第一項、第二百二十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十條第二項（領置に關する部分に限る。）、及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」とあり、並びに同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條第一項及び第三項並びに第二百四十六條中「司法警察員」とあるのは「<u>国税庁監察官</u>」と、同法第百十七條中「<u>、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、經濟産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令</u>」とあるのは「<u>及び財務省令</u>」とする。	（国税庁監察官の行う捜査） 第二十七条（略） 2 前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、記録命令付差押え、捜索、検証及び検視並びに同法第百九十七條第三項の規定による求め並びに同法第百二十四條第一項及び第百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。 3 （略） 4 第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三條、第百九十四條、第百九十六條、第百九十八條第一項、第二百二十一條、第二百二十二條第一項（第二百二十一條に關する部分に限る。）、第二百二十三條第一項、第二百二十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十條第二項（領置に關する部分に限る。）、及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」とあり、並びに同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「<u>国税庁監察官</u>」と読み替えるものとする。

5
ゝ
7

(略)

5
ゝ
7

(略)